

沖縄県社会的養育推進計画

令和7年3月

沖 縄 県

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨・経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけと計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の進捗評価（PDCAサイクルの運用）・・・・・・・・ 2

第2章 沖縄県の社会的養育の現状

- 1 沖縄県の社会的養育の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第3章 計画の基本方針と項目別の取組

- 1 計画の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 項目別の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
 - (1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組・・・・・・・・ 9
 - (2) 市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組・・・・・・・・ 11
 - (3) 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組・・・・・・・・ 16
 - (4) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み・・・・・・・・ 18
 - (5) 一時保護改革に向けた取組・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (6) 代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組・・・・・・・・ 26
 - (7) 里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組・・・・・・・・ 29
 - (8) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組・・・・・・・・ 33
 - (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組・・・・・・・・ 38
 - (10) 児童相談所の強化等に向けた取組・・・・・・・・・・ 41
 - (11) 障害児入所施設における支援・・・・・・・・・・ 44

第4章 資料編

- 1 指標一覧(再掲)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 2 現行計画の進捗評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
- 3 アンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨・経緯

沖縄県は、去る大戦において、国内で唯一、住民を巻き込んだ大規模な地上戦が繰り広げられました。灰燼に帰した焦土の中から先人達は、米国施政下の苦難を乗り越え、復帰前後の激動する社会情勢の下で数々の困難を克服し、今日までの歴史を築いてきました。

終戦後の本県の児童福祉施策は、厳しい状況が続きました。まず、戦争孤児への対応から始まり、米国統治下の独自の法制度の構築、本土復帰による日本法の適用とともに、本土との格差是正のための沖縄振興開発特別措置法が立法され、沖縄の持つ特殊事情を踏まえた各種施策などが講じられて、今日の体制が確立されてきました。

しかしながら、これまで児童福祉の推進に向け多大な努力が払われてきたにもかかわらず、近年の社会構造の変化に伴い、高い貧困率、核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、増加する児童虐待など、こどもを取り巻く環境は厳しさを増しています。

このような状況を踏まえ、令和4年改正児童福祉法においては、こどもに対する家庭及び養育環境の支援を強化し、こどもの権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するための支援の充実が示され、これに関連して、令和6年3月に「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」が示され、令和6年度末までに、現行計画を全面的に見直し、令和7年度から令和11年度までを計画期間とする新たな計画を策定することとされました。当該策定要領において、次期計画では新たに整備目標や評価指標を設定のうえPDCAサイクルの効果的な運用を図ることや、妊産婦等の支援や障害児入所施設における支援等についても新たに追加することとなりました。

このため、沖縄県では平成27年3月に策定した「沖縄県家庭的養護推進計画」、令和2年3月に策定した「沖縄県社会的養育推進計画」を見直し、こどもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と沖縄県の現状を踏まえて、沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す方策を定めることとしました。

計画策定にあたっては、各施設や関係機関へのヒアリングや、社会的養育経験者や有識者等を委員とした沖縄県社会的養育推進計画検討会の実施、社会福祉審議会の開催やパブリックコメントの実施等により、広く意見を頂き、計画に反映させたほか、当事者であるこどもたちにアンケートや直接ヒアリングをさせて頂き、意見を取り入れたところです。

沖縄県は、今回策定した社会的養育推進計画を着実に実施するとともに、全てのこどもの権利と健やかな発達を保障することは社会全体の責務であるという県民の理解を更に進め、生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと暮らせる「誰一人取り残さないこどもまんなか社会」の実現を目指して取り組んでいきます。

2 計画の位置づけと計画期間

この計画は、国が定める「都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和6年3月）」にもとづき、「沖縄県社会的養育推進計画（令和2年3月策定）（計画期間：令和2～11年度）」の中間見直しとして策定するものです。

また、こども基本法第10条第1項の規定に基づく「都道府県こども計画」に位置付けられている「沖縄県こども・若者計画（計画期間：令和7～11年度）」との整合性を図っています。

【計画期間】

令和7年度（2025年度）～令和11年度（2029年度）

3 計画の進捗評価（PDCAサイクルの運用）

計画の進捗状況について、毎年度検証を行い、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会に検証結果を報告するとともに、必要な場合は中間年を目安として計画の見直しを行います。

第2章 沖縄県の社会的養育の現状

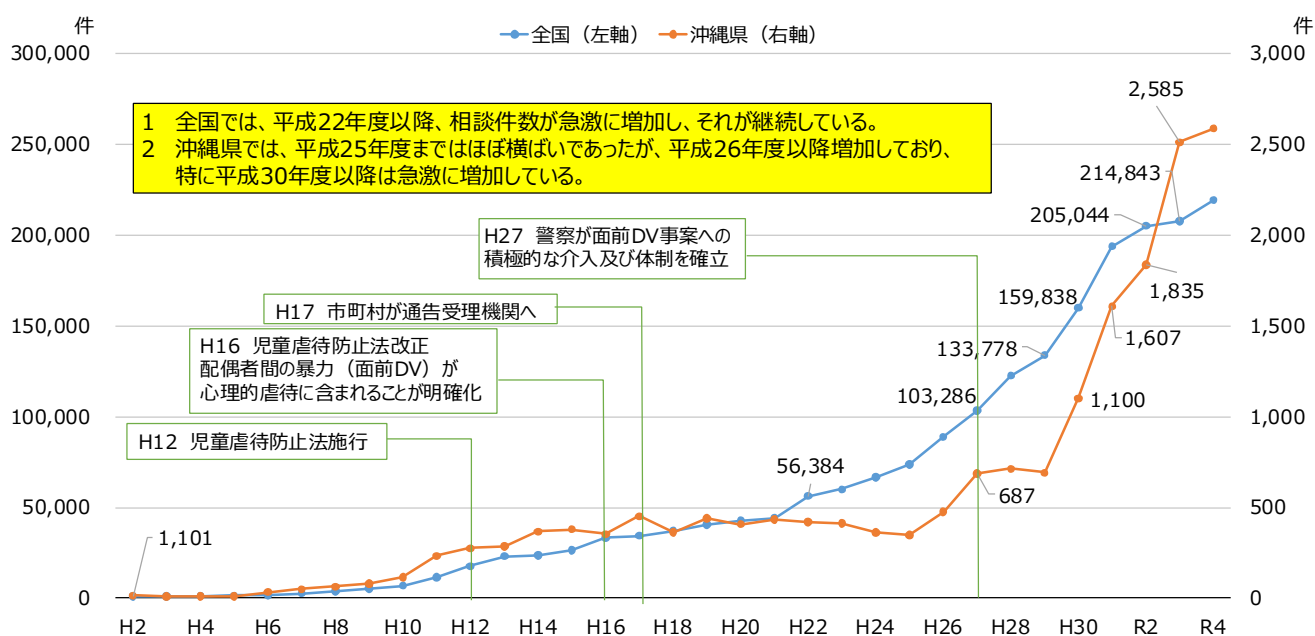
第2章 沖縄県の社会的養育の現状

1 沖縄県の社会的養育の現状

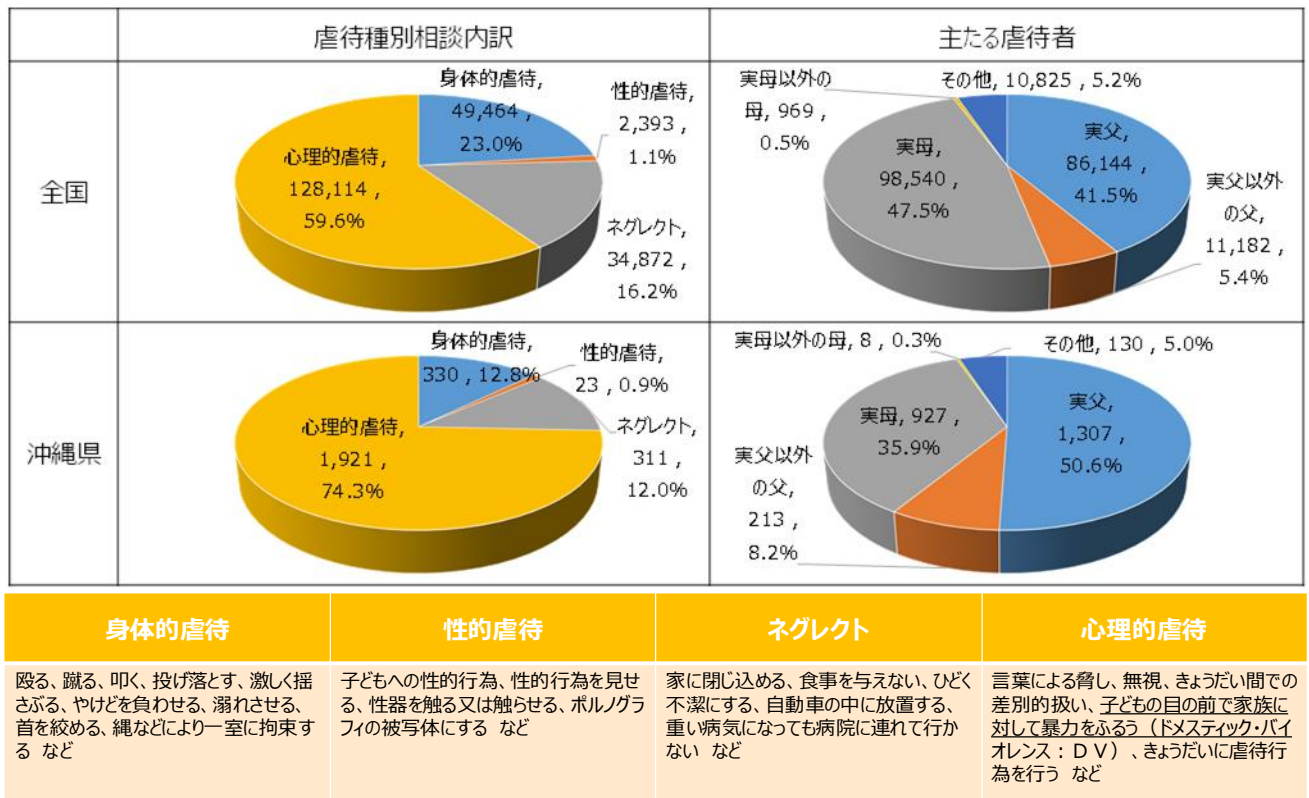
児童相談所における児童虐待の相談対応件数は、沖縄県では、児童虐待防止法が施行された平成12年度の275件（全国1万7,725件）から、その後、児童虐待防止法の改正等に伴い、児童虐待の定義が拡大されたこと等により、令和4年度は2,585件（全国21万4,843件）となり、平成12年度と比べ約9.4倍（全国約12.4倍）となっています。

児童虐待相談対応件数の増加が続く中、沖縄県ではこどもの権利を普及啓発し、社会全体でこどもの権利と虐待防止の理解を深め、その取り組みを推進し、虐待からこどもを断固として守り、こどもが健やかに成長することができる社会の実現を目指し、令和2年3月に「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」を制定しました。

【児童虐待の状況（相談対応件数推移）】



【児童虐待の状況（虐待の内訳）】



出典：令和４年度福祉行政報告例（主たる虐待者の全国統計のみ令和３年度）

虐待を受けた児童など保護が必要とされる児童については、児童養護施設、乳児院等への入所措置や里親委託等が行われています。

令和4年4月1日現在、児童養護施設は県内に8箇所が設置されており、定員の合計は349人、乳児院については1箇所が設置されており、定員は20人となっています。

社会的養育を要する児童数はほぼ横ばいとなっています。

【沖縄県の措置児童の推移（障害児入所施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設を除く）】

(単位：人、％)

	委託措置			入所措置		計	里親等 委託率 (沖縄)	里親等 委託率 (全国)
	里親委託児 a	ファミリーホーム 委託児童 b	小計 c=a+b	養護施設 入所児 d	乳児院 入所児 e			
H17	103	—	103	366	21	490	21.0%	9.1%
H18	118	—	118	370	16	504	23.4%	9.5%
H19	122	—	122	384	21	527	23.1%	10.0%
H20	121	—	121	388	19	528	22.9%	10.5%
H21	124	16	140	395	21	556	25.2%	11.1%
H22	108	44	152	382	21	555	27.4%	12.0%
H23	117	56	173	360	15	548	31.6%	13.5%
H24	121	56	177	335	15	527	33.6%	14.8%
H25	118	51	169	332	13	514	32.9%	15.6%
H26	131	50	181	329	13	523	34.6%	16.5%
H27	143	39	182	302	11	495	36.8%	17.5%
H28	153	47	200	347	17	564	35.5%	18.3%
H29	142	46	188	323	17	528	35.6%	19.7%
H30	132	40	172	314	10	496	34.7%	20.5%
R 1	133	43	176	326	10	512	34.4%	21.5%
R 2	144	33	177	294	10	481	36.8%	22.8%
R 3	138	40	178	289	9	476	37.4%	23.5%
R 4	142	37	179	293	14	486	36.8%	24.3%

出典：福祉行政報告例

※「里親等」には、平成21年度から制度化されたファミリーホームを含む。

児童福祉施設の内訳

児童福祉施設とは（児童福祉法第7条）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

→ このうち、こども育成班の業務で関わる施設は次のとおり。 ※（ ）内の数字は令和6年度時点の沖縄県内の設置数

助産施設 (10か所)	乳児院 (1か所)	児童養護施設 (8か所)
保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設
児童心理治療施設 (1か所)	児童自立支援施設 (1か所)	児童家庭支援センター (3か所)
家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設	地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設

里親・ファミリーホーム

里親（登録数306組、委託児童数148人）

さまざまな事情で家族と離れて暮らす子どもを、自分の家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する制度で次の4つに分類される。（兼ねることも可能）

養育里親	専門里親	養子縁組里親	親族里親
養子縁組を目的とせず、要保護児童を預かって養育する里親	虐待された児童や非行等の問題を有する児童、及び身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する里親	保護者のない子どもや家庭での養育が困難で実親が親権を放棄する意思が明確な場合の養子縁組を前提とした里親	3親等以内の親族（祖父母、叔父、叔母など）の児童の親が死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患などで養育できない場合の里親

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）（9か所、委託児童数39人）

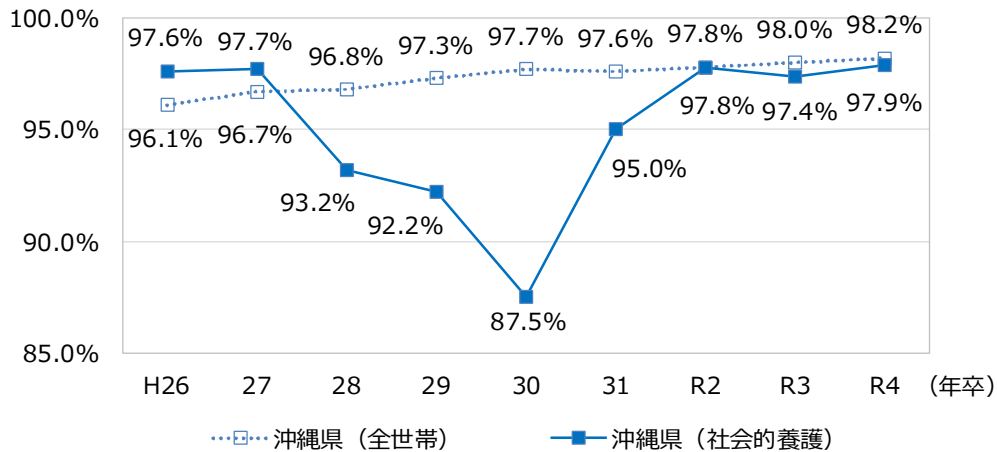
家庭養育を促進するため、要保護児童に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する事業。

※要保護児童…保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童（児童福祉法第6条の3第8項）

※（ ）内の数字は令和5年度末時点の沖縄県内の設置数

令和4年3月卒業者の社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率は97.9%、大学等進学率は58.6%となっており、高等学校等進学率は沖縄県（全世帯）平均程度に達しています。

【社会的養護が必要なこどもの高等学校等進学率】



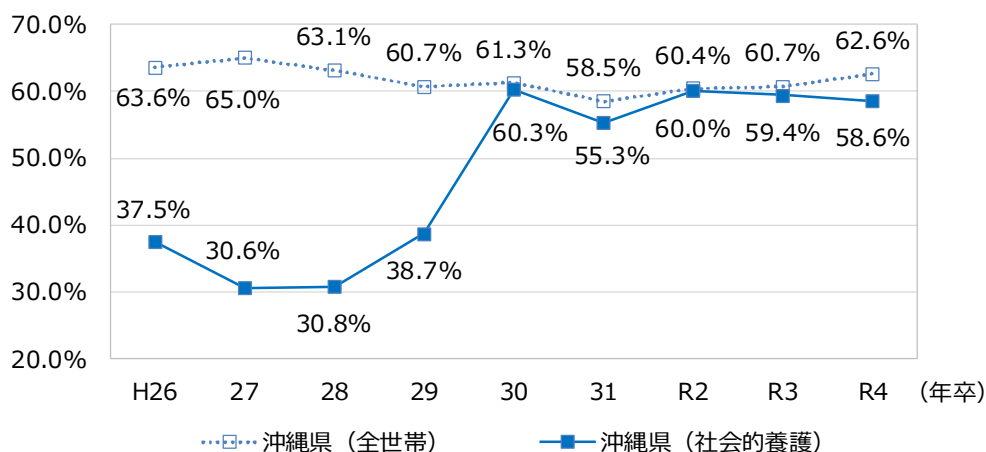
出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※注1：高等学校等は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設。

※注2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童。

※注3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

【社会的養護が必要なこどもの大学等進学率】



出典：社会的養護の現況に関する調査（厚生労働省）、全世帯は、学校基本調査（文部科学省）

※注1：大学等は、大学、短期大学、高等専門学校第4学年、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設。

※注2：社会的養護が必要なこどもは、児童養護施設、里親（ファミリーホームを含む。）で養育を受けた児童。

※注3：社会的養護の現況に関する調査と学校基本調査の数値は、算出方法が異なるため、単純に比較することには注意が必要。

第3章 計画の基本方針と項目別の取組

第3章 計画の基本方針と項目別の取組

1 計画の基本方針

【沖縄県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方】

虐待を受けたこどもや、何らかの事情により実の親が育てられないこどもを含め、全てのこどもの育ちを保障していくため、家庭養育優先の理念に基づき、実親による養育が困難であれば、特別養子縁組による永続的解決や里親等への委託を推進します。また、施設で養育することを要するこどもにおいても、小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の確保を目指します。

すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、権利の主体として尊重されると共に、夢や希望をもって健やかに成長し、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活できるよう、関係機関と連携のうえ養育環境の整備に取り組みます。

2 項目別の取組

（１）当事者であるこどもの権利擁護の取組

令和４年改正児童福祉法においては、里親等委託や施設入所、一時保護等の措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向に関し、都道府県児童福祉審議会等による調査審議・意見具申が行われるようにすることその他の方法により、こどもの権利擁護に係る環境を整備することを都道府県の業務に位置付けるとともに、里親等委託や施設入所等の措置、一時保護決定時等の意見聴取等措置、さらにはこどもの意見表明等支援事業の創設等、こどもの権利擁護に関する取組について拡充が図られています。

① 意見聴取・意見表明等支援等の取組

【現状】

- 措置等にあたっては、前計画に基づき内容を見直した『こどもの権利ノート』を活用し、こどもに分かりやすく説明を行うとともに、こども自身が表明した意見を援助方針に反映しています。
- 児童養護施設や一時保護施設においては意見表明等支援員が定期訪問することにより、こどもの意見形成支援及び意見表明支援を実施しています。
- 措置の実施及びこれらの措置の実施中における処遇に対するこどもの意見又は意向を、沖縄県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において調査審議等を行う体制を整備しました。

【課題】

- こどもの権利擁護を実現するためには、関係職員やこどもに対し、こどもの権利について周知する必要があります。
- 意見表明等支援員による定期訪問にあたって、こども本人の認知度等の向上を図る必要があります。
- 社会的養護の下で生活するこどもたちの中には、なぜ施設入所や里親委託されているのか十分理解出来ず、不安を抱えている場合があります。

【対応策】

- 児童相談所や児童養護施設等の関係職員及び措置児童に対し、こどもの権利擁護に関する研修を実施していきます。
- こどもへのアンケートを定期的実施することにより、より効果的な意見表明支援・意見形成支援の実現に向けて改善を図ります。

児童相談所や施設・里親等で連携のうえ、こどもの年齢や発達状況を踏まえたうえで、本人のおかれた状況説明を適宜適切に実施していきます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数	16	R 5・R 6	回	18	19	20	22	24
	受講者数	473	R 5・R 6	人	485	497	509	521	533
意見表明等支援事業を利用可能なこども	人数	440	R 5	人	530	576	622	668	714
	割合	55	R 5	%	60	65	70	80	89
意見表明等支援事業の実施状況	第三者への事業委託状況	済	R 6.4.1	—	—	—	—	—	体制維持・充実
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度等	認知度	72	R 6	%	—	—	—	—	80
	利用度	26	R 5	%	—	—	—	—	31
	満足度	55	R 6	%	—	—	—	—	66
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	理解度	46	R 6	%	—	—	—	—	55
措置児童等を対象とした日ごろから意見表明ができるこどもの割合等	割合	68	R 6	%	—	—	—	—	80
	満足度	46	R 6	%	—	—	—	—	55
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画の有無	参画の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	実施の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有

（２）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の実取

市町村は、従来からこども家庭支援業務の全般を担ってきたところですが、平成 28 年の児童福祉法の改正により市町村・都道府県・国それぞれの役割・責務が明確化され、法においてもこども家庭支援の中心が市町村であることが示されました。

家庭養育優先原則のもと、在宅で生活しているこどもや家庭への支援については、住民に最も身近な行政主体である市町村における取組が重要です。

加えて、令和 4 年の改正児童福祉法で、市区町村は、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めること」としているため、こども家庭センターの設置を進める必要があります。

こども家庭センターでは、これまで両機関で実施していた相談支援等の取組に加え、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）や、民間団体と連携して支援体制の充実を図るための地域資源の開拓等を担うこととしています。

また、支援メニューの充実として、一定の事由により家庭での養育が一時的に困難となった児童を預かる「子育て短期支援事業」等のニーズが高まっています。これらの取組は、増加する児童虐待の発生予防や早期発見、早期対応という観点からも有効であると考えられます。

県としては、これらの取組を含む市町村のこども家庭支援体制の充実・強化に向け、引き続き支援を行っていきます。

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の実取・取組

【現状】

- 子ども家庭総合支援拠点の設置状況 18 市町村（R6. 4. 1 時点）
- 母子健康包括支援センターの設置状況 39 市町村（R6. 4. 1 時点）
子ども家庭総合支援拠点及び母子健康包括支援センターは、全市町村での設置を目指していましたが、上記の市町村数にとどまっています。未設置の市町村の理由として「現在の体制で既に機能を果たしている」、「設置の方法が不明」等の声があります。
- 令和 6 年度から令和 8 年度までは、こども家庭センターの要件を満たしていない場合であっても、経過措置としてこども家庭総合支援拠点や子育て世代包括支援センターの人員配置基準等を満たす場合は補助対象となりますが、令和 9 年度以降は、こども家庭センターの要件を満たしていない場合、補助対象外となるとの国の考えが示されているため、令和 9 年度までに全市町村でのこども家庭センターの設置を目指す必要があります。
- 県内のこども家庭センター設置状況は、設置済み 14 市町村、設置予定 6 市町村、未定 21 町村となっています。
- 子育て短期支援事業実施状況 13 市町村（R6. 4. 1 時点）
当該事業では、児童養護施設や母子生活支援施設、また里親家庭において一定期間こどもを預かり、養育、保護を行っています。

【課題】

- こども家庭センターの全市町村での設置に向け、設置方法や運営方法をわかりやすく伝えていくことが必要です。
- これらの機能の充実に当たっては、高い専門性を有する人材の育成が必要です。
- こども家庭相談支援のノウハウが十分に蓄積されていない市町村もあることから、各市町村の実情に応じた丁寧な支援が必要です。特に、専門人材の確保が困難な離島市町村においては、本島との支援に差が出ないよう支援体制の構築が必要です。
- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、児童養護施設や里親家庭などこどもの預かり先の確保が必要です。

【対応策】

- 市町村がこども家庭センターを設置、運営する上で必要な情報の提供及び助言を行うため、研修の開催や個別の市町村ヒアリング等を行います。
- こども家庭相談に携わる市町村職員の専門性向上のため、要保護児童対策調整機関専門職研修等の実施や、児童相談所職員と市町村職員の合同研修等の人材交流を行います。
- 引き続き児童相談所に市町村支援児童福祉司を配置し、各市町村の実情に応じた助言等を行います。離島に関しては、児童相談所の分室や関係機関とも連携しながら、それぞれの圏域の市町村支援を実施します。
- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、地域のニーズを踏まえながら、事業に必要な施設や里親家庭の確保のため、市町村による施設設置の調整や、児童養護施設等多機能化に向けた調整、里親家庭の開拓に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センターの設置数	設置数	14	R 6.4.1	箇所	23	32	41	41	41
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修	実施回数	3	R 6	回	4	4	4	4	4
	受講者数	376	R 6	人	現況並	現況並	現況並	現況並	現況並
都道府県と市町村との人材交流の実施体制の整備	実施体制	有	—	—	—	—	—	—	有
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	策定支援の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有

② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

平成 28 年の児童福祉法改正では、市町村は地域においてこどもが健全に育てられるよう「子育て支援事業」が確実に実施されるよう努力義務が規定されました。

そして、令和 4 年の児童福祉法改正では、上記の「子育て支援事業」についての努力義務を残しつつ、市町村は支援が必要なこどもや家庭に対して、「家庭支援事業」が利用できるようにサポートしなければならないこととされました。

そして、この家庭支援事業については、対象となるこどもや家庭の意向に関わらず、事業サービスを提供することができることとされています。

	子育て支援事業	家庭支援事業
児童福祉法上の根拠	第 21 条の 9	第 21 条の 18
対象	地域のすべてのこどもや家庭	市町村や児童相談所においてサポートが必要とされたこどもや家庭
主な事業	放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動支援事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業	子育て短期支援事業 養育支援訪問事業 一時預かり事業 子育て世帯訪問支援事業 児童育成支援拠点事業 親子関係形成支援事業

【現状】

- 子育て短期支援事業 13 市町村（R6.4.1 時点）
当該事業では、各市に所在する児童養護施設や母子生活支援施設が実施施設となり、一定期間こどもを預かり、養育、保護を行っています。保護者もこどもと共に入所・利用可能としています。
- 養育支援訪問事業 31 市町村（R6.4.1 時点）
子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、保健師等による指導助言等を訪問により実施することで、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決、軽減を図っています。
- 一時預かり事業 28 市町村（R6.3.31 時点）
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を、認定こども園・幼稚園・保育所等で一時的に預かっています。

- 子育て世帯訪問支援事業 17 市町村（R6.4.1 時点）
当該事業では、要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）とし、家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行います。
- 児童育成支援拠点事業 0 市町村（R6.4.1 時点）
養育環境等の課題を抱える主に学齢期の児童を対象とし、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行います。
なお、沖縄県内の市町村では内閣府補助金を活用して、類似した「拠点型こどもの居場所運営支援事業」を実施しています。当該事業は「児童育成支援拠点事業」で実施している食支援や学習支援以外にも、就学継続支援やキャリア形成支援など幅広い支援に対応しており、かつ、補助率も高いことから、各市町村では当該事業を優先して活用しています。
- 親子関係形成支援事業 2 市町村（R6.4.1 時点）
要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的に、こどもの発達状況等に応じた支援を行う事業となっていますが、県内で実施している市町村数は少ない状況です。

【課題】

- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、児童養護施設など、こどもの預かり先となる施設の確保が必要です。
- 養育支援訪問事業は、対象者（家庭）が少ない、訪問できる人材がいない等といった理由で未実施となっている市町村があります。
子育て世帯訪問支援事業と親子関係形成支援事業は、令和6年度から始まった事業であるため、事業実施のノウハウ不足や、委託先の確保ができず、需要があっても実施に至っていない市町村があります。

【対応策】

- 子育て短期支援事業の実施に当たっては、地域のニーズを踏まえながら、事業に必要なとなる施設の確保のため、市町村による施設設置の調整や、児童養護施設等と多機能化に向けた調整を行います。
- 養育支援訪問事業については、事業実施市町村の拡充並びに既に実施中の市町村における活動内容の充実に向け、市町村に対し必要な助言及び適切な援助を行っていきます。
- 令和6年度から開始された子育て世帯訪問支援事業や親子関係形成支援事業については、先行して実施している県内外の市町村の情報収集を行い、実施方法等を未実施市町村へ共有し、実施を促します。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	確保方策	—	—	—	各年度市町村計画掲載量のとおり				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親数等	里親数	28	R 6	世帯	28	29	29	30	30
	ファミリーホーム数	3	R 6	箇所	3	3	3	3	3
	児童家庭支援センター数	1	R 6	箇所	2	2	3	3	3
	その他	11	R 6	箇所	11	12	12	13	13

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

家庭及び地域支援体制の強化を図るため、児童家庭支援センターにおいて、児童に関する家庭等からの相談、市町村の求めに応じた技術的助言その他必要な援助、里親家庭等への支援を行うとともに、各児童福祉施設のほか、NPO 法人や医療法人等多様な民間団体による運営の可能性も踏まえて、今後の設置促進等に向けた必要な検討を行います。

また、児童家庭支援センターの専門性を活かし、市町村の家庭支援事業の委託を受けることや令和6年度より、児童相談所からの「指導委託」が義務的経費となったことから、児童相談所の補完的役割を果たす拠点としての機能が期待されます。

【現状】

- 現在、在宅支援機能を備える児童家庭支援センターが、北部地域の児童養護施設なごみ（児童家庭支援センターなごみ）、中部地域の児童養護施設美さと児童園（児童家庭支援センター美ら虹）、宮古地域の児童養護施設漲水学園（児童家庭支援センターはりみず）に設置されており、施設と地域をつなぐ重要な拠点となっています。
- 一部の施設では、市町村事業であるショートステイの受入れに取り組んでいます。

【課題】

- 児童家庭支援センターが、市町村に対する専門的な助言・援助を行うことや、里親支援センター及びフォostリング機関の一部機能を担うこと、児童相談所の指導委託を受けることを踏まえ、児童相談所や市町村、里親支援センター等関係機関との連携を強化する必要があります。
- 児童家庭支援センターが、市町村の家庭支援事業の委託が可能となっていることについて、市町村の担当者が十分に理解していない可能性があります。
- 児童相談所が行う「指導委託」の内容について、児童相談所ごとにばらつきがあるため、「指導委託」の内容や期間などについての整理が必要です。
- 南部地域と八重山地域には、児童家庭支援センターが未設置となっています。

【対応策】

- 既存の北部・中部・宮古地域の児童家庭支援センターは、地域の相談窓口としての機能を活かし、圏域市町村との連携を強化し、継続的な地域支援を行います。
- 児童相談所が行う「指導委託」について、積極的な活用に向け、その支援内容や期間、定期的なモニタリングなどについて、整理を行います。
- 児童家庭支援センターについては、ショートステイや親子関係再構築支援など様々な機能展開が期待されることから、児童相談所や市町村等の関係機関と必要な機能や役割分担について協議を行い、また活用可能な事業や財政支援について確認しながら検討していきます。
- 児童家庭支援センターが設置されていない南部地域及び八重山地域に、設置を促進していきます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童家庭支援センターの設置数	設置数	3	R 7.1.1	箇所	4	4	5	5	5
児童相談所からの在宅指導措置委託件数等	委託件数	10	R 6.12	件/月	20	20	20	20	25
市町村から家庭支援事業（ショートステイ事業等）を委託されている児童家庭支援センター数	児童家庭支援センター数	1	R 6	箇所	1	2	3	4	5

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

出産後の養育について、出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦その他これに類する者及びその者の監護すべきこどもの支援のための体制構築に向けて取り組む必要があります。

① 妊産婦等生活援助事業等による支援・取組

令和４年改正児童福祉法において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携を行う妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられることとなりました。

実施にあたっては、特定妊婦への支援等に関するマネジメントを行う支援コーディネーター（管理者）の配置、医療的な支援の実施を行う看護師・助産師・保健師等の配置、日常生活上の支援の実施を行う母子支援員等を配置する必要があります。

【現状】

- 県では、令和5年10月1日から特定妊婦の宿泊型居場所を中部圏域に1カ所開設しました。当該施設は4世帯まで入居可能な体制を整え、産前産後の約6か月を目途として特定妊婦等を受け入れています。
- また、入退所における各種調整のほか、行政機関や医療機関への同行支援、就労支援やアフターフォロー等に取り組んでいます。

【課題】

- 退所後は母子の生活が困窮することがないように、居住先の確保や必要な支援機関へつなぐ必要がありますが、退所先の確保が課題となっています。

【対応策】

- 特定妊産婦等が安心して出産し、出産後は安定した生活につながるよう、市町村や関係機関との連携体制構築に取り組めます。
- 事業の周知が進み、ニーズが掘り起こされた結果、1カ所では対応困難な状況となった場合や、他地域における設置の必要性が生じた場合は、拡充についても検討していきます。

【数値目標】

指 標	現状値			目標値				
		時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数	1	R 6.4.1 箇所	1	1	1	1	1
助産施設の設置数	設置数	10	R 6.4.1 箇所	10	10	10	10	10

② 市町村等との連携について

特定妊婦等の支援については、県の母子保健担当部局と児童福祉担当部局の連携のみならず、市町村をはじめとした関係機関と連携体制を構築し、自立に向けて支援していく必要があります。

【現状】

- 特定妊婦については、各市町村の要保護児童対策地域協議会において把握しており、令和4年4月時点で92名が登録されています。

【課題】

- 支援を必要とする妊産婦等については、母子保健と児童福祉の組織が別であるため、連携・協働や、情報共有等に課題があります。

【対応策】

- 市町村では母子保健・児童福祉両部門が一体的に相談支援を行う機関（こども家庭センター）の設置に努めることになり、個々の家庭に応じた切れ目のない支援を図るためにも、県においてもこども家庭センター設置に向けた助言や情報提供等の後方支援に取り組めます。

(4) 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

ここでは、保護者のいないこども、または保護者に監護させることが不適當であると認められるこどもであって、里親・ファミリーホームに委託または児童養護施設等に入所のうえ養育することが必要であるこどもの数（代替養育を必要とするこども数）を見込みます。

① 代替養育を必要とするこどもに関する現状

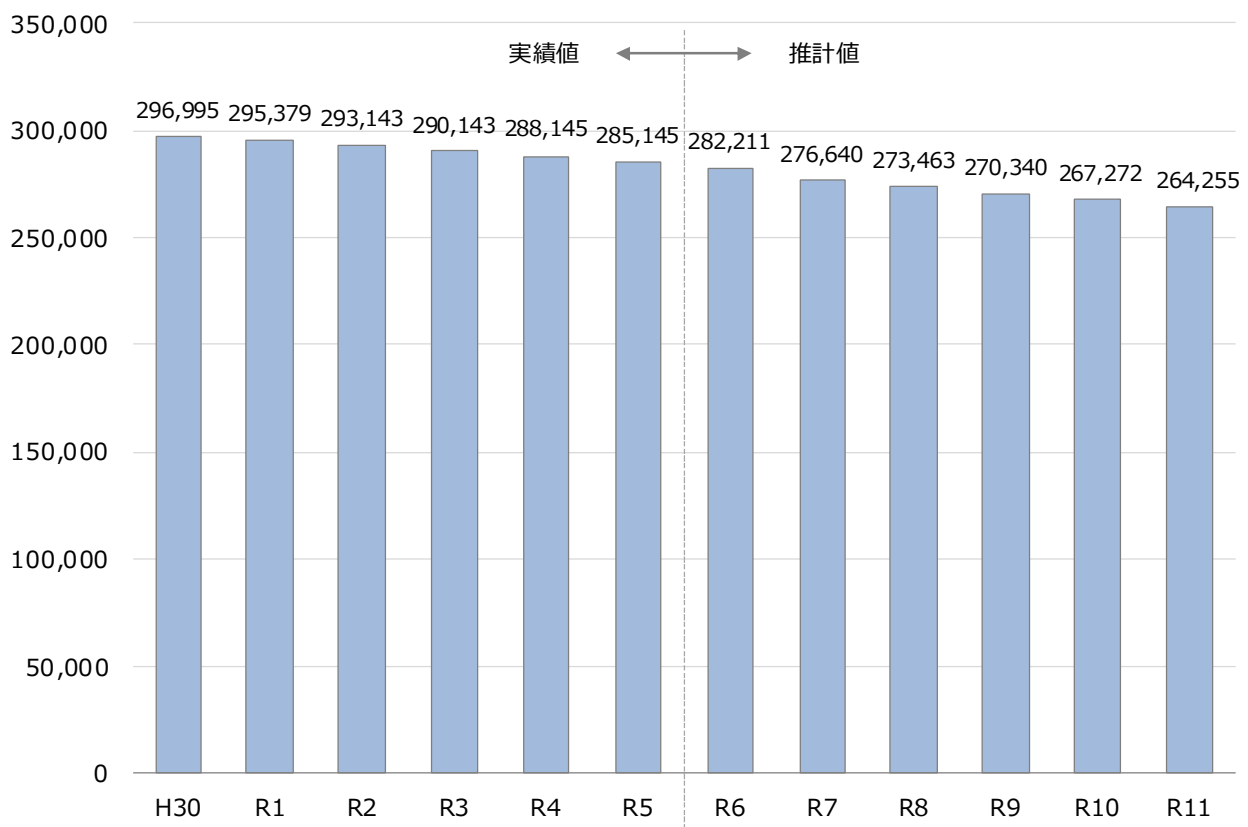
I. こどもの人口

本県のこどもの人口は、平成30年から令和5年の5年間で11,850人の減となっており、一貫して減少傾向となっています。

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」を用いて本県が推計した将来人口（こども人口）では、令和7年には276,640人（対平成30年で20,355人の減、-6.9%）、令和11年には264,255人（対平成30年で32,740人の減、-11.0%）まで減少することが見込まれます。

【こどもの人口（0～18歳未満）】

(単位：人)



出典：実績値は、総務省統計局「人口推計」を基に算出

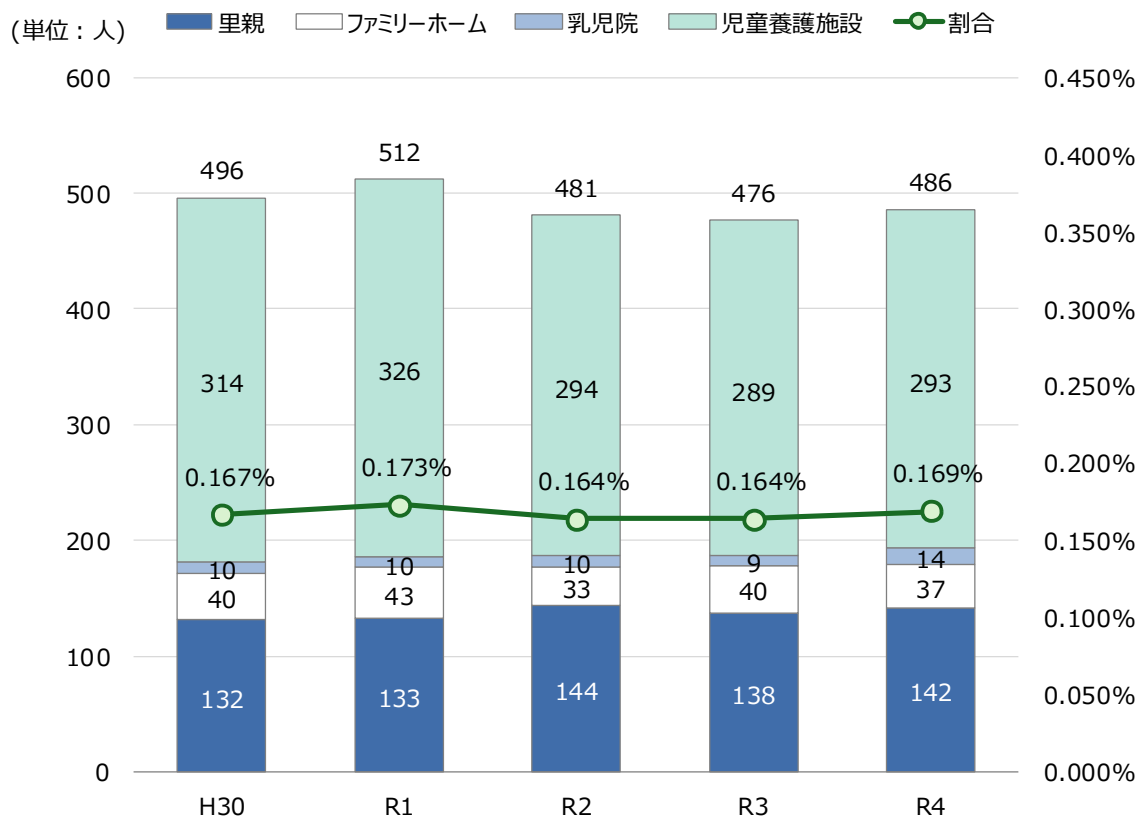
推計値は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年）」

Ⅱ． 代替養育を必要とするこども数

代替養育を必要とするこども数は、令和元年には 500 人台に達しましたが、以後は令和 2 年には 481 人、令和 4 年には 486 人と、ほぼ横ばいで推移しています。内訳としては、近年里親と児童養護施設、ファミリーホームが横ばい、乳児院は微増となっています。

いずれも人数として大きな増減はありませんが、こどもの人口自体は減少傾向にあることを考慮すると、代替養育を必要とするこどもの割合は高くなっているものと考えられます。

【代替養育を必要とするこども数】



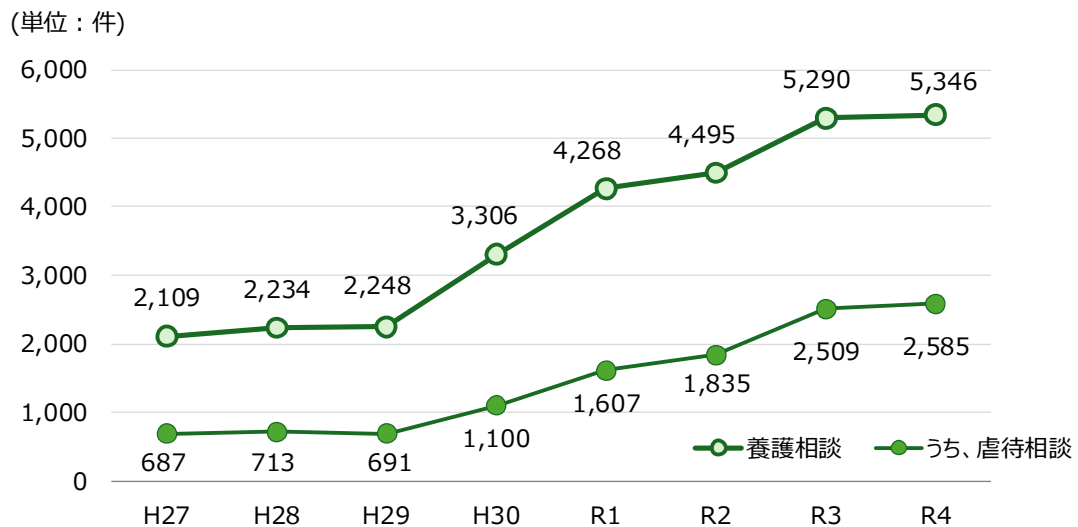
出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

Ⅲ. 児童相談所における養護相談対応件数、虐待相談対応件数

児童相談所における養護相談対応件数は、平成 27 年度から平成 29 年度にかけては微増傾向にありましたが、平成 30 年度、令和元年度にはいずれも 1,000 人前後増加しており、その後も増加傾向は続いています。

そのうち虐待相談対応件数は、平成 27 年度から平成 29 年度までは 20 件程度の増減を繰り返していましたが、平成 30 年度以降は一貫して増加傾向となっています。

【児童相談所における養護相談対応件数、虐待相談対応件数】

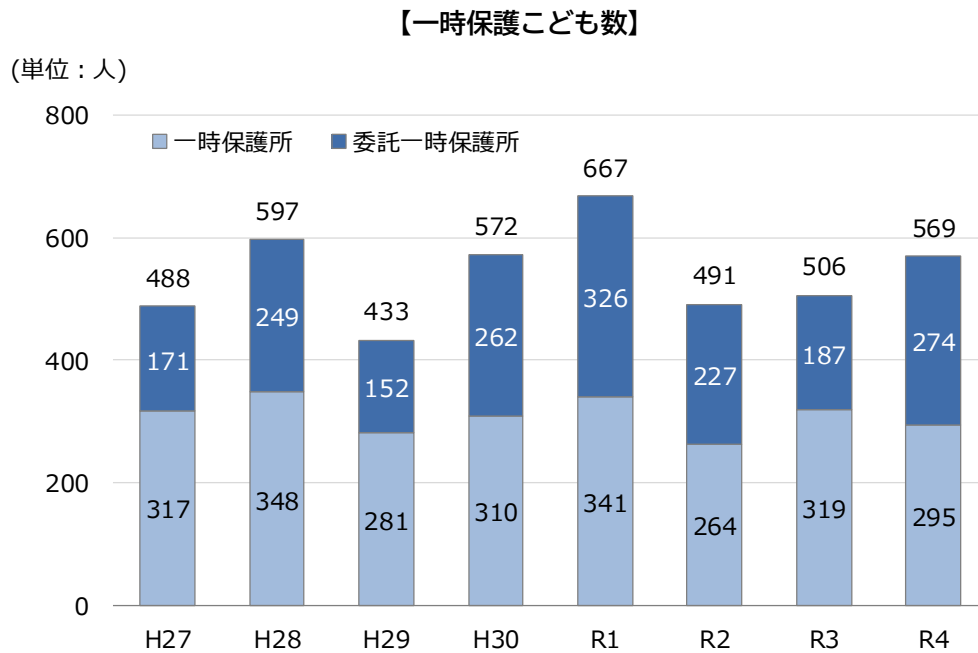


出典：沖縄県「児童相談所業務概要」

Ⅳ. 一時保護こども数

一時保護こども数は、平成 27 年度から令和 4 年度にかけて、400 人台から 600 人台の間で増減を繰り返しています。

内訳として、一時保護所が 200 人台後半から 300 人台前半で推移しているのに対し、委託一時保護所では 100 人台から 300 人台前半と、増減の幅が大きくなっています。

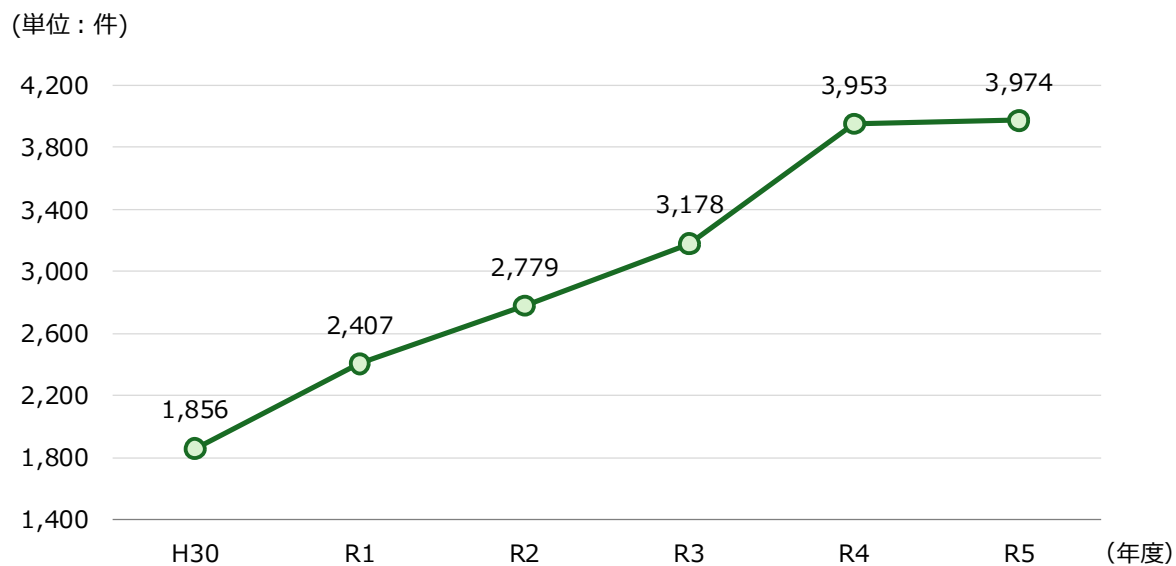


出典：沖縄県「児童相談所業務概要」

V. 市町村の要保護児童対策地域協議会で管理しているケース数

市町村の要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）で登録しているケース数は、平成30年の1,856件から令和5年の3,974件と、5年間で2倍以上増加しています。

【市町村の要保護児童対策地域協議会で登録しているケース数】



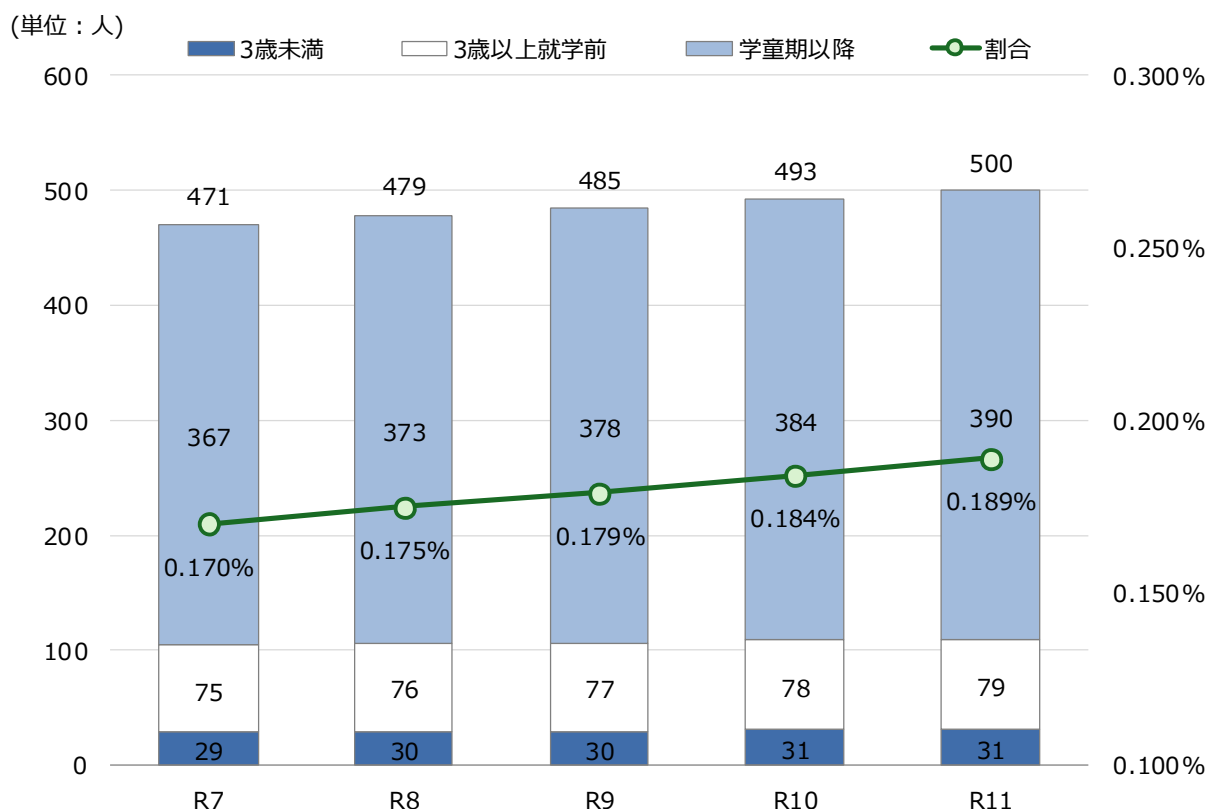
出典：沖縄県子ども未来部子ども家庭課（各年4月1日時点）

② 代替養育を必要とするこども数の見込み

現状を鑑み、今期計画期間内における代替養育を必要とするこども数の見込み及びこどもの人口に占める割合を算出した結果は、以下の通りです。

県内のこどもの数は減少するものと見込まれていますが、代替養育を必要とするこども数は近年増加する傾向にあるため、現状値から一貫して微増傾向で推移するものと見込んでいます。

【計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数】



出典：沖縄県こども未来部こども家庭課により算出

指 標	現状値				目標値				
		時点	単位		R 7	R 8	R 9	R10	R11
計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数 (3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の見込み	3歳未満の見込み	26	R 4	人	29	30	30	31	31
	3歳以上就学前の見込み	76	R 4	人	75	76	77	78	79
	学童期以降の見込み	384	R 4	人	367	373	378	384	390
	合計	486	R 4	人	471	479	485	493	500

〈推計方法〉

こどもの人口、代替養育を必要とするこども数の実績を用いて、各年度ごとの、こども人口に対する代替養育を必要とするこども数の出現率を算出。これに、一時保護の対象となった児童数の伸びを勘案して算出した。

（５）一時保護改革に向けた取組

① 一時保護体制整備に向けた取組

令和４年改正児童福祉法を踏まえて、国において策定する一時保護施設の整備及び運営に関する基準及び「一時保護ガイドライン」に基づき、各都道府県は、一時保護改革に向けた取組を策定することが求められています。

【現状】

- 児童相談所では、施設に一時保護を委託している状況であり、一時保護児童受入施設の確保に苦慮しています。
- 児童養護施設等は、定員の範囲内で、児童相談所からの一時保護児童を受け入れています。
- 国や県は一時保護児童の受入体制を維持するため、一時保護児童を受け入れた施設に対し、一時保護委託費を支弁しています。
- 受入施設が一定要件を満たす場合には、措置費の支弁方法にも特例を設けています。
- 児童養護施設等で一時保護専用施設を設けている施設はありません。

【課題】

- 児童養護施設等が一時保護専用施設を設ける場合は、措置費の支弁対象となりますが、法人の運営費用が生じることが課題となっています。
- 新生児の一時保護委託については、里親が就労中などの理由により、急な受入れが難しいことから、乳児院での受入れが主となっている状況にあります。

【対応策】

- 引き続き一時保護児童の受入体制を維持するため、現行の一時保護委託費や措置費支弁を実施していきます。
- 児童養護施設等の一時保護専用施設は、国の動向等も注視し、引き続き関係機関と設置を検討していきます。

② 一時保護におけるこどもの最善の利益に向けた取組

一時保護は、こどもを一時的にその養育環境から切り離す行為であり、養育環境の急激な変化をもたらすものです。また、こどもによっては、一時保護を行う場所が福祉的支援と初めて会う場となることも少なくありません。このため、一時保護においては、こどもにとっての一時保護の意味を十分考慮に入れ、こどもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした、個別化された丁寧なケアが不可欠となります。

【現状】

- 本県の児童相談所一時保護施設の定員は 44 名となっています。
- 一時保護施設での保護は原則 2 歳以上と年齢制限があり、施設や里親への一時保護委託が増加傾向にあります。
- 一時保護委託児童の 60%以上が、0 歳から 5 歳までの乳幼児です。
- 一時保護施設における一時保護期間が、家庭との調整に時間を要する等で長期化する傾向があります。

【課題】

- 一時保護期間の短縮が課題となっています。
- きめ細やかで丁寧なケアを行うための職員の資質向上が求められています。
- 児童相談所は乳幼児の委託先探しに苦慮しています。

【対応策】

- 一時保護はこどもに環境の急激な変化をもたらすことを踏まえ、かつ、学習権保障の観点から、一時保護日数の短縮に努めます。
- 乳幼児の一時保護委託の確保に努めるため、里親支援センターと連携し里親のリクルート及びトレーニングを実施します。
- 一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を受審し、評価結果を踏まえて確認・見直し、改善につなげます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護所の定員数	定員数	44	R 6	人	44	44	44	44	44
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親や児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設数	0	R 6	箇所	0	0	1	2	3
	里親数	39	R 5	世帯	42	44	45	47	48
	ファミリーホーム数	9	R 6	箇所	10	11	12	13	14
	児童福祉施設等数	9	R 6	箇所	9	9	9	9	9
一時保護施設職員に対する研修	実施回数(派遣含む)	10	R 6	回	10	10	10	10	10
第三者評価を実施している一時保護所数・割合	箇所数	2	R 6	箇所	2	2	2	2	2
	割合	100	R 6	%	100	100	100	100	100
一時保護施設の平均入所日数	平均入所日数	44.4	R 6	日	—	—	—	—	32.5

（６）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

代替養育を必要とするこどもに対して、児童相談所は、家庭養育優先原則に基づき、まずは親族里親、養子縁組里親、養育里親若しくはファミリーホームの中からこどもの意向や状況等を踏まえて代替養育先を検討することが求められています。

しかし、これらがいずれも代替養育先として適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設又は高機能化された治療的なユニットへの入所措置を行うことになります。

措置後においては、こどもの意向や状況等を踏まえながら、こどもを心身ともに安全かつ健全に養育できるよう家庭に対する支援を最大限に行って家庭復帰を目指しますが、それが困難となる場合には、親族等による養育や特別養子縁組も視野にいたしたケースマネジメントが必要です。

早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための専門チームの配置などの児童相談所の体制整備も併せて求められています。

【現状】

- 本県においては「家庭養育優先原則」に基づき、里親やファミリーホームへの措置を優先に行っています。里親等委託率も令和２年度の「36.8%」から、令和５年度では「39.7%」となっており、増加傾向にあります。
- 児童相談所では、半年に１回のペースで児童養護施設等で生活しているこどもの児童自立支援計画の見直しを行っています。また、施設で生活しているこども達については里親支援専門相談員を通して、週末や長期休暇を活用して里親家庭で生活する取り組みを進めており、こどもが望み、それが適当と判断される場合には、里親家庭への措置変更する事例もあります。実際に令和２年度には９名、令和３年度には９名、令和４年には３名のこどもが施設から里親家庭へ措置変更しています。

【課題】

- 対応が難しいこどもが増えており、家庭養育優先原則に基づき里親への委託を検討してもマッチング時点で上手くいかないこともあり、対応できる里親が少ない状況にあります。また、きょうだいケースについては、基本的に同一の措置先とすることを検討するため、里親への委託が難しい場合があります。
- 児童相談所において、長期措置に繋がらないよう定期的な施設ケアの実施や児童自立支援計画の見直しを実施していますが、家庭復帰に向けた調整に時間がかかっている状況にあります。

【対応策】

- 対応が困難なこどもが増えていることから、引き続き、里親への支援体制の強化及び専門性を確保するための研修を実施します。
- 家庭養育優先原則に基づき、施設から里親への措置変更が可能なこどもについては、引き続き里親支援専門相談員を中心に支援や調整を行い、里親への措置変更へと繋げていきます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況	実施体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	維持・拡充

② 親子関係再構築に向けた取組

親子関係再構築支援は、分離して生活しているこどもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、こどもの最善の利益の実現を目的とし、こどもの援助方針の一環として、こども、親、家族、地域等に対して行う総合的な支援です。都道府県が推進役となり、こどもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、各関係機関と重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築することが求められています。

【現状】

- 児童相談所に嘱託医（精神科医）を配置し、保護者及び児童に対する指導カウンセリングを実施しています。
- 民間団体と共同し、親子関係の再構築を目的とした保護者向けのグループワークや個別のカウンセリング等を実施しています。
- 市町村における支援体制の強化等を図るため、乳幼児家庭全戸訪問事業等家庭訪問担当者や養育支援訪問事業等家庭訪問担当者への研修を実施しています。

【課題】

- 児童虐待件数が増加している現状を踏まえ、グループワーク、個別カウンセリングの実施をより一層推進する必要があります。

【対応策】

- 民間団体による保護者向けのグループワークや個別のカウンセリング等の実施を強化します。
- 親子（母子）を同時に支援できる母子生活支援施設の活用について検討していきます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	実施件数	12	R 5	件	14	15	16	17	18
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	実施体制	無	R 6	—	—	—	—	—	

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【現状】

- 本県の児童相談所が関わった養子縁組の成立件数は、平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間で、普通養子縁組が 2 件、特別養子縁組が 22 件、合計 24 件であり、年平均 5 件前後となっています。
- また、令和元年度 4 月から、民間の養子縁組あっせん機関（以下「民間あっせん機関」という。）が県内で初めて開設され、運営を開始しています。

【課題】

- 児童相談所が関わる養子縁組は、まずは家庭復帰の可能性を見極めるために、こどもの一時保護や施設・里親等への措置を行い、その間に必要な確認を行った結果、家庭復帰が見込めない場合等に養子縁組を検討することになります。
- 家庭復帰が望めない場合でも、養子縁組について保護者の同意が得られないことが多くあります。

【対応策】

- 家庭における養育が望めないこどもに対し、永続的に安定した養育環境を保障するという観点から、養子縁組を積極的に検討することとします。
- 特に、親が行方不明であり、または長期間にわたり親との交流がない乳幼児については、児童相談所長による申し立ても検討していきます。
- また、妊娠出産に悩みを抱える妊産婦の早期把握に努めるとともに、望まない妊娠の相談から必要に応じて養子縁組へつながりやすい民間あっせん機関との連携や、その取組・運営等を支援し、養子縁組制度の更なる活用を図ります。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件数	3	R 5	件	3	4	4	5	5
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	件数	2	R 5	件	2	3	3	4	4
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	検討体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実
里親支援センターやフォスティング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	相談支援体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	受講者数	21	R 5	人	24	26	28	30	30
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	支援・連携の有無	有	R 5	—	—	—	—	—	有（継続）

（７）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

代替養育を必要とするこどもについて、2029（令和11年）年度までに乳幼児の里親等委託率を75%、学童期以降の里親等委託率を50%とした場合、今後5年間の里親等委託が必要なこどもの数の見込みは次のようになります。

〈里親等委託が必要なこどもの数の見込み〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	18人	20人	21人	22人	23人
3歳以上就学前	53人	54人	56人	58人	59人
学童期以降	130人	142人	154人	166人	179人
合計	201人	216人	230人	246人	261人

計算方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{代替養育を必要とする子ども数(潜在的需要を含む)-} \\ \text{行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等} \\ \text{を行うことを目的とする施設の入所子ども数} \end{array} \right] \times \text{里親等委託が必要な} \\ \text{子どもの割合} = \text{里親等委託が必要な} \\ \text{子ども数}$$

【参考①】里親等委託率（目標値）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	62.7%	65.8%	68.8%	71.9%	75.0%
3歳以上就学前	70.4%	71.6%	72.7%	73.9%	75.0%
学童期以降	39.0%	41.8%	44.5%	47.3%	50.0%
合計	45.9%	48.4%	50.9%	53.4%	55.9%

計算方法

$$\text{里親等委託が必要な} \\ \text{子ども数} \div \left[\begin{array}{l} \text{代替養育を必要とする子ども数(潜在的需要を含む)-} \\ \text{行動上の課題が重篤な子ども等に対して必要な治療や指導等} \\ \text{を行うことを目的とする施設の入所子ども数} \end{array} \right] = \text{里親等委託率} \\ \text{(目標値)}$$

【参考②】行動上の課題が重篤なこども等に対して必要な治療や指導等を行うことを目的とする施設の入所こども数（推計値）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	11人	10人	9人	9人	8人
3歳以上就学前	22人	22人	21人	20人	20人
学童期以降	237人	231人	224人	218人	212人
合計	270人	263人	254人	247人	240人

※直近5年間の「福祉行政報告例」（厚生労働省）の児童心理治療施設（在籍人員）と児童自立支援施設（入所）（在籍人員）から推計

施設入所が必要なこどもの数の見込みは、「代替養育を必要とするこどもの数の見込み」から「里親等委託が必要なこどもの数の見込み」を除いた数としています。

〈施設入所が必要なこどもの数の見込み〉

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3歳未満	0人	0人	0人	0人	0人
3歳以上就学前	0人	0人	0人	0人	0人
学童期以降	33人	33人	33人	33人	33人
合計	33人	33人	33人	33人	33人

計算方法

代替養育を必要とする子ども数 - 里親等委託が必要な子ども数 = 施設で養育が必要な子ども数

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3歳未満の里親等委託率	56.5%	R 5	%	62.7%	65.8%	68.8%	71.9%	75.0%
	3歳以上就学前の里親等委託率	68.1%	R 5	%	70.4%	71.6%	72.7%	73.9%	75.0%
	学童期以降の里親等委託率	33.5%	R 5	%	39.0%	41.8%	44.5%	47.3%	50.0%
	登録率	89.0%	R 5	%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	稼働率	44.6%	R 5	%	45.6%	46.7%	47.8%	48.9%	50.0%
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	272	R 5	組	295	307	316	329	339
	専門里親	28	R 5	組	30	32	33	34	35
	養子縁組里親	79	R 5	組	86	89	92	96	98
新規里親登録数、委託里親数、委託こども数	新規里親登録数	25	R 5	組	—	—	—	—	147
	委託里親数	124	R 5	組	—	—	—	—	174
	委託こども数	148	R 5	人	—	—	—	—	200
委託里親数の割合（年間に1回でも委託のあった里親数）	委託里親数の割合	44.8%	R 5	%	—	—	—	—	50.0%
ファミリーホーム数	ファミリーホーム数	9	R 6	箇所	10	11	12	13	14
新規ファミリーホーム数、委託こども数	新規ファミリーホーム数	1	R 6	箇所	—	—	—	—	5
	委託こども数	39	R 5	人	—	—	—	—	61
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	開催件数	2	R 6	件	2	2	3	3	3

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

【現状】

- 本県における里親等委託率は、全国平均に比べると高い割合（令和5年度 39.7%）で推移しています。
- 現在、本県独自の取組として、被虐待児等地域療育支援事業（通称こころサポート事業）により、児童養護施設等に心理療法士等を配置し、特別なケアが必要なこどもやその里親家庭への相談支援を実施しています。
- また、里親支援センターを令和6年度内に開設予定であり、今後より充実した支援体制を構築していくところです。

【課題】

- 近年は、里親の高齢化が進んでいることや、就労中の里親が多いことで、乳幼児の一時保護委託に対応できる里親が不足している現状があります。
- 一般的に、里親等によるこどもの養育は、施設とは違い、孤立しがちであることから、養育上の課題を家庭内で抱え込まない環境や体制を整える必要があります。里親制度の普及啓発にも努め、里親をはじめとする社会的養護についての社会の正しい理解を促進していく必要があります。
- 登録しても委託されていない未委託里親については、養育力の向上と委託促進も課題です。
- ファミリーホーム（令和7年3月時点県内9箇所）においては、養育上細やかなケアが必要なこどもが委託される場合も多いため、一定数のファミリーホームを確保する必要があります。
- このような課題に対応するためには、新たな里親及びファミリーホームの確保を図るとともに、委託中の里親等に対して、相談・援助等の支援をさらに充実させる必要があります。

【対応策】

- 里親等委託を推進していくためには、これまで以上の里親のリクルートが必要であることから、里親会、児童養護施設等に配置する里親支援専門相談員及び今後開設予定の里親支援センター（以下「里親支援機関」という。）によるリクルート活動を積極的に実施していきます。
- 里親における養育スキルの向上や維持を図るため、従来からの里親登録や里親更新時に行う法定研修に加えて、登録後の未委託時や委託中の実践的な研修・トレーニング等を実施できる体制の整備を図ります。
- こどもと里親とのマッチングは、児童相談所と里親支援機関が十分に連携して、情報共有や委託前交流状況等の把握に努め、適切に行えるよう取り組みます。
- 里親委託後は、児童相談所との連携のもと、リクルートや研修時から関わりを持てる里親支援機関が里親との確かな信頼関係を構築した上で、定期的な連絡や訪問、必要に応じて心理面談等の専門的な支援をする環境を整え、適切な助言を行っていくことが重要です。

- また、里親が長期にわたり安定的に活動していくためには、里親自身が社会的養育の一翼を担っているという意識とやりがいを持ち、質の高い養育を続けていけるようにするための継続的な支援が不可欠です。児童相談所や里親支援機関だけでなく、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用し、より良い養育環境を整えられるよう相互の支えあいをサポートします。
- 児童相談所においては、こども、保護者、里親等の意向を踏まえた自立支援計画を作成し、里親及び関係者間で課題や目標を共有して、こどもの自立を支援します。
- 委託解除後は、児童相談所や里親支援機関による支援に加えて、里親同士の相互交流の場等を積極的に活用し、里親の喪失感等への配慮と必要なフォローを行っていきます。
- 本県における里親養育に必要な支援を切れ目なく包括的に実施するため、必要な各種施策を講じ、支援体制を構築していきます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
里親支援センターの設置数	設置数	0	R 6	箇所	1	1	1	1	1
民間フォスティング機関の設置数	設置数	2	R 6	箇所	—	—	—	—	1
児童相談所における里親等支援体制の整備	支援体制	整備中	R 6	—	—	—	—	—	里セン等との協働体制強化
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修	実施回数	12	R 6	回数	12	13	14	15	16
	受講者数	35	R 6	人	40	50	60	70	80

（８）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び

多機能化・機能転換に向けた取組

新しい社会的養育ビジョンでは、施設入所対象となるこどもは、できる限り家庭的な養育環境の中で養育することとされており、児童養護施設等での生活も、それぞれ独立性と自立性を備えた環境となるよう少人数を生活単位とする「小規模化」、「こどもは地域において育成される」という観点に立ち、地域に溶け込んだ環境での養育を行うための「地域分散化」、そして、専門的な支援や自立支援を含め、更に専門性の高い施設養育を行う「高機能化」が求められています。同時に施設は地域の社会的養育の拠点となることも期待され、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化を推進するとともに、施設機能や専門性を活かした地域支援を行うための「多機能化・機能転換」も目指すべき方向性として示されています。

県は、上記の方向性に沿った施設のあり方を検討し、各施設の実情を踏まえながら取り組んでいきます。

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

施設入所が必要なこどもの数の見込みは、「（２）代替養育を必要とするこどもの数の見込み」から「（３）里親等委託が必要なこどもの数の見込み」を除いた数としています。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数 （３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	３歳未満	10	R 6.3.31	人	11	10	9	9	8
	３歳以上の就学前	22	R 6.3.31	人	22	22	21	20	20
	学童期以降	282	R 6.3.31	人	237	231	224	218	212
	合計	314	R 6.3.31	人	270	263	254	247	240

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

ア 職員の確保と人材育成

【現状】

- 県内の児童養護施設等は、施設基準を定めた沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年沖縄県条例第 85 号）に規定する職員数を確保しており、基準を満たしています。
- 人材育成については、各施設が独自に研修に取り組んでいるとともに、県が各施設職員の専門性の向上を図るため、以下の研修事業を実施しています。

（ア） 児童養護施設職員等資質向上支援研修

（イ） 基幹的職員研修

【課題】

- 家庭的な養育を実践するため常時 2 人以上の職員の配置が求められているほか、小規模化に伴う養育単位の増加などから、多くの職員が必要となります。
- 昨今の人手不足の状況から、退職等に伴う求人活動に対して応募が少ないなど、人材確保に時間を要す施設があります。このような状況が続けば、職員定数の確保が困難となる可能性もあるため、安定的な人材確保につながる取組を実施していく必要があります。
- 職員は調理、生活全般の支援、地域対応など多様な役割をこなすことが求められます。
- 発達特性や被虐待経験があるなどケアニーズの高い児童が増加傾向にあることや、より小規模で家庭的な環境で養育をすることで、こどもと職員の関係が築きやすくなった反面、一度関係性を損ねると修復が難しい事例もみられており、支援に関するより専門的な知識や支援技術が求められています。

【対応策】

- 安定的な人材確保に向け、社会福祉士等を養成する学校などに対し、施設合同での就職説明会等の実施や周知、国庫補助事業である児童養護施設体制強化事業等の取組について検討していきます。
- 職員の更なる専門性向上のため、施設は各施設の推進計画で定めた施設内研修の充実を促進するとともに、県は施設の専門性の向上に向けた研修事業を充実させ、職員の育成を図っていきます。
- 施設における職員の定着を図るため、相談しやすい施設内の組織体制や、外部（児童相談所・児童養護施設 0B 等）からアドバイスを受けることができる環境を整備し、また、県として施設間で相互に職員同士の情報交換やピアサポートが可能となるような機会の提供について検討していきます。

イ 施設の改築・改修及び地域小規模児童養護施設の開設

【現状】

- 令和6年4月時点で地域小規模児童養護施設を開設している児童養護施設は6施設あり、地域小規模児童養護施設の施設数は14施設あります。
- 本体施設において小規模グループケアを実施しているのは3施設であり、小規模ユニット数は計11箇所です。
- 令和6年4月時点で3か所の母子生活支援施設が設置されており、母子を分離せずに家庭養育の支援を実践しています。

【課題】

- 児童養護施設等が児童をできる限り家庭的な環境において養育するには、本体施設の小規模グループケア等の実施や地域小規模児童養護施設等のグループホームの開設といった環境整備を行い、施設の小規模かつ地域分散化を推進していく必要があります。
- 物価高や資材の高騰、家賃の高騰で、小規模化に向けた改修工事や地域分散化に係る予算の確保等が課題となっています。
- 母子生活支援施設については、引き続き母子を一体として支援が可能であるという施設の特性に応じて利用されることが必要ですが、同施設の設置については、設置場所や費用の確保等の課題があります。

【対応策】

- 各施設は、小規模化のための改築・改修に係る計画（資料）を目安に、法人内の手続を適宜踏み、順次、改築・改修や地域小規模児童養護施設の開設に取り組みます。
- 県は、各施設の小規模化を推進するため、地域小規模児童養護施設等の開設や施設改修に係る経費を補助する児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業や、改築に係る経費を補助する次世代育成支援対策施設整備交付金等の予算確保に努めていきます。
- 小規模グループケアや地域小規模児童養護施設へ異動することには、事前にしっかり意見交換を行い、理解が得るよう努めます。
- 母子生活支援施設は、家庭養育の支援を実践してきた施設であり、母子を分離せずに支援ができることを踏まえ、地域の社会的養育を支える専門的な拠点としてそのニーズに応じて利用されるよう周知を行うとともに、同施設の設置又は新たな支援策の実施促進に努めます。
- 特定妊婦等の一時的な住まいや食事の提供等の支援を行う妊産婦等生活援助事業と母子生活支援施設等の連携体制構築に努めます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	施設数	14	R 6	箇所	14	15	15	16	20
	入所児童数	(定員計) 84	R 6	人	(定員計) 84	(定員計) 90	(定員計) 90	(定員計) 96	(定員計) 120
養育機能強化のための専門職 (家庭支援専門相談員、心理療法 担当職員、自立支援担当職員等) の加配施設数、加配職員数	加配施設数	9	R 6	箇所	9	9	9	9	9
	加配職員数	25	R 6	人	25	26	26	27	27
養育機能強化のための事業 (親子支援事業、家族療法事業 等)の実施施設数	施設数	0	R 6	箇所	0	1	1	2	2
一時保護専用施設の整備施設数	施設数	0	R 6	箇所	0	0	1	2	3
児童家庭支援センターの設置施設数	施設数	3	R 6	箇所	4	4	4	4	5
里親支援センター、里親養育包括 支援（フォスティング）事業の実施 施設数	里親支援 センター	0	R 6	箇所	1	1	1	1	1
	里親養育包括支援 (フォスティング) 事業	2	R 6	箇所	1	1	1	1	1
妊産婦等生活援助事業の実施 施設数	施設数	1	R 6	箇所	1	1	1	1	1
市町村の家庭支援事業を委託 されている施設数（事業ごと）	親子関係形成 支援事業	0	R 6	箇所	1	1	2	2	2
	子育て短期支援 事業	3	R 6	箇所	3	3	4	4	4

ウ 専門的なケアの充実

【現状】

- 現在、施設へ入所する児童は、発達障害を抱える児童や被虐待児など、養育において専門的なケアが必要となるケアニーズが高い児童が多くを占めています。
- 施設はケアニーズが高い児童に対して、心理士（心理療法担当職員）や個別対応職員（被虐待児へのケアやその保護者への支援など被虐待児を専門的に対応する職員）を配置し、専門的なケアを実施しています。

【課題】

- 新たな社会的養育ビジョンにおいて、本体施設で入所する児童は、里親等では養育が困難な「ケアニーズが非常に高い児童」とされていることから、養育機能の更なる強化が必要です。
- ケアニーズが非常に高い児童に対しては、医師や看護師などの医療職や心理士など多様な専門職による集中的なケアが必要となります。
- ケアニーズが非常に高い児童の定義は現時点で示されておらず、専門的な施設養護を実践する児童自立支援施設や、児童心理治療施設に入所する児童との違いが定められていません。

【対応策】

- ケアニーズが非常に高い児童に対しては、十分なケアが可能になるよう、将来的には4人までの生活単位とし、生活単位の数も概ね4単位を目安とします。
- 専門的なケアを実施するための医師や看護師などの医療職や、心理職の確保に向けた支援を実施していきます。
- 今後、ケアニーズが非常に高い児童や児童心理治療施設、児童自立支援施設の施設運営の方向性が示された場合は、施設毎の役割等を計画に盛り込んでいき、施設間の連携を深め、児童一人ひとりにあった専門的なケアにつなげていきます。

【本体施設のユニット化に伴う改築・改修時期】

児童養護施設	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
なごみ					○
美さと児童園					
石嶺児童園		○			
島添の丘			○		
青雲寮				○	
愛隣園					○
漲水学園					
ならさ			○		
計		1	2	1	2

※美さと児童園は対応済み

乳児院	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
吉水寮			○		

【地域小規模児童養護施設の開設時期】

児童養護施設	R 7 年度	R 8 年度	R 9 年度	R10 年度	R11 年度
なごみ					
美さと児童園					
石嶺児童園		○	○		
島添の丘	○				
青雲寮					
愛隣園				○	
漲水学園					
ならさ			○	○	
計	1	1	2	2	

（９）社会的養護自立支援の推進に向けた取組

児童養護施設や里親家庭で養育されている児童は、高校卒業後の大学等進学、就職に伴い措置解除となり、児童福祉施設等を出て生活していくことを含め社会的不安が大きいことから、措置解除後も適切なアドバイスや支援が必要です。

児童養護施設等に措置された児童が不安を抱えることなく社会で自立していけるよう、措置中のみならず措置解除後も、自立に必要な基本的な知識と経験を得られる様々な支援を行う必要があります。

なお、令和４年の児童福祉法改正により、自立援助ホーム等で実施する児童自立生活援助事業の年齢要件が弾力化されたほか、児童養護施設や委託を受けていた里親等により自立支援が受けられるよう事業の実施場所の弾力化が図られることになりました。このほか、社会的養護経験者以外でも虐待経験がありながらも、これまで公的支援につながらなかった若者等についても支援の対象とする社会的養育支援拠点事業が創設され、更なる自立支援の充実に取り組む必要があります。

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

【現状】

- 高等学校を卒業して、児童養護施設等を退所した児童は令和４年度が 29 名となっており、毎年、概ね 30 名前後が卒業後に退所しています。
- 令和５年３月に高等学校を卒業した県内の児童養護施設等出身児童の進学率と就職率については、大学・専修学校等の進学が17名で進学率は58.6%、就職が10名で就職率は34.5%となっており、給付型奨学金等の創設等により以前と比べ進学率が高まっていますが、令和４年度の県内全体の大学等進学率75.4%、就職率13.7%と比較して進学率がやや低く就職率が高い状況にあります。

【課題】

- 近年、中高校生などで措置される児童が増えており、措置期間が短く、施設職員や里親との関係構築が十分図られる前に自立を迎えるなど、施設等との繋がりを維持することが難しいケースが増加傾向にあります。
- 児童養護施設退所者等の中には、連絡が取れず、状況を把握するのが困難となり、就職や進学後に身近な大人から適切なアドバイス・支援を受けられず、離職や退学につながってしまうことがあります。

【対応策】

- 自立支援関連事業等の実施機関や児童相談所、各施設や里親等と連携のうえ、社会的養護経験者等の実情把握に取り組みます。
- 支援を要するにも関わらず、措置解除後に連絡が取られない状態とならないよう、退所後の措置中の段階から措置解除後を見据えた適切な支援に取り組みます。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」	支援を必要とする社会的養護経験者数	187	R 6	人	現況並	現況並	現況並	現況並	現況並

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

【現状】

- 県では児童養護施設等の退所者や里親への委託を解除された者に対し、共同生活を営む住居又は里親宅等において日常生活の援助や生活相談・就労相談等必要な支援を行う「児童自立生活援助事業」を実施しており、令和6年9月時点において自立援助ホーム等Ⅰ型4カ所、児童養護施設等が運営するⅡ型0カ所、里親やファミリーホームによるⅢ型2カ所を実施しています。
- 児童養護施設等の退所者や里親への委託を解除された者に対し、相互の交流を行う場所を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整を行うとともに、帰住先を失っている場合などに、一時的に滞在し、状況が安定するまでの間、居住支援、生活支援を行う「社会的養護自立支援拠点事業（令和5年度までは「社会的養護自立支援事業」）」を実施し、自立に向けた支援に取り組んでいます。
- 措置解除後に就職又は進学する者の安定した生活基盤の構築や就職に要する資格の取得を促進するため、一定期間の就労継続で返還が免除される「児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業」を実施し、家賃や生活費、就職に必要な資格取得費を貸し付けています。
- 児童養護施設退所者等が就学、就職、またはアパート等の賃貸に当たり、親等の保証人が得られず施設長等が保証人を引き受ける場合に、当該保証に関する損害保険契約の保険料を負担することで、身元保証人の負担を軽減する身元保証人確保対策事業を実施しています。
- 児童養護施設退所者等のうち、保護者からの経済的な支援が望めない大学進学者等に対して、大学等の入学金や授業料の全額を支援する「子どもに寄り添う給付型奨学金事業（沖縄こどもの未来県民会議）」を、平成28年度から実施しています。
- 施設退所者へのアフターケア（自立支援）は各施設で実施されており、主に職業指導員がその役割を担っています。
- このほか、民間においても、NPO法人にじのはしファンドによる給付型支援や、沖縄県指定自動車学校協会による運転免許取得費の一部免除等の支援が実施されています。

【課題】

- 退所児童等は貸付事業等を活用して一人暮らしを望む者が多く、自立援助ホームにおいては定員割れを起こしている事業所もある中、児童自立生活援助事業の実施場所の弾力化等に伴い、対象者の更なる分散化が想定されます。
- 施設退所者へのアフターケアは、施設により支援内容に違いが生じています。その主な要因としては、各施設のアフターケア担当職員間で支援方法などの情報共有がされていないことや、アフターケア担当職員が配置されていない施設があること等が挙げられます。
- 社会的養護の経験はないが、虐待経験がありながらもこれまで公的支援につながらなかった若者等についても支援の対象として位置付け、支援に取り組むためには、事業の拡大を図る必要があります。

【対応策】

- こどもの最善の利益を優先した社会的養育を推進し、児童養護施設等の退所者や里親への委託が解除された児童に対する自立支援や相談支援に取り組みます。
- 児童養護施設等に措置された児童が、退所までに生活に必要な基本的な知識と経験が得られるよう、自立に向けた支援体制整備に取り組みます。
- 児童養護施設等で生活する児童が、勤労の基礎的な能力及び態度を育て、その適正、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、職業指導を行うとともに、退所児童へのアフターケアとして、就労及び自立に関する相談支援を行う職業指導員等の配置を拡充します。
- 社会的養護自立支援拠点事業において、社会的養護経験者等の状況把握のため定期的に連絡や面会・訪問するとともに、当事者同士が気軽に相談できる集いの場等への参加を促すなど、措置解除後の包括的な支援を実施します。また、施設退所者に対する支援を充実させるため、支援コーディネーターが中心となりアフターケアネットワーク会議を定期的に関催し、施設間の連携を図り共同での支援の実施や支援方法の情報共有をします。
- 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学又は就職した者等の安定した生活基盤の構築及び円滑な自立を支援するため、生活費、家賃及び資格取得費用の貸付を行います。
- 児童養護施設等を退所し、大学等へ進学する者に対する給付型奨学金の充実に取り組みます。
- 児童養護施設等を退所する者が安心して就職、進学、アパートを賃借することができるよう、身元保証人確保対策事業を実施します。
- 18歳以上で継続した支援が必要と認められる児童に対しては、本人や保護者の意向や各施設や里親等の意見をもとに、児童相談所において措置延長や児童自立支援事業等の活用を適切に判断します。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R10	R11
児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型）	Ⅰ 型	4	R 6	箇所	5	5	5	5	5
	Ⅱ 型	0	R 6	箇所	必要数確保（個別判断）				
	Ⅲ 型	2	R 6	箇所	必要数確保（個別判断）				
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	個所数	1	R 6	箇所	1	1	1	1	2
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	連携体制の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実

（10）児童相談所の強化等に向けた取組

児童相談所の児童虐待相談対応件数は年々増加しており、全国で重篤な児童虐待事件も後を絶たず、深刻な社会問題となっています。

平成 28 年改正児童福祉法では児童虐待対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化や中核市・特別区への児童相談所設置等に必要な措置が講じられることとなりました。

その後、平成 30 年 7 月に開催された児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（以下「緊急総合対策」という。）が決定され、これに基づき同年 12 月には「児童虐待防止対策総合強化プラン」が策定され、国・自治体・関係機関が一体となって児童虐待防止対策に必要な取組を行っていくこととされました。

さらに、平成 31 年 2 月に再び児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議が開催され、緊急総合対策の更なる徹底・強化について対策に取り組むことが示され、同年 3 月には、児童虐待防止対策の抜本的強化を図るための児童福祉法等の改正法案を提出することとされ、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化等）、児童相談所の体制強化、関係機関間の連携強化など所要の措置を講ずることについて児童福祉法等の一部が改正（令和 2 年 4 月施行）されました。

① 中核市の児童相談所設置に向けた取組

平成 16 年の児童福祉法改正で、中核市においても児童相談所の設置が可能となりました。また、平成 28 年の改正で、児童虐待の抜本的強化策の一つとして中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置が講じられることになりました。

【現状】

- 児童福祉法施行令で、児童相談所の管轄区域における人口はおおむね 50 万人以下とすることが規定されています。一方、現在本県における中央児童相談所の管轄が約 84 万、コザ児童相談所管轄が約 61 万人となっています。このため、人口約 31 万人の那覇市に児相を設置することで、概ね適正な規模となることから、中核市である那覇市において児相を設置することが望まれます。

- 令和6年4月時点において全国62の中核市のうち、児童相談所を設置済みであるのは4市、設置予定は7市となっています。

【課題】

- 児童相談所を新たに設置するためには、児童福祉司や児童心理司等多くの職種からなる専門職を配置することや、必要な設備を備える必要があり、人材確保や運営費・整備費等の財源確保が課題となっています。
- 那覇市において、現時点で児童相談所の設置予定はない状況にあります。

【対応策】

- 児童相談所設置に向けた人材確保をはじめとする懸案や課題、中核市において児童相談所を設置することの利点等について、那覇市と引き続き意見交換を行い、児童相談所設置の可能性に向けた検討を進めます。
- 児童相談所と那覇市の人事交流の実施など、児童相談所設置に向けた必要な支援を行います。

② 沖縄県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

【現状】

- 児童福祉法施行令の基準に則り、児童相談所の児童福祉司の増員などによる体制強化を図り、機能の充実に取り組んでいるところです。また、職員の採用にあたっては、児童福祉分野の経験を有する者の選考採用を実施し、職員体制の強化に努めています。
- 近年、警察から児童相談所への虐待通告の増加が顕著であることから、重篤な児童虐待事案等を未然に防ぐために、人事交流により現職警察官を児童相談所に配置し、両者の連携を強化しています。
- 市町村との連携にあたっては、市町村支援専任職員を配置し連携強化に努めているところです。

【課題】

- 児童虐待相談件数の増加や、児童虐待への社会的関心が高まる中で、児童相談所の役割は拡大し続け、児童相談所の体制強化を進めているところですが、集中的な増員を進めてきた結果、経験年数が浅い職員が多く配置される状況となり、職員の資質向上を含めた体制整備が課題となっています。
- 組織規模が急激に過大となった結果、既存の施設設備では職員の配置が困難となるなど、ハード面の整備が必要となっています。
- 沖縄県は多くの離島を含む島しょ県であり、離島地域には、福祉や心理などの専門職の配置が難しい状況です。

【対応策】

- 市町村の要保護児童対策地域協議会の運営支援や、子ども家庭総合支援拠点の市町村への設置及び子ども家庭センターへの移行を促進し、児童相談所と関係機関の連携を密にし、情報共有の徹底を図ることで、虐待の未然防止と早期発見に取り組みます。さらに、援助を必要とする家庭が適切な支援を受けられるよう、様々な分野の関係機関との連携強化に努めます。
- 職員の資質向上を目的とした各種研修の実施、派遣等により、児童相談所職員の相談援助やカウンセリング等の職務遂行力の向上に努めます。更に職員の採用にあたっては、児童福祉分野の経験を有する者の選考採用を継続実施し、バランスの取れた体制整備を目指します。
- 虐待相談等対応件数の適正化や職員配置スペースの確保等に向け、管轄市町村を見直して、新たな児童相談所を設置するなどの検討を行います。
- 離島に設置している児童相談所の分室（宮古分室、八重山分室）において、各圏域の対応を行いつつ、分室が設置されていない小規模離島に対しては、児童相談所が地域の学校や関係機関と連携のうえ、適切に対応します。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）	個所数	2	R 6	箇所	2	2	2	2	2
	割合	100%	R 6	%	100%	100%	100%	100%	100%
児童福祉司、児童心理司の配置数（法定配置基準数）	児童福祉司配置数	70 (83)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
	児童心理司配置数	22 (40)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
市町村支援児童福祉司の配置数（法定配置基準数）	配置数	2 (2)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
児童福祉司スーパーバイザーの配置数（法定配置基準数）	配置数	18 (12)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
医師の配置数（非常勤）	配置数	9 (非常勤)	R 6	人	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)
保健師の配置数（法定配置基準数）	配置数	1 (2)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
弁護士の配置数（委託）	配置数	5 (委託)	R 6	人	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)
子ども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、子ども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司任用後研修受講者数	37	R 6	人	30	30	30	30	30
	子ども家庭ソーシャルワーカー養成研修受講者数	0	R 6	人	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
専門職（福祉職・心理職）採用者数	採用者数	11(福祉8、心理3)	R 6	人	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名

※児童福祉司等の法定配置基準は、人口数や虐待相談件数等によって毎年度算定され、年度によって変動するため、目標値は「法定配置基準」としている。

※令和5年度までは、児童心理司の配置基準は、児童福祉司3名につき1名の配置だったが、令和6年度から、児童福祉司2名につき1名配置することになり、基準（必要数）が大幅に増加したことから、令和6年度からは配置数が基準数を大幅に下回っている。

(11) 障害児入所施設における支援

① ユニット化等によるケア単位の小規模化推進に向けた取組

障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要があります。

このため「良好な家庭的環境」において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化の推進が求められています。

【現状】

- 令和6年4月1日時点で福祉型障害児入所施設は4箇所ありますが、ユニット化等により「出来る限り良好な家庭的環境」を整備している施設は、0箇所となっています。

【課題】

- ユニット化等によるケア単位の小規模化を行うにあたり必要となる専用の居室、食堂、浴室等の整備に要する経費や職員の確保等が課題となっています。

【対応策】

- ユニット化に伴う施設における課題解決に向け、課題の整理やユニット化に伴う国の加算や補助金等に関する情報提供を行うなど、ケア単位の小規模化を推進し環境整備に取り組めます。
- より家庭的な環境の下で養育されるよう、障害児を受け入れることができる専門里親やファミリーホームの登録を推進します。

【数値目標】

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設数	0	R 6	箇所	—	—	—	—	1
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	人数	0	R 6	人	—	—	—	—	3

第4章 資料編

第4章 資料編

1 指標一覧（再掲）

（１）当事者であるこどもの権利擁護の取組

① 意見聴取・意見表明等支援等の取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
社会的養護に関わる関係職員及びこども自身に対するこどもの権利や権利擁護手段に関する研修や啓発プログラム等	実施回数	16	R 5・R 6	回	18	19	20	22	24
	受講者数	473	R 5・R 6	人	485	497	509	521	533
意見表明等支援事業を利用可能なこども	人数	440	R 5	人	530	576	622	668	714
	割合	55	R 5	%	60	65	70	80	89
意見表明等支援事業の実施状況	第三者への事業委託状況	済	R 6.4.1	—	—	—	—	—	体制維持・充実
措置児童等を対象としたこどもの権利擁護に関する取組に係るこども本人の認知度等	認知度	72	R 6	%	—	—	—	—	80
	利用度	26	R 5	%	—	—	—	—	31
	満足度	55	R 6	%	—	—	—	—	66
措置児童等を対象としたこどもの権利に関する理解度	理解度	46	R 6	%	—	—	—	—	55
措置児童等を対象とした日ごろから意見表明ができるこどもの割合等	割合	68	R 6	%	—	—	—	—	80
	満足度	46	R 6	%	—	—	—	—	55
社会的養護施策策定の際の検討委員会への当事者であるこどもの委員としての参画の有無	参画の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有
社会的養護施策策定の際の措置児童等に対するヒアリングやアンケートの実施の有無	実施の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有

（２）市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組

① 市町村の相談支援体制の整備に向けた都道府県の支援・取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども家庭センターの設置数	設置数	14	R 6.4.1	箇所	23	32	41	41	41
こども家庭福祉行政に携わる市町村職員に対する研修	実施回数	3	R 6	回	4	4	4	4	4
	受講者数	376	R 6	人	現況並	現況並	現況並	現況並	現況並
都道府県と市町村との人材交流の実施体制の整備	実施体制	有	—	—	—	—	—	—	有
こども家庭センターにおけるサポートプランの策定体制の整備	策定支援の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	有

② 市町村の家庭支援事業等の整備に向けた都道府県の支援・取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
市町村子ども・子育て支援事業計画における家庭支援事業の確保方策	確保方策	—	—	—	各年度市町村計画掲載量のとおり				
市町村における子育て短期支援事業を委託している里親数等	里親数	28	R 6	世帯	28	29	29	30	30
	ファミリーホーム数	3	R 6	箇所	3	3	3	3	3
	児童家庭支援センター数	1	R 6	箇所	2	2	3	3	3
	その他	11	R 6	箇所	11	12	12	13	13

③ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童家庭支援センターの設置数	設置数	3	R 7.1.1	箇所	4	4	5	5	5
児童相談所からの在宅指導措置委託件数等	委託件数	10	R 6.12	件／月	20	20	20	20	25
市町村から家庭支援事業（ショートステイ事業等）を委託されている児童家庭支援センター数	児童家庭支援センター数	1	R 6	箇所	1	2	3	4	5

（３）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

① 妊産婦等生活援助事業等による支援・取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
妊産婦等生活援助事業の実施事業所数	事業所数	1	R 6.4.1	箇所	1	1	1	1	1
助産施設の設置数	設置数	10	R 6.4.1	箇所	10	10	10	10	10

（４）各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

② 代替養育を必要とするこども数の見込み

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
計画期間における年度ごとの代替養育を必要とするこども数（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	３歳未満の見込み	26	R 4	人	29	30	30	31	31
	３歳以上就学前の見込み	76	R 4	人	75	76	77	78	79
	学童期以降の見込み	384	R 4	人	367	373	378	384	390
	合計	486	R 4	人	471	479	485	493	500

（５）一時保護改革に向けた取組

② 一時保護におけるこどもの最善の利益に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
一時保護所の定員数	定員数	44	R 6	人	44	44	44	44	44
一時保護専用施設や委託一時保護が可能な里親や児童福祉施設等の確保数	一時保護専用施設数	0	R 6	箇所	0	0	1	2	3
	里親数	39	R 5	世帯	42	44	45	47	48
	ファミリーホーム数	9	R 6	箇所	10	11	12	13	14
	児童福祉施設等数	9	R 6	箇所	9	9	9	9	9
一時保護施設職員に対する研修	実施回数（派遣含む）	10	R 6	回	10	10	10	10	10
第三者評価を実施している一時保護所数・割合	個所数	2	R 6	箇所	2	2	2	2	2
	割合	100	R 6	%	100	100	100	100	100
一時保護施設の平均入所日数	平均入所日数	44.4	R 6	日	—	—	—	—	32.5

（６）代替養育を必要とするこどものパーマネンシー保障に向けた取組

① 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こどもの家庭復帰が難しい場合の親族等養育、特別養子縁組の検討など、早期のパーマネンシー保障に必要な判断・支援を着実に行って長期措置を防ぐための児童相談所における専門チームや担当係の配置などの体制整備の状況	実施体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	維持・拡充

② 親子関係再構築に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
親子再統合支援事業による各種支援の実施件数	実施件数	12	R 5	件	14	15	16	17	18
親子関係再構築支援の専任職員の配置や専門チームの設置等の支援体制の整備	実施体制	無	R 6	—	—	—	—	—	

③ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童相談所を通じた特別養子縁組の成立件数	件数	3	R 5	件	3	4	4	5	5
民間あっせん機関を通じた特別養子縁組の成立件数	件数	2	R 5	件	2	3	3	4	4
親との交流の途絶えたケース、親の行方不明、特別養子縁組不同意ケース等に係る児童相談所長による特別養子適格の確認の審判の申立の検討体制の整備	検討体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実
里親支援センターやフォスティング機関（児童相談所を含む）、乳児院、民間団体等による特別養子縁組等の相談支援体制の整備	相談支援体制	整備済	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実
特別養子縁組等に関する研修を受講した児童相談所職員数	受講者数	21	R 5	人	24	26	28	30	30
民間あっせん機関に対する支援、連携の有無	支援・連携の有無	有	R 5	—	—	—	—	—	有（継続）

（７）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組

① 里親・ファミリーホームへの委託こども数の見込み等

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
3 歳未満、3 歳以上の就学前、学童期以降の里親等委託率、登録率、稼働率	3 歳未満の里親等委託率	56.5%	R 5	%	62.7%	65.8%	68.8%	71.9%	75.0%
	3 歳以上就学前の里親等委託率	68.1%	R 5	%	70.4%	71.6%	72.7%	73.9%	75.0%
	学童期以降の里親等委託率	33.5%	R 5	%	39.0%	41.8%	44.5%	47.3%	50.0%
	登録率	89.0%	R 5	%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%	90.0%
	稼働率	44.6%	R 5	%	45.6%	46.7%	47.8%	48.9%	50.0%
養育里親、専門里親、養子縁組里親それぞれの里親登録（認定）数	養育里親	272	R 5	組	295	307	316	329	339
	専門里親	28	R 5	組	30	32	33	34	35
	養子縁組里親	79	R 5	組	86	89	92	96	98
新規里親登録数、委託里親数、委託こども数	新規里親登録数	25	R 5	組	—	—	—	—	147
	委託里親数	124	R 5	組	—	—	—	—	174
	委託こども数	148	R 5	人	—	—	—	—	200
委託里親数の割合（年間に 1 回でも委託のあった里親数）	委託里親数の割合	44.8%	R 5	%	—	—	—	—	50.0%
ファミリーホーム数	ファミリーホーム数	9	R 6	箇所	10	11	12	13	14
新規ファミリーホーム数、委託こども数	新規ファミリーホーム数	1	R 6	箇所	—	—	—	—	5
	委託こども数	39	R 5	人	—	—	—	—	61
里親登録（認定）に係る都道府県児童福祉審議会の開催件数	開催件数	2	R 6	件	2	2	3	3	3

② 里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
里親支援センターの設置数	設置数	0	R 6	箇所	1	1	1	1	1
民間フォスティング機関の設置数	設置数	2	R 6	箇所	—	—	—	—	1
児童相談所における里親等支援体制の整備	支援体制	整備中	R 6	—	—	—	—	—	里セン等との協働体制強化
基礎研修、登録前研修、更新研修などの必須研修以外の研修	実施回数	12	R 6	回数	12	13	14	15	16
	受講者数	35	R 6	人	40	50	60	70	80

（８）施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

① 施設で養育が必要なこども数の見込み

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
計画期間における年度ごとの施設で養育が必要なこども数（３歳未満、３歳以上の就学前、学童期以降）の見込み	３歳未満	10	R 6.3.31	人	11	10	9	9	8
	３歳以上の就学前	22	R 6.3.31	人	22	22	21	20	20
	学童期以降	282	R 6.3.31	人	237	231	224	218	212
	合計	314	R 6.3.31	人	270	263	254	247	240

② 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化、機能転換に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
小規模かつ地域分散化した施設数、入所児童数	施設数	14	R 6	箇所	14	15	15	16	20
	入所児童数	(定員計) 84	R 6	人	(定員計) 84	(定員計) 90	(定員計) 90	(定員計) 96	(定員計) 120
養育機能強化のための専門職（家庭支援専門相談員、心理療法担当職員、自立支援担当職員等）の加配施設数、加配職員数	加配施設数	9	R 6	箇所	9	9	9	9	9
	加配職員数	25	R 6	人	25	26	26	27	27
養育機能強化のための事業（親子支援事業、家族療事事業等）の実施施設数	施設数	0	R 6	箇所	0	1	1	2	2
一時保護専用施設の整備施設数	施設数	0	R 6	箇所	0	0	1	2	3
児童家庭支援センターの設置施設数	施設数	3	R 6	箇所	4	4	4	4	5
里親支援センター、里親養育包括支援（フォスティング）事業の実施施設数	里親支援センター	0	R 6	箇所	1	1	1	1	1
	里親養育包括支援（フォスティング）事業	2	R 6	箇所	1	1	1	1	1
妊産婦等生活援助事業の実施施設数	施設数	1	R 6	箇所	1	1	1	1	1
市町村の家庭支援事業を委託されている施設数（事業ごと）	親子関係形成支援事業	0	R 6	箇所	1	1	2	2	2
	子育て短期支援事業	3	R 6	箇所	3	3	4	4	4

(9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

① 自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及び実情把握

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
計画期間における年度ごとの「自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み」	支援を必要とする社会的養護経験者数	187	R 6	人	現況並	現況並	現況並	現況並	現況並

② 社会的養護経験者等の自立に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
児童自立生活援助事業の実施箇所数（Ⅰ型～Ⅲ型）	Ⅰ型	4	R 6	箇所	5	5	5	5	5
	Ⅱ型	0	R 6	箇所	必要数確保（個別判断）				
	Ⅲ型	2	R 6	箇所	必要数確保（個別判断）				
社会的養護自立支援拠点事業の整備箇所数	箇所数	1	R 6	箇所	1	1	1	1	2
社会的養護自立支援協議会の設置も含めた連携体制の整備	連携体制の有無	有	R 6	—	—	—	—	—	体制維持・充実

(10) 児童相談所の強化等に向けた取組

② 沖縄県（児童相談所）における人材確保・育成、児童相談所設置等に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
第三者評価を実施している児童相談所数・割合（分母：管内の全児童相談所数）	箇所数	2	R 6	箇所	2	2	2	2	2
	割合	100%	R 6	%	100%	100%	100%	100%	100%
児童福祉司、児童心理司の配置数（法定配置基準数）	児童福祉司配置数	70 (83)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
	児童心理司配置数	22 (40)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
市町村支援児童福祉司の配置数（法定配置基準数）	配置数	2 (2)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
児童福祉司スーパーバイザーの配置数（法定配置基準数）	配置数	18 (12)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
医師の配置数（非常勤）	配置数	9 (非常勤)	R 6	人	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)	9 (非常勤)
保健師の配置数（法定配置基準数）	配置数	1 (2)	R 6	人	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準	法定配置基準
弁護士配置数（委託）	配置数	5 (委託)	R 6	人	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)	5 (委託)
こども家庭福祉行政に携わる都道府県（児童相談所）職員における研修（児童福祉司任用後研修、こども家庭ソーシャルワーカーの養成に係る研修等）の受講者数	児童福祉司任用後研修受講者数	37	R 6	人	30	30	30	30	30
	こども家庭ソーシャルワーカー養成研修受講者数	0	R 6	人	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名
専門職（福祉職・心理職）採用者数	採用者数	11(福祉8、心理3)	R 6	人	若干名	若干名	若干名	若干名	若干名

(11) 障害児入所施設における支援

① ユニット化等によるケア単位の小規模化推進に向けた取組

指 標	現状値				目標値				
			時点	単位	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」を整備している施設数	施設数	0	R 6	箇所	—	—	—	—	1
福祉型障害児入所施設のうち、ユニット化等による「できる限り良好な家庭的環境」で生活している障害児の数	人数	0	R 6	人	—	—	—	—	3

2 現行計画の進捗評価

市町村のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組（単位：市町村数）

関連指標	現況 (H31. 4. 1)	前年度実績 (R 3. 4. 1)	実績 (R 4. 4. 1)	目標 (R 6)	目標 (R 11)	評価	全国 (R 4. 4. 1)
子ども家庭総合支援拠点の設置市町村数	1	8	15	41	41	前進	716/1,724
母子健康包括支援センターの設置市町村数	6	30	35	41	41	前進	1,647/1,724

里親等への委託の推進に向けた取組（単位：％）

関連指標	現況 (H30)	前年度実績 (R 4. 3. 31)	実績 (R 5. 3. 31)	目標 (R 6)	目標 (R 11)	評価	全国 (R 3年度末)
里親等委託率	34.7	37.4	36.8	37.0	40.0	前進	23.5

パーマネンシー保障としての特別養子縁組等のための支援体制の構築に向けた取組 （単位：箇所）

関連指標	現況 (R 1)	前年度実績 (R 4. 3. 31)	実績 (R 5. 3. 31)	目標 (R 6)	目標 (R 11)	評価	全国 (R 4. 4)
支援する民間あっせん機関の数	1	1	1	1	国の制度等を踏まえて中間年に設定	維持	23

施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組（単位：箇所）

関連指標	現況 (R 1)	前年度実績 (R 4. 3. 31)	実績 (R 5. 3. 31)	目標 (R 6)	目標 (R 11)	評価	全国 (R 3. 10)
本体施設改修・改築に伴う小規模化されたユニット数	10	11	11	12	31	維持	—
地域小規模児童養護施設	8	12	13	15	20	前進	527箇所
小規模グループケア（分園型）	0	0	0	0	4	維持	（総数） 2,197箇所
計	18	23	24	27	55	前進	—

専門的なケアの充実（単位：人、箇所）

関連指標	現況 (R 1)	前年度実績 (R 3. 4. 1)	実績 (R 4. 4. 1)	目標 (R 6)	目標 (R 11)	評価	全国
ケアニーズが非常に高い児童の受入可能人数	0	0	0	0	36	維持	—
ケアニーズが非常に高い児童の受入箇所数	0	0	0	0	9	維持	—

児童家庭支援センターの積極的な活用促進や設置検討（単位：箇所）

関連指標	現況 (R1)	前年度実績 (R3.4.1)	実績 (R4.4.1)	目標 (R6)	目標 (R11)	評価	全国 (R5.3)
児童家庭支援センター設置数	2	2	2	3	計画の進捗 状況を検証 し中間年に 設定	維持	172

一時保護改革に向けた取組（単位：日）

関連指標	現況 (H29)	前年度実績 (R4.3.31)	実績 (R5.3.31)	目標 (R6)	目標 (R11)	評価	全国
一時保護所における一人平均 一時保護日数	41.5	36.8	37.3	－	32.5	前進	－

社会的擁護自立支援の推進に向けた取組（単位：％）

関連指標	現況 (H29)	前年度実績 (R4.5.1)	実績 (R5.5.1)	目標 (R6)	目標 (R11)	評価	全国 (R4.5.1)
社会的養護が必要な子どもの 大学等進学率	61	60	59	全県並	全県並	維持	43

自立援助ホームの設置促進（児童自立生活援助事業・就学者自立生活援助事業） （単位：箇所）

関連指標	現況 (R1)	前年度実績 (R4.4.1)	実績 (R5.4.1)	目標 (R6)	目標 (R11)	評価	全国
自立援助ホームの設置	2	2	4	3	計画の進捗 状況を検証 し中間年に 設定	前進	229箇所

アフターケアにおける施設間の連携について（単位：箇所）

関連指標	現況 (R1)	前年度実績 (R3.4.1)	実績 (R4.4.1)	目標 (R6)	目標 (R11)	評価	全国
職業指導員の配置施設数	3	5	5	増加	増加	維持	－

児童相談所の強化等に向けた取組（単位：人）

関連指標	現況 (R1)	前年度実績 (R3.4.1)	実績 (R4.4.1)	目標 (R11)	評価	全国 (R4.4.1)
児童福祉司数	50	54	52	国の配置 基準	前進	5,783
児童心理司数	12	13	13	国の配置 基準	前進	2,335

（参考）施設定員数の見込み（単位：人）

	H30末 (現況値)		R1末 (現況値)		R4末		R6末 (目標値)		R11末 (目標値)	
	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員	箇所数	定員
1 本体施設敷地内	7	350	9	323	11	291	11	255	31	168
本体施設（現行体制）		300		257		221		187		0
小規模グループケア（本体）	6	44	8	60	11	70	10	62	16	96
小規模グループケア（別棟）	1	6	1	6	0	0	1	6	6	36
ケアニーズが高い子どもの養育単位	0	0	0	0	0	0	0	0	9	36
2 本体施設以外	7	42	8	48	13	78	15	90	24	144
小規模グループケア（分園型）	0	0	0	0	0	0	0	0	4	24
地域小規模児童養護施設	7	42	8	48	13	78	15	90	20	120
3 合計（1＋2）	14	392	17	371	24	369	26	345	55	312

3 アンケート調査結果

計画の策定に先立ち、県内における代替養育を必要とするこどもに関する実態及びそれを支援する各種施設、里親等の実態及び今後の方向性を把握するために、関係施設、団体等に措置児童及び社会的養護措置児童に対するアンケート調査を実施しました。

I. 調査の実施概要

調査種別	調査対象者	調査方法	調査期間 (令和6年)
施設アンケート	県内の関係施設	電子メールによる 配布・回収	12月2日 (月) ～ 12月27日 (金)
施設入所措置児童アンケート	小学4年生以上の 施設入所措置児童	施設配布・郵送回収	
里親等措置児童アンケート	小学4年生以上の 里親等措置児童	里親等配布・郵送回収	
一時保護所入所児童アンケート	小学4年生以上の 一時保護所入所児童	施設配布・施設回収	
社会的養護経験者アンケート	措置解除後概ね10年の 社会的養護経験者	郵送配布・ オンライン回収	

II. 回収の結果

調査種別	調査数	回収数	回収率	有効回収数	有効回収率
施設アンケート	14	6	42.9%	6	42.9%
施設入所措置児童アンケート	403	257	63.8%	256	63.5%
里親等措置児童アンケート	121	37	30.6%	37	30.6%
一時保護所入所児童アンケート	44	27	61.4%	27	61.4%
社会的養護経験者アンケート	290	91	31.4%	91	31.4%

IV. 調査結果の見方

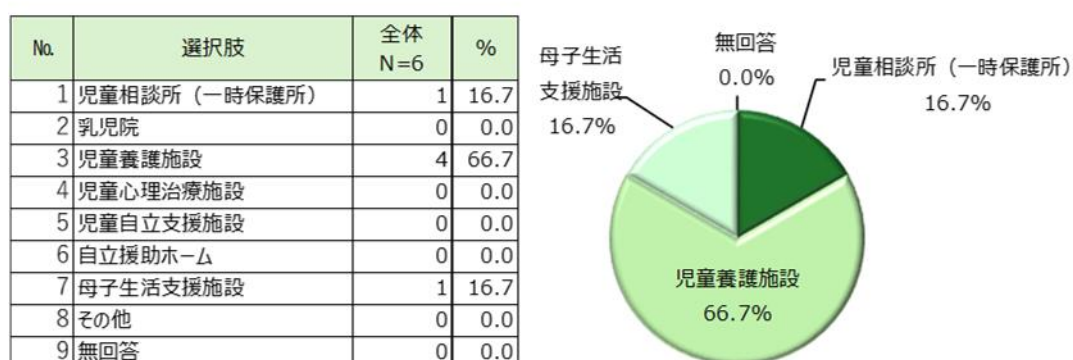
- ・ 集計結果は百分比（％）で表示している。原則として小数点以下第2位を四捨五入しているため、比率の合計が100.0%にならない場合がある。
- ・ 1人の対象者に2つ以上の回答を認めた設問では、百分比（％）の合計は100%を上回る場合がある。
- ・ 本文のグラフ、表中の選択肢表記は、場合によっては語句を簡略化している。
- ・ 本文中のグラフは、見やすさに配慮して回答の比率がわずかなものについては、数値を表記していないものがある。
- ・ 図表に示すNは、各質問に対する回答者の数（その質問を回答しなくてよい人を除いた数）であり、回答率算出上の基数（標本数）となる。

V. 施設アンケート結果

1 施設の種類の

- 施設の種類の、「児童養護施設」が4施設、「児童相談所（一時保護所）」が1施設、「母子生活支援施設」が1施設となっている。

図表V-1



2 入所者数の推移

- 近年の入所者数の推移では、「変わらない」が4施設、「減っている」が1施設となっている。

図表V-2



3 施設で児童を養育することの効果・利点

- 児童を養育することについての効果や利点【複数回答】では、「複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる」(100.0%)が最も多く、次いで「様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる」「心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に陣族に対応することができる」「保護者との関係性を維持しながら、親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる」(ともに83.3%)となっている。

図表V-3

No.	選択肢	全体 N=6	%
2	複数の大人が関わり、様々な視点から児童に合った支援を計画的に実施できる	6	100.0
1	様々なケース事例の蓄積に基づき、対応が困難な児童や家庭の支援を行うことができる	5	83.3
4	心理療法担当職員等の専門職が日常的に関わることができ、課題等に陣族に対応することができる	5	83.3
5	保護者との関係性を維持しながら、親子交流や家庭復帰に向けた相談支援を行うことができる	5	83.3
3	児童の課題が表出した際に、対応を抱え込まずに組織的に対応することができる	4	66.7
6	職員が交代で勤務することで、課題や負担を分担しながら対応することができる	4	66.7
7	複数の児童指導員が児童と適切な距離を置きながら、専門的な支援を行うことができる	3	50.0
8	その他	3	50.0
9	特になし	0	0.0
10	無回答	0	0.0

※比率の降順

4 施設で児童を養育することの課題

- 児童を養育することについての課題【複数回答】では、「ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある」「支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある」(ともに83.3%)が最も多く、次いで「複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる」「様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため、児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある」「職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある」(ともに66.7%)となっている。

図表V-4

No.	選択肢	全体 N=6	%
3	ルールをある程度統一する必要がある、児童の個性や発達に応じて対応を変えることが難しいことがある	5	83.3
5	支援対象の児童が多く、職員1人が児童1人に向き合う時間に限界がある	5	83.3
1	複数の職員が交代で勤務するため、家庭環境での特定の養育者との生活とは異なる形態となる	4	66.7
6	様々な課題を抱える児童が1つの場所で生活するため、児童間の関係構築の困難さや事故等のおそれがある	4	66.7
7	職員の退職や人事異動により、特定の養育者による継続的な支援が難しいことがある	4	66.7
4	食事・生活習慣・学習等、生活の全てを施設がサポートしているため、自立後の生活とのギャップが大きい	3	50.0
2	スケジュールや計画に基づいて食事や生活リズムを組み立てるため、一般的な家庭生活と異なる面がある	2	33.3
8	その他	1	16.7
9	特になし	0	0.0
10	無回答	0	0.0

※比率の降順

5 課題を抱える児童への効果的な支援

- 課題を抱える児童に対して、効果的だと思う支援【複数回答】では、「各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること」(100.0%)が最も多く、次いで「特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと」「養育上の負担感を過度に抱え込まずに、様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと」「課題が表出した際に的確な対応をとれるよう、専門職の支援を受けること」(ともに83.3%)となっている。

図表V-5

No.	選択肢	全体 N=6	%
3	各福祉制度や支援者の力を借りながら、児童が将来自分らしく生きることができるよう環境を整えること	6	100.0
1	特定の養育者と信頼関係を構築し、児童が安心できる環境で継続的に養育を行うこと	5	83.3
2	養育上の負担感を過度に抱え込まずに、様々な支援を受けながら課題に向き合い長期的な視点で養育を行うこと	5	83.3
5	課題が表出した際に的確な対応をとれるよう、専門職の支援を受けること	5	83.3
4	他の児童との比較をせず、当該児童に合った内容の支援を行うこと	4	66.7
6	その他	0	0.0
7	無回答	0	0.0

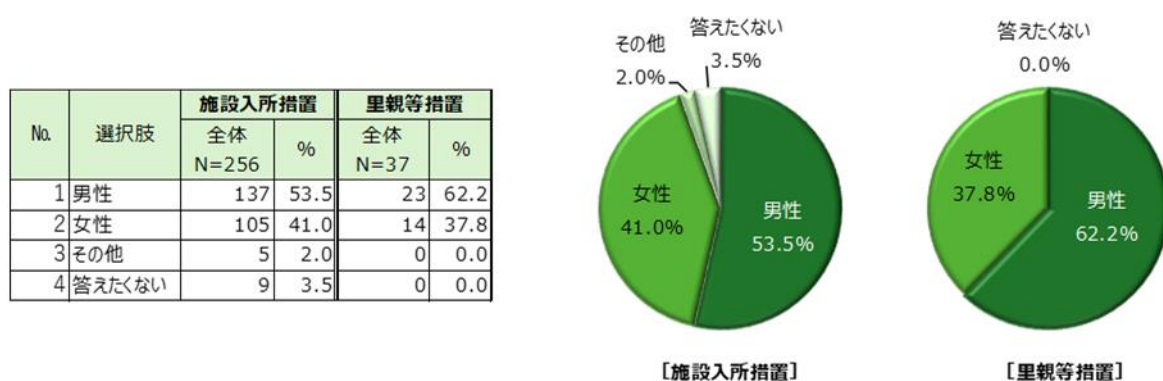
※比率の降順

VI. 措置児童〔施設入所・里親等〕アンケート結果

1 性別〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の性別では、「男性」が 53.5%、「女性」が 41.0%、「その他」が 2.0%、「答えたくない」が 3.5%となっている。
- 里親等措置児童の性別では、「男性」が 62.2%、「女性」が 37.8%となっている。

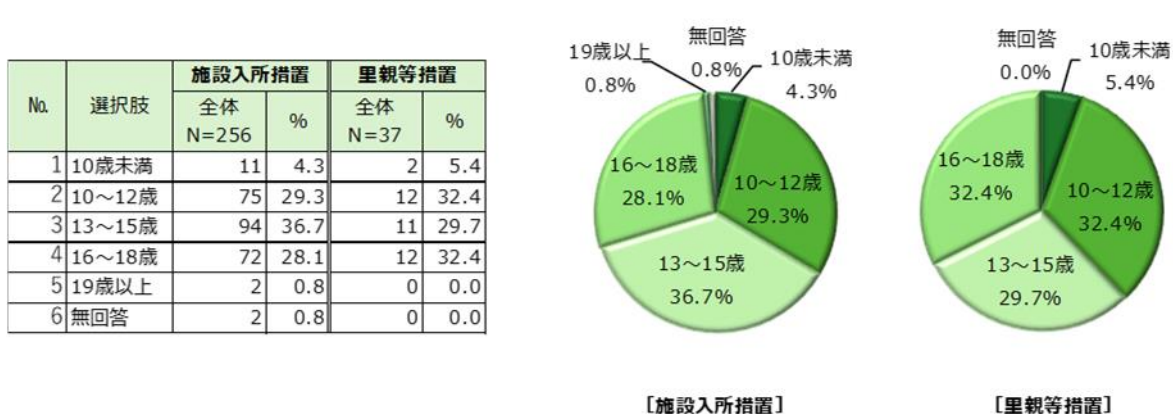
図表VI-1



2 年齢〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の年齢では、「13～15 歳」(36.7%)が最も多く、次いで「10～12 歳」(29.3%)、「16～18 歳」(28.1%)となっている。
- 里親等措置児童の年齢では、「10～12 歳」「16～18 歳」(ともに 32.4%)が最も多く、次いで「13～15 歳」(29.7%)、「10 歳未満」(5.4%)となっている。

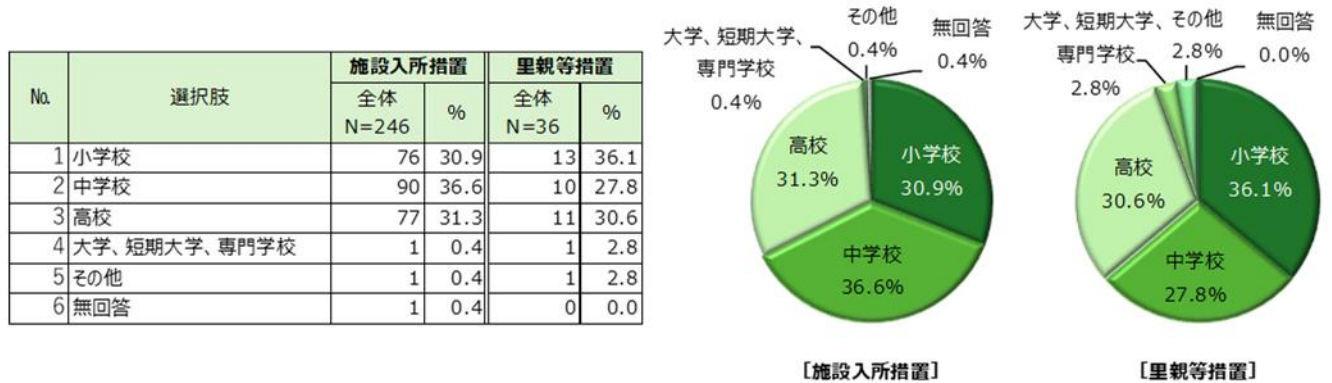
図表VI-2



3 学校種別〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の学校種別【集約】では、「中学校」(36.6%)が最も多く、次いで『高校』(31.3%)、「小学校」(30.9%)となっている。
- 里親等措置児童の学校種別【集約】では、「小学校」(36.1%)が最も多く、次いで『高校』(30.6%)、「中学校」(27.8%)となっている。

図表VI-3



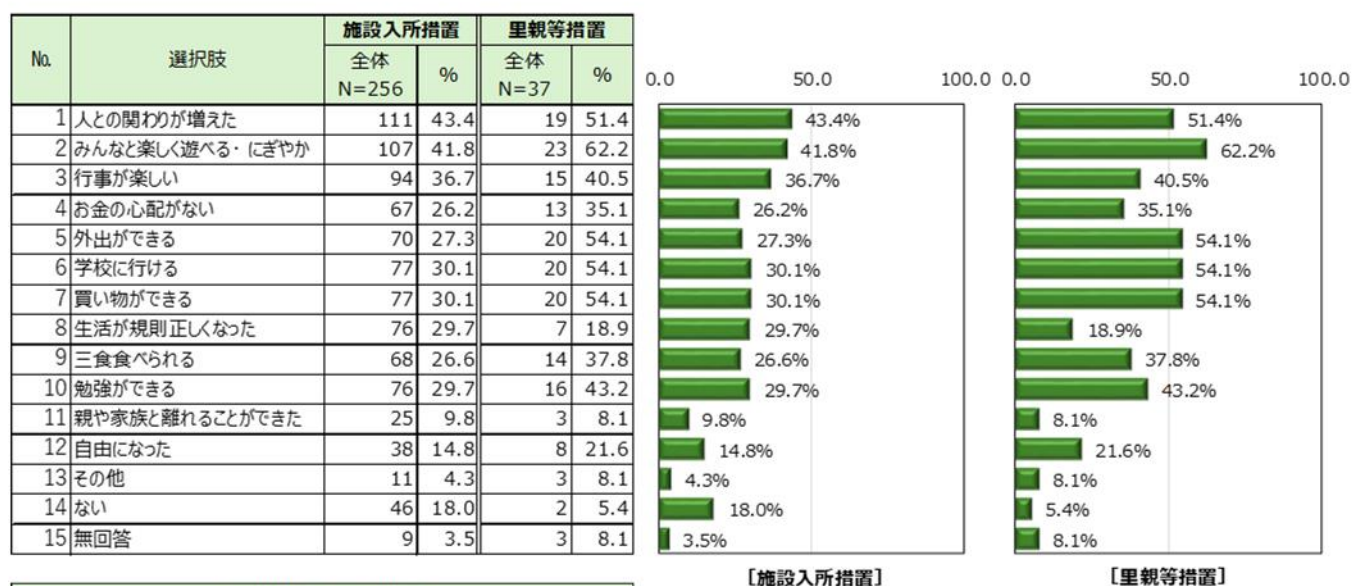
【集約】

『高校』:「全日制高校（県立・市立・私立）」+「定時制高校」+「通信制高校（県立・私立）」

4 いま生活している施設や里親家庭に来て良かったこと【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童のいまの施設に来て良かったこと【複数回答】では、「人との関わりが増えた」(43.4%)が最も多く、次いで「みんなと楽しく遊べる・にぎやか」(41.8%)、「行事が楽しい」(36.7%)となっている。
- 里親等措置児童のいまの里親家庭に来て良かったこと【複数回答】では、「みんなと楽しく遊べる・にぎやか」(62.2%)が最も多く、次いで「外出ができる」「学校に行ける」「買い物ができる」(ともに54.1%)、「人との関わりが増えた」(51.4%)となっている。

図表VI-4

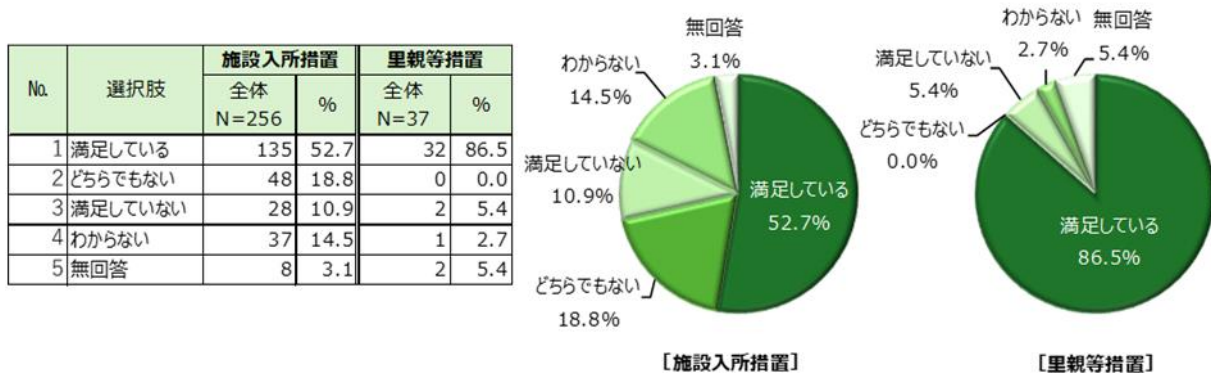


その他内容 ※一部抜粋
色々な経験をさせてもらった。(施設入所措置)
大切にしてくれる大人、支えてくれる人に出会えた。(施設入所措置)
自分らしさが出てきた。(施設入所措置)
新しい友達のおかげで部活に入ろうと思った。(施設入所措置)
映画、マナー講座(食事)の招待が楽しみ。(施設入所措置)
動物を飼える。(里親等措置)
英語がしゃべれるようになった。(里親等措置)
教会で友達と音楽が出来る。(里親等措置)

5 現在の施設・里親家庭等の満足度【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の施設への満足度【集約】では、『満足している』(52.7%)が最も多く、次いで「どちらでもない」(18.8%)、「わからない」(14.5%)となっている。
- 里親等措置児童の里親家庭等への満足度【集約】では、『満足している』(86.5%)が最も多く、次いで『満足していない』(5.4%)、「わからない」(2.7%)となっている。

図表VI-5



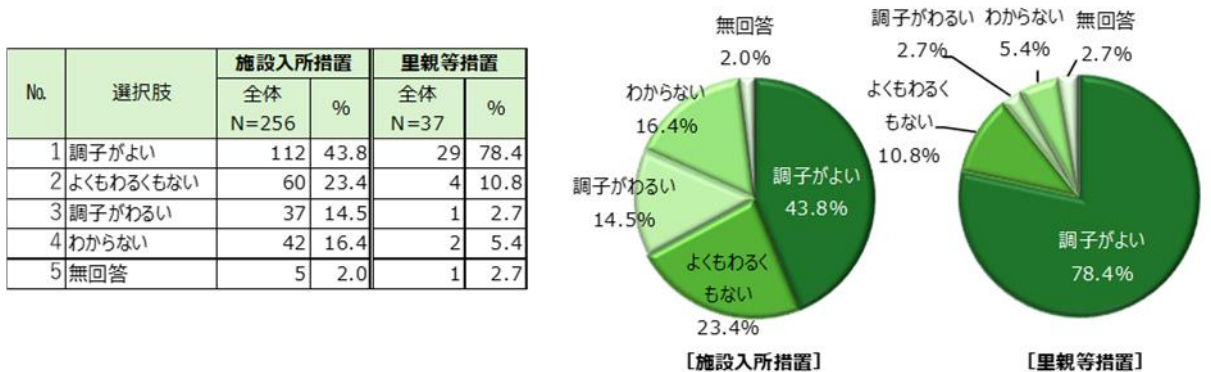
【集約】

『満足している』：「とても満足している」+「まあ満足している」／『満足していない』：「あまり満足していない」+「満足していない」

6 現在の体調【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の主観的健康観【集約】では、『調子がよい』(43.8%)が最も多く、次いで「よくもわるくもない」(23.4%)、「わからない」(16.4%)となっている。
- 里親等措置児童の主観的健康観【集約】では、『調子がよい』(78.4%)が最も多く、次いで「よくもわるくもない」(10.8%)、「わからない」(5.4%)となっている。

図表VI-6



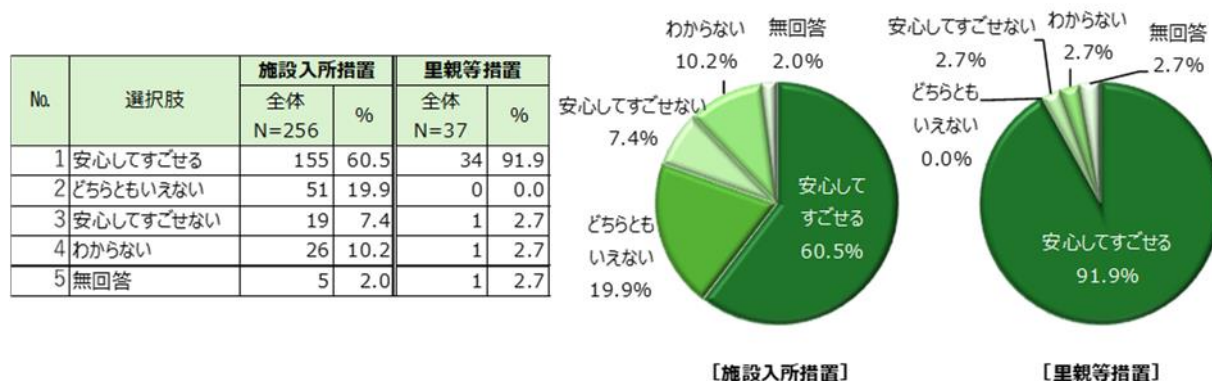
【集約】

『調子がよい』：「調子がよい」+「どちらかといえば調子がよい」／『調子がわるい』：「どちらかといえば調子がわるい」+「調子がわるい」

7 施設・里親家庭等の安心度【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の今の環境に対する安心度【集約】では、『安心してすごせる』(60.5%)が最も多く、次いで『どちらともいえない』(19.9%)、「わからない」(10.2%)となっている。
- 里親等措置児童の今の環境に対する安心度【集約】では、『安心してすごせる』(91.9%)が最も多く、次いで『安心してすごせない』『わからない』(ともに 2.7%)となっている。

図表VI-7



【集約】

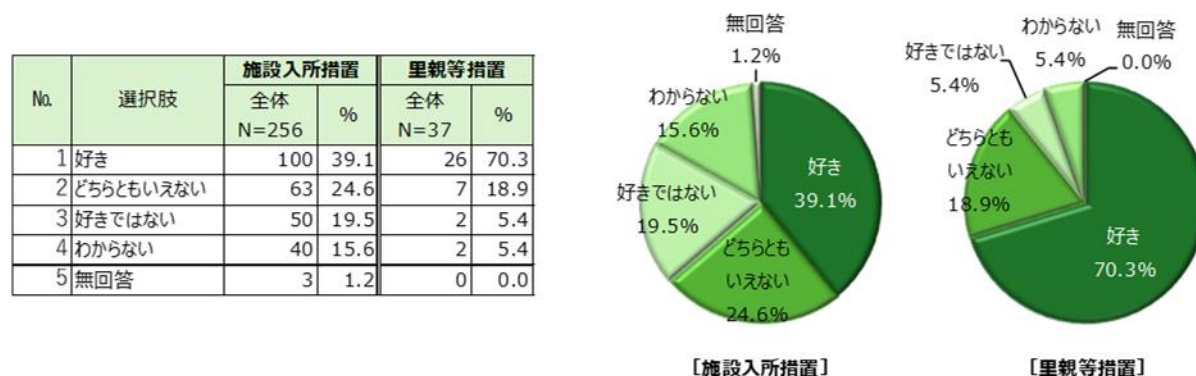
『安心してすごせる』：「安心してすごせる」+「どちらかといえば安心してすごせる」

『安心してすごせない』：「どちらかといえば安心してすごせない」+「安心してすごせない」

8 自己肯定感【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の自己肯定感【集約】では、『好き』(39.1%)が最も多く、次いで『どちらともいえない』(24.6%)、『好きではない』(19.5%)となっている。
- 里親等措置児童の自己肯定感【集約】では、『好き』(70.3%)が最も多く、次いで『どちらともいえない』(18.9%)、『好きではない』『わからない』(ともに 5.4%)となっている。

図表VI-8



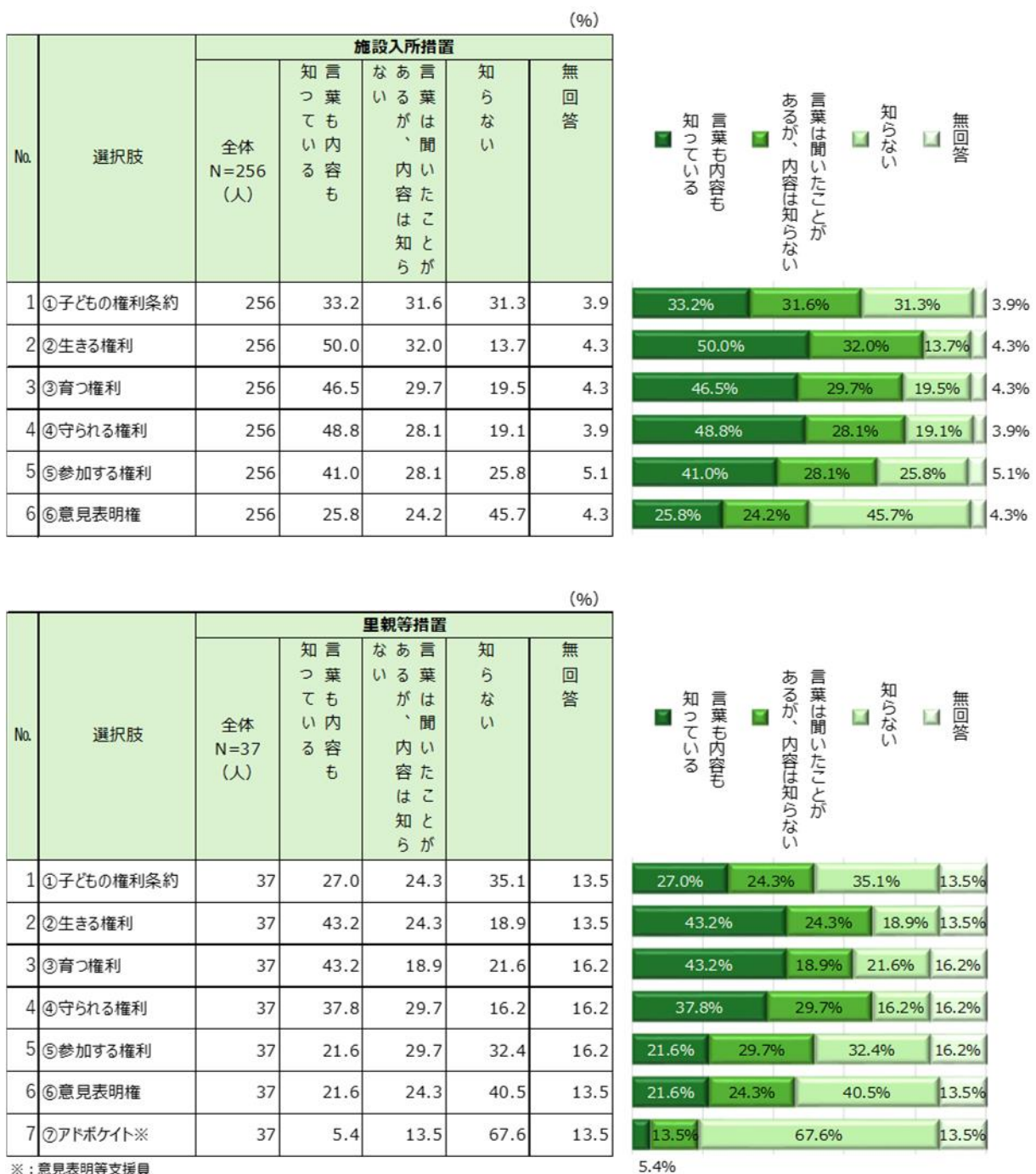
【集約】

『好き』：「好き」+「どちらかといえば好き」／『好きではない』：「どちらかといえば好きではない」+「好きではない」

9 権利の認知〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の権利の認知では、言葉も内容も知っているは「②生きる権利」(50.0%)、「④守られる権利」(48.8%)、「③育つ権利」(46.5%)が4割台後半から5割を占めている。一方、知らないは「⑥意見表明権」(45.7%)が4割を占めて他と比べて高くなっている。
- 里親等措置児童の権利の認知では、言葉も内容も知っているは「②生きる権利」「③育つ権利」(ともに43.2%)が4割を占めている。一方、知らないは「⑦アドボケイト（意見表明等支援員）」(67.6%)が6割台後半を占めて他と比べて高くなっている。

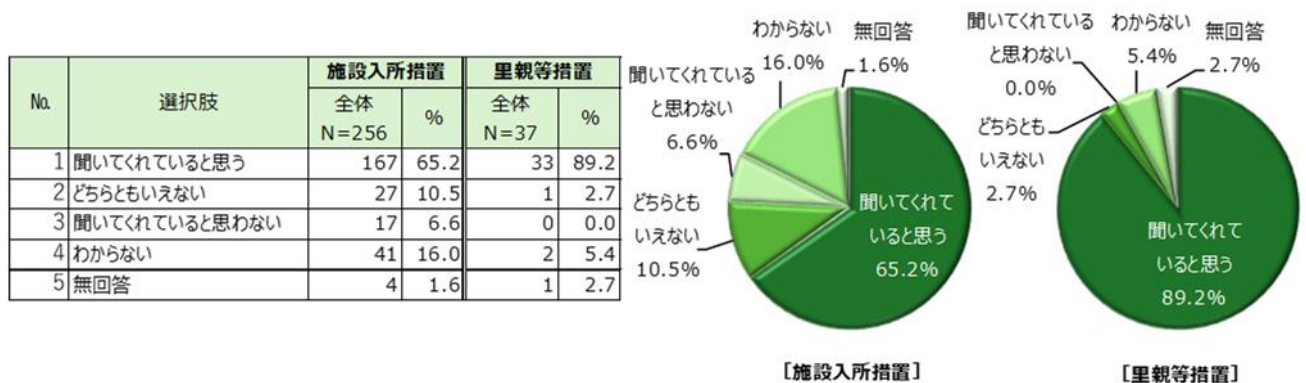
図表VI-9



10 現在の施設・里親家庭等での意見聴取【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の施設による意見聴取状況【集約】では、『聞いてくれていると思う』(65.2%)が最も多く、次いで「わからない」(16.0%)、「どちらともいえない」(10.5%)となっている。
- 里親等措置児童の里親等による意見聴取状況【集約】では、『聞いてくれていると思う』(89.2%)が最も多く、次いで「わからない」(5.4%)、「どちらともいえない」(2.7%)となっている。

図表VI-10



【集約】

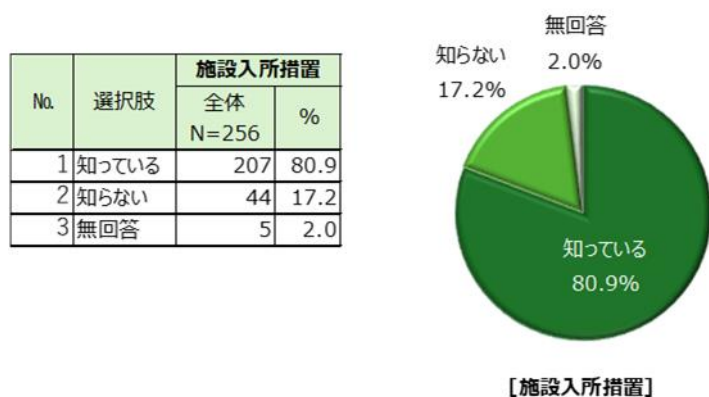
『聞いてくれていると思う』：「聞いてくれていると思う」+「どちらかといえば聞いてくれていると思う」

『聞いてくれていると思わない』：「どちらかといえば聞いてくれていると思わない」+「聞いてくれていると思わない」

11 アドボケイトの認知【施設入所のみ】

- 施設入所措置児童のアドボケイトの認知では、「知っている」が 80.9%、「知らない」が 17.2%となっている。

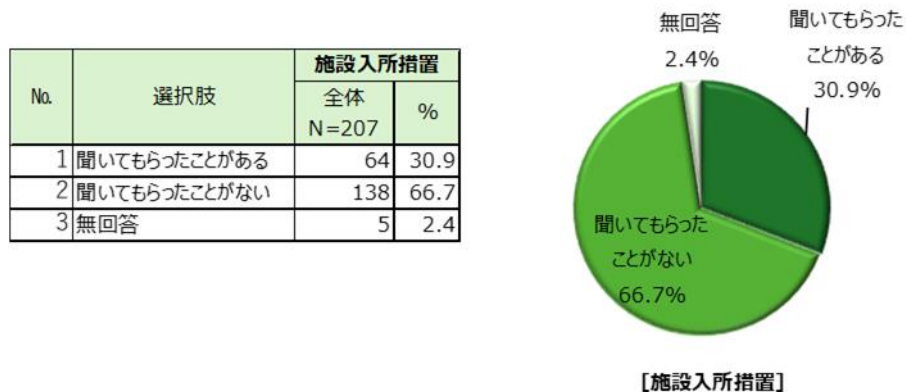
図表VI-11



12 アドボケートに気持ちや意見を聞いてもらったことの有無【施設入所のみ】

- 施設入所措置児童のアドボケートに気持ちや意見を聞いてもらったことの有無では、「聞いてもらったことがない」が 66.7%、「聞いてもらったことがある」が 30.9%となっている。

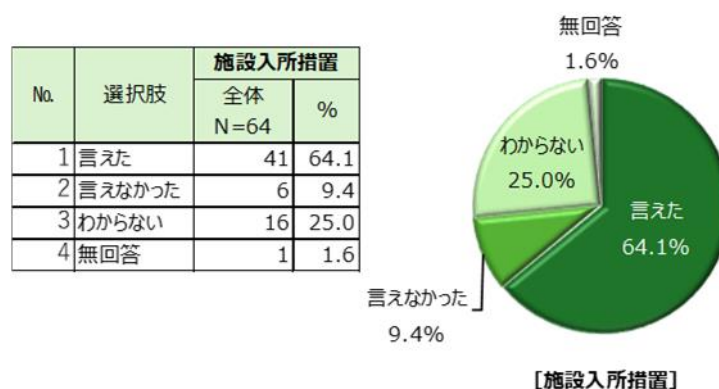
図表VI-12



13 アドボケートに気持ちや意見を言えたか【施設入所のみ】

- 施設入所措置児童のアドボケートへの発言状況【集約】では、『言えた』(64.1%)が最も多く、次いで「わからない」(25.0%)、『言えなかった』(9.4%)となっている。

図表VI-13



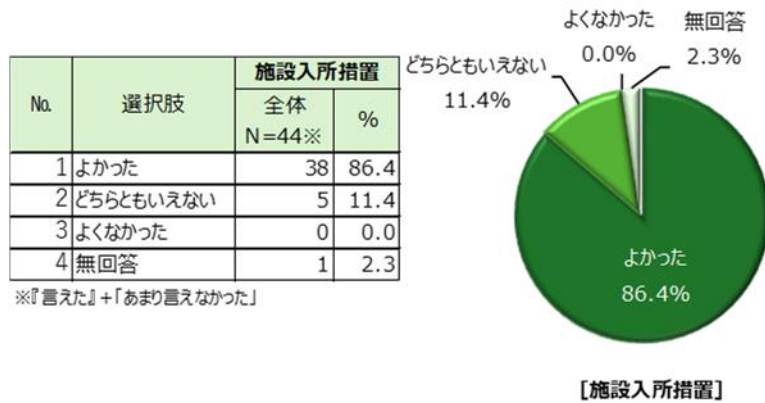
【集約】

『言えた』：「たくさん言えた」+「すこし言えた」／『言えなかった』：「あまり言えなかった」+「言えなかった」

14 アドボケートに気持ちや意見を言えてよかったか【施設入所のみ】

- 施設入所措置児童のアドボケートへ発言したことへの感想【集約】では、『よかった』が 86.4%、「どちらともいえない」が 11.4%となっている。

図表VI-14



【集約】

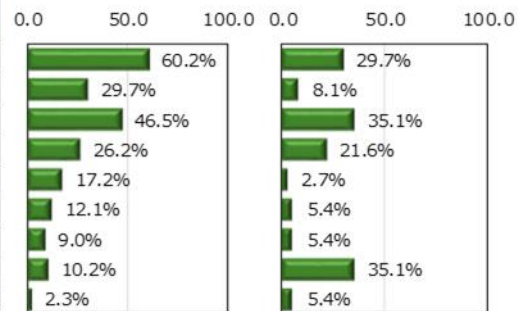
『よかった』：「とてもよかった」+「よかった」／『よくなかった』：「あまりよくなかった」+「よくなかった」

15 交流している家族の有無〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の交流している家族や親せきの有無では、「いる」が 87.5%、「いない」が 10.2% となっており、現在交流している家族や親せき【複数回答】では、「母親（おかあさん）」(60.2%) が最も多く、次いで「きょうだい」(46.5%)、「父親（おとうさん）」(29.7%) となっている。
- 里親等措置児童の交流している家族や親せきの有無では、「いる」が 59.5%、「いない」が 35.1% となっており、現在交流している家族や親せき【複数回答】では、「きょうだい」「現在、交流している家族や親せきはいない」(ともに 35.1%) が最も多く、次いで「母親（おかあさん）」(29.7%)、「祖母（おばあちゃん）」(21.6%) となっている。

図表VI-15

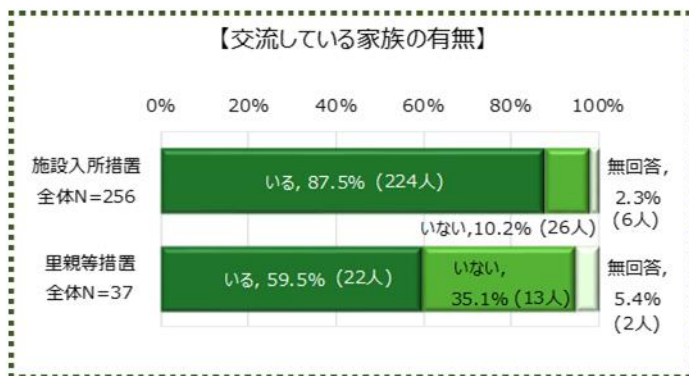
No.	選択肢	施設入所措置		里親等措置	
		全体 N=256	%	全体 N=37	%
1	母親（おかあさん）	154	60.2	11	29.7
2	父親（おとうさん）	76	29.7	3	8.1
3	きょうだい	119	46.5	13	35.1
4	祖母（おばあちゃん）	67	26.2	8	21.6
5	祖父（おじいちゃん）	44	17.2	1	2.7
6	「1～5」以外の家族・親せき	31	12.1	2	5.4
7	その他	23	9.0	2	5.4
8	現在、交流している家族や親せきはいない	26	10.2	13	35.1
9	無回答	6	2.3	2	5.4



〔施設入所措置〕

〔里親等措置〕

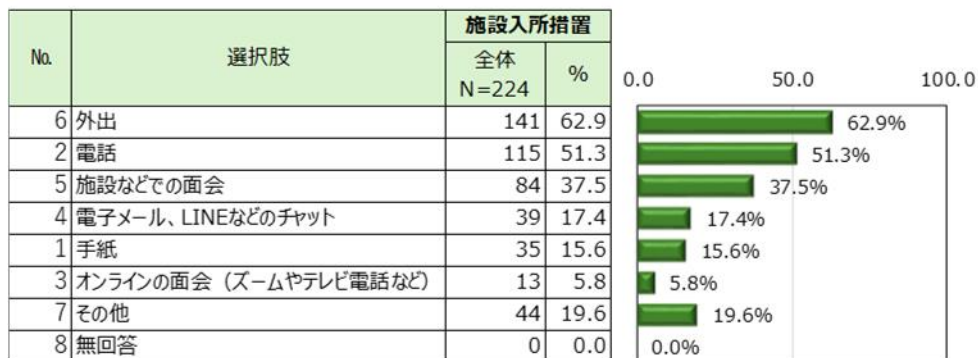
その他内容 ※一部抜粋	
母親のパートナー（施設入所措置）	
ペット（施設入所措置）	
里親、里親の家族（施設入所措置・里親等措置）	



16 家族との交流方法〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の家族や親せきとの交流方法【複数回答】では、「外出」(62.9%)が最も多く、次いで「電話」(51.3%)、「施設などでの面会」(37.5%)となっている。
- 里親等措置児童の家族や親せきとの交流方法【複数回答】では、「面会」(45.5%)が最も多く、次いで「外出」(31.8%)、「電話」「電子メール、LINEなどのチャット」(ともに 13.6%)となっている。

図表VI-16



※比率の降順

〔施設入所措置〕



※比率の降順

〔里親等措置〕

その他内容 ※一部抜粋
外泊。(施設入所措置)
行事。(施設入所措置)
児童相談所で面会。(施設入所措置)
同じ施設にいるから。(施設入所措置)
児相職員が家族の状況を教えてくれる。(施設入所措置)
施設に集まる。(里親等措置)

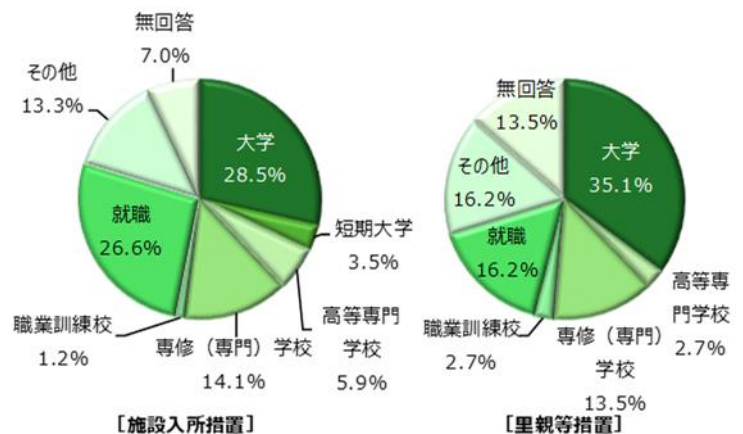
17 高校卒業後の希望進路〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の高校卒業後に希望する進路では、「大学」(28.5%)が最も多く、次いで「就職」(26.6%)、「専修（専門）学校」(14.1%)となっている。
- 里親等措置児童の高校卒業後に希望する進路では、「大学」(35.1%)が最も多く、次いで「就職」(16.2%)、「その他」(ともに 16.2%)、「専修（専門）学校」(13.5%)となっている。

図表VI-17

No.	選択肢	施設入所措置		里親等措置	
		全体 N=256	%	全体 N=37	%
1	大学	73	28.5	13	35.1
2	短期大学	9	3.5	0	0.0
3	高等専門学校	15	5.9	1	2.7
4	専修（専門）学校	36	14.1	5	13.5
5	職業訓練校	3	1.2	1	2.7
6	就職	68	26.6	6	16.2
7	その他	34	13.3	6	16.2
8	無回答	18	7.0	5	13.5

その他内容 ※一部抜粋
スポーツ専門学校、美容専門学校。（施設入所措置）
サッカー選手。バレーボール選手。（施設入所措置）
仕事もして大学も行きたい。（施設入所措置）
オーディションを受けたい。（施設入所措置）
陸上自衛隊に行きたい。（里親等措置）
警察学校。（里親等措置）
迷っている。決まっていない。（施設入所措置・里親等措置）

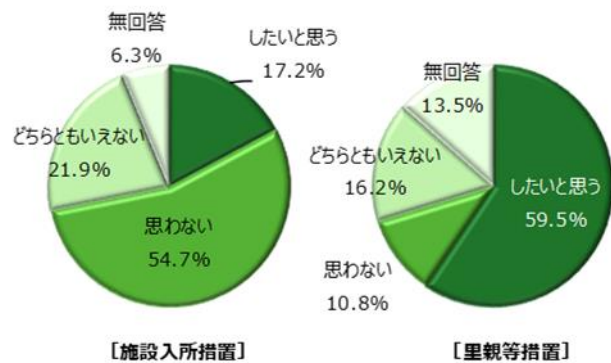


18 養育延長意向〔施設入所・里親等〕

- 施設入所措置児童の施設の養育延長（20 歳まで）意向では、「思わない」(54.7%)が最も多く、次いで「どちらとも言えない」(21.9%)、「したいと思う」(17.2%)となっている。
- 里親等措置児童の里親の養育延長（20 歳まで）意向では、「したいと思う」(59.5%)が最も多く、次いで「どちらとも言えない」(16.2%)、「思わない」(10.8%)となっている。

図表VI-18

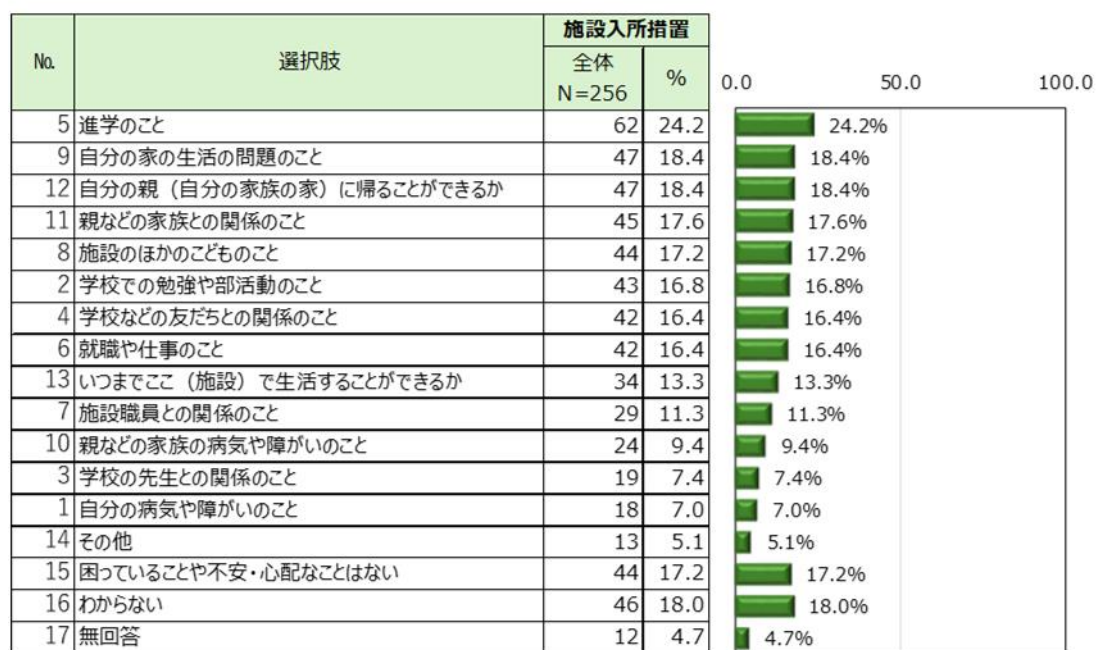
No.	選択肢	施設入所措置		里親等措置	
		全体 N=256	%	全体 N=37	%
1	したいと思う	44	17.2	22	59.5
2	思わない	140	54.7	4	10.8
3	どちらとも言えない	56	21.9	6	16.2
4	無回答	16	6.3	5	13.5



19 施設や里親家庭などでの生活での困りごとや不安【施設入所・里親等】

- 施設入所措置児童の現在の生活での困りごとや心配ごと【複数回答】では、「進学のこと」(24.2%)が最も多く、次いで「自分の家の生活の問題のこと」「自分の親（自分の家族の家）に帰ることができるか」(ともに 18.4%)、「親などの家族との関係のこと」(17.6%)となっている。
- 里親等措置児童の現在の生活での困りごとや心配ごと【複数回答】では、「学校などの友だちとの関係のこと」「進学のこと」(ともに 21.6%)が最も多く、「いつまでここ（里親家庭など）で生活することができるか」(18.9%)、「就職や仕事のこと」(13.5%)となっている。

図表VI-19 施設入所

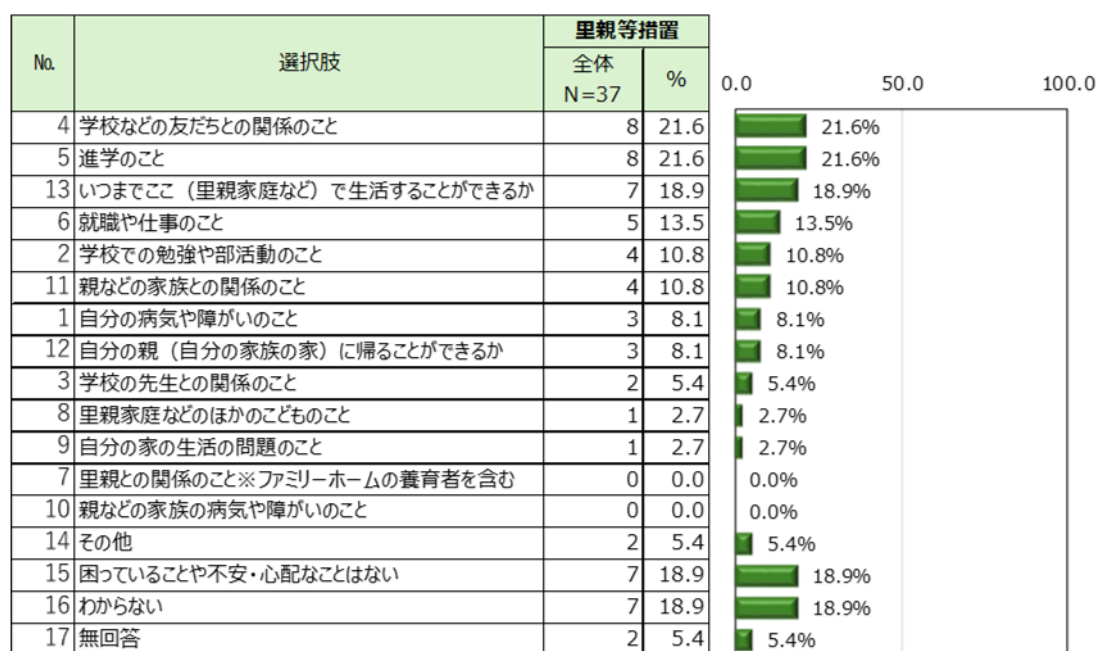


※比率の降順

【施設入所措置】

その他内容 ※一部抜粋
交流している家族のもとへ早く帰ることができるか。（施設入所措置）
将来の計画をどう立てるか。（施設入所措置）
お金や生活面のこと。（施設入所措置）
友達を遊べる範囲を広げてほしい。（施設入所措置）

図表VI-19 里親等



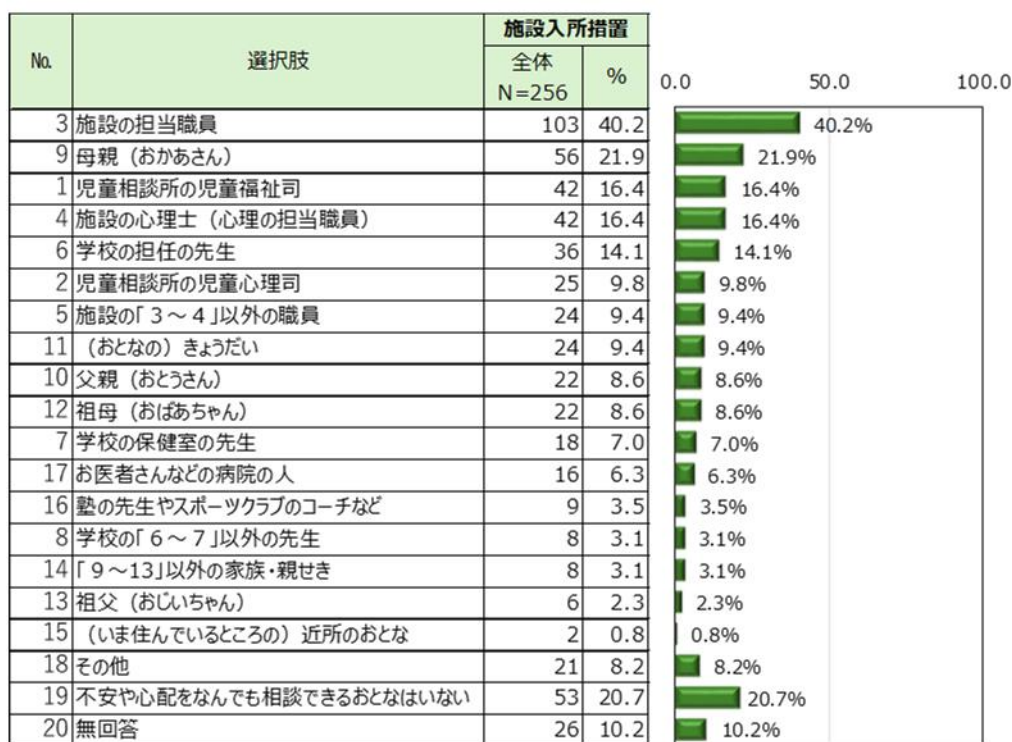
【里親等措置】

その他内容 ※一部抜粋
お金のこと。（里親等措置）

20 困りごとの相談先〔施設入所・里親等〕

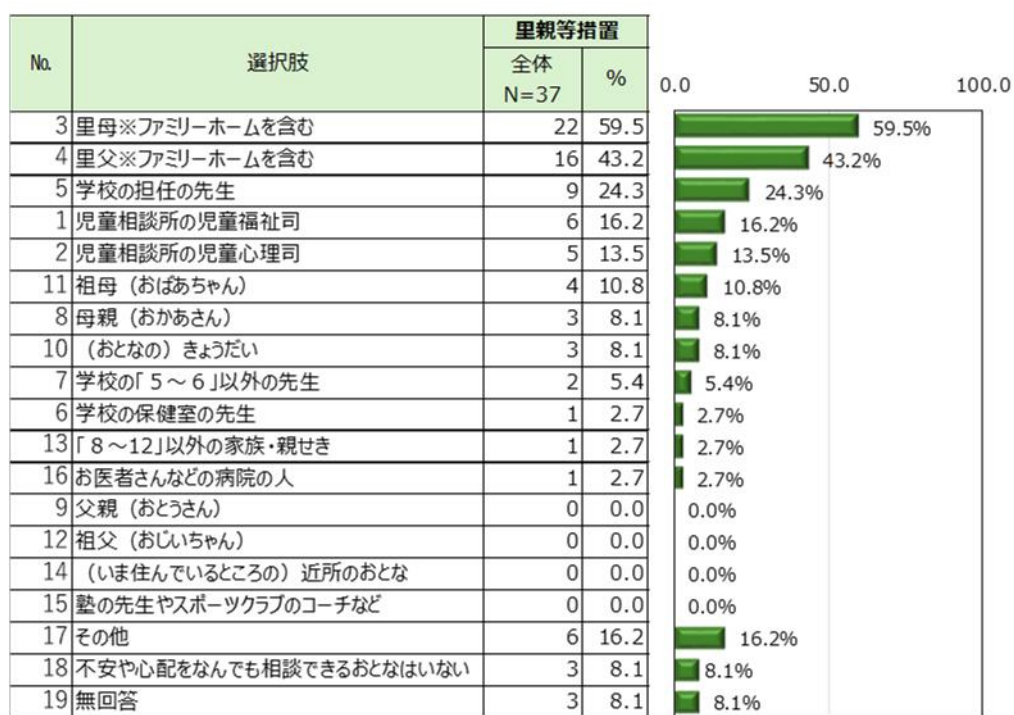
- 施設入所措置児童の現在の生活での相談相手【複数回答】では、「施設の担当職員」(40.2%)が最も多く、次いで「母親（おかあさん）」(21.9%)、「児童相談所の児童福祉司」「施設の心理士（心理の担当職員）」(ともに 16.4%)となっている。一方、「不安や心配をなんでも相談できるおとなはいない」(20.7%)は2割を占めている。
- 里親等措置児童の現在の生活での相談相手【複数回答】では、「里母（※ファミリーホームを含む）」(59.5%)が最も多く、次いで「里父（※ファミリーホームを含む）」(43.2%)、「学校の担任の先生」(24.3%)となっている。

図表VI-20 施設入所



その他内容 ※一部抜粋
学校の友達。（施設入所措置）
アドボケイト。（施設入所措置）
施設の信頼できる職員。（施設入所措置）
教会の人。（施設入所措置）
自分。（施設入所措置）
相談しない。（施設入所措置）

図表VI-20 里親等



【里親等措置】

その他内容 ※一部抜粋
前施設の職員。（里親等措置）
学校の友達や幼馴染。（里親等措置）
困っていることはない。（里親等措置）

21 県や施設・里親等に伝えたいこと【自由記述】〔施設入所・里親等〕

図表VI-21 施設入所

内 容	性別	年齢
門限（18時）を延長してほしい。外出の頻度（オキカの利用可能回数）を増やしてほしい。	女性	18歳
「彼女・彼氏をつくってはダメ」というルールをなくしてほしい。	男性	17歳
中学生からスマホを使えるようにしてほしい。	男性	12歳
カラオケバイトは可能にしてほしい。	女性	18歳
自分の通帳のお金をもっと自由に使えるようにしたい。	女性	14歳
石嶺児童園を建て替えてほしい。	男性	17歳
施設の周りの外灯を増やしてほしい。	男性	17歳
物や行事を増やしてほしい。	女性	13歳
寮内は衛生面において清潔な場所であってほしい。	女性	14歳
卒業するまでワーカーをかえないでほしい。	男性	8歳
子どもの数に対して職員の数が少なく、心理面接や面談がとりにくいなど日程が合いにくい。	女性	18歳
職員の中には、冷たい態度をとったり、意見や思いを聞こうとしない人もいる。	女性	14歳
本体と小規模の交流を増やして欲しい。	女性	14歳
女子、男子関係なく遊びたい。	女性	10歳
予備校を、無料でいけるようにしてほしい。	男性	16歳
兄弟姉妹で入った場合、距離感のとり方を教えてほしい。	女性	18歳
イジメにあっている子を見たり、（標的が）自分になったりするのをやめるように言っしてほしい。	答えたくない	11歳
見て見ぬふりをしないでほしい。	女性	16歳
気持ちが爆発しそうなきときはどうしたらよいか？周囲を気にせず自分のことに集中するにはどうしたらよいか？	男性	13歳
すべての人たちにとても気をつけて、我慢している気がする。	女性	13歳

図表VI-21 里親等

内 容	性別	年齢
お母さんとの面会を月 1 でしたい。	女性	9歳
今の子どもたちについてもっと調べてほしい。	女性	13歳
不安があった時には相談にのってほしい。	男性	15歳

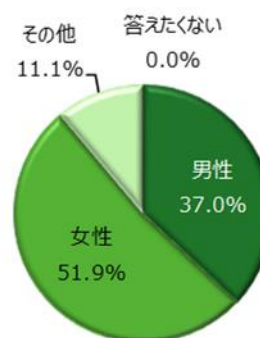
VII. 一時保護所入所児童アンケート結果

1 性別

- 性別では、「女性」が51.9%、「男性」が37.0%、「その他」が11.1%となっている。

図表VII-1

No.	選択肢	全体 N=27	%
1	男性	10	37.0
2	女性	14	51.9
3	その他	3	11.1
4	答えたくない	0	0.0

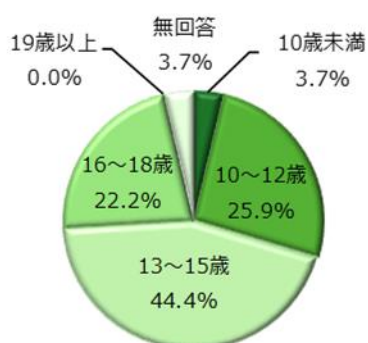


2 年齢

- 年齢では、「13～15 歳」(44.4%)が最も多く、次いで「10～12 歳」(25.9%)、「16～18 歳」(22.2%)となっている。

図表VII-2

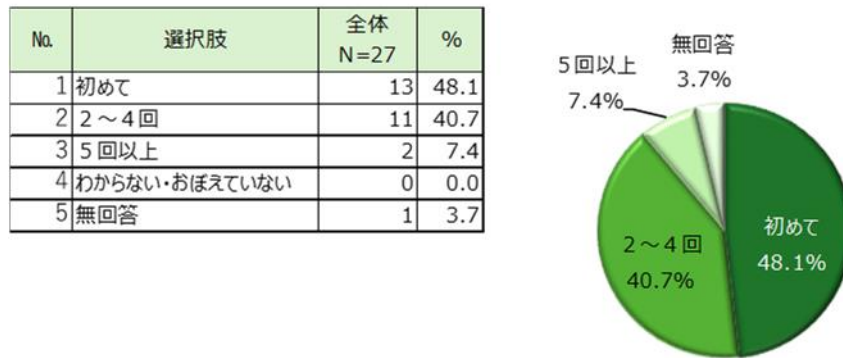
No.	選択肢	全体 N=27	%
1	10歳未満	1	3.7
2	10～12歳	7	25.9
3	13～15歳	12	44.4
4	16～18歳	6	22.2
5	19歳以上	0	0.0
6	無回答	1	3.7



3 一時保護の経験

- 一時保護の経験では、「初めて」(48.1%)が最も多く、次いで「2～4回」(40.7%)、「5回以上」(7.4%)となっている。

図表Ⅶ-3



4 学校種別

- 学校種別【集約】では、「中学校」(44.0%)が最も多く、次いで「小学校」(32.0%)、『高校』(24.0%)となっている。

図表Ⅶ-4



【集約】

『高校』:「全日制高校（県立・市立・私立）」+「定時制高校」+「通信制高校（県立・私立）」

5 一時保護生活の制約によるつらいことや悲しいこと

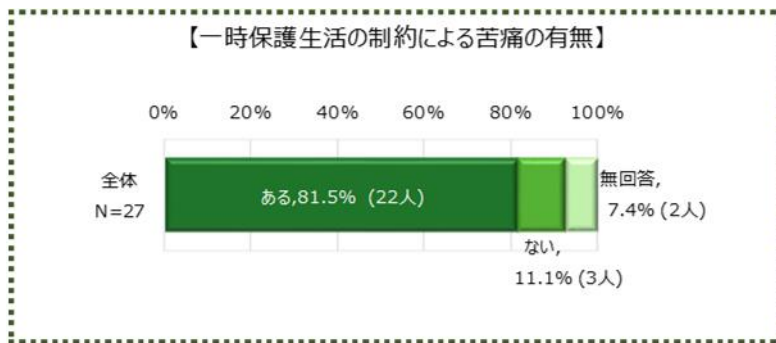
- 一時保護生活の制約によるつらいことや悲しいこと【複数回答】では、「外出ができないこと」(63.0%)が最も多く、次いで「友だちに会えないこと」「自分のおきにいりのものを持ってこられないこと」(ともに55.6%)、「日課が決まっていて、自由な時間が少ないこと」(40.7%)となっている。

図表Ⅶ-5



※比率の降順

その他内容 ※一部抜粋
私物回収。
スマホや電子機器が使えない。
メイクができない。

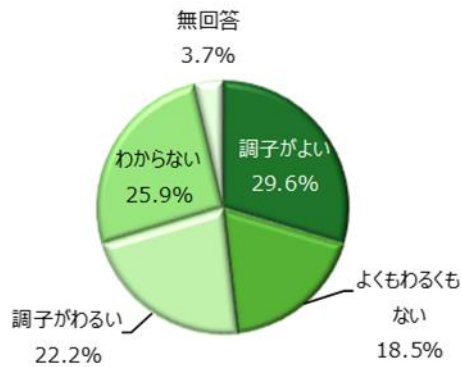


6 現在の体調

- 主観的健康観【集約】では、『調子がよい』(29.6%)が最も多く、次いで「わからない」(25.9%)、『調子がわるい』(22.2%)となっている。

図表Ⅶ- 6

No.	選択肢	全体 N=27	%
1	調子がよい	8	29.6
2	よくもわるくもない	5	18.5
3	調子がわるい	6	22.2
4	わからない	7	25.9
5	無回答	1	3.7



【集約】

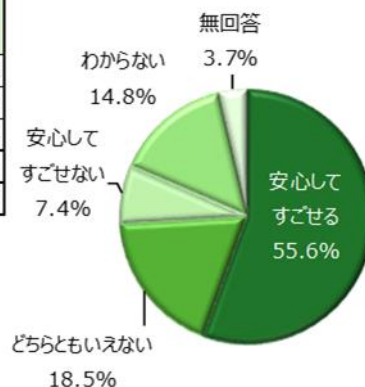
『調子がよい』：「調子がよい」+「どちらかといえば調子がよい」／『調子がわるい』：「どちらかといえば調子がわるい」+「調子がわるい」

7 施設の安心度

- 今の環境に対する安心度【集約】では、『安心してすごせる』(55.6%)が最も多く、次いで「どちらともいえない」(18.5%)、「わからない」(14.8%)となっている。

図表Ⅶ- 7

No.	選択肢	全体 N=27	%
1	安心してすごせる	15	55.6
2	どちらともいえない	5	18.5
3	安心してすごせない	2	7.4
4	わからない	4	14.8
5	無回答	1	3.7



【集約】

『安心してすごせる』：「安心してすごせる」+「どちらかといえば安心してすごせる」

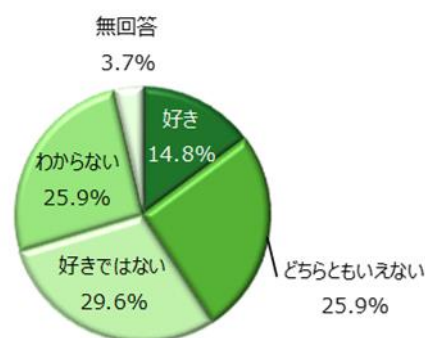
『安心してすごせない』：「どちらかといえば安心してすごせない」+「安心してすごせない」

8 自己肯定感

- 自己肯定感【集約】では、『好きではない』(29.6%)が最も多く、次いで「どちらともいえない」「わからない」(ともに 25.9%)、『好き』(14.8%)となっている。

図表Ⅶ-8

No.	選択肢	全体 N=27	%
1	好き	4	14.8
2	どちらともいえない	7	25.9
3	好きではない	8	29.6
4	わからない	7	25.9
5	無回答	1	3.7



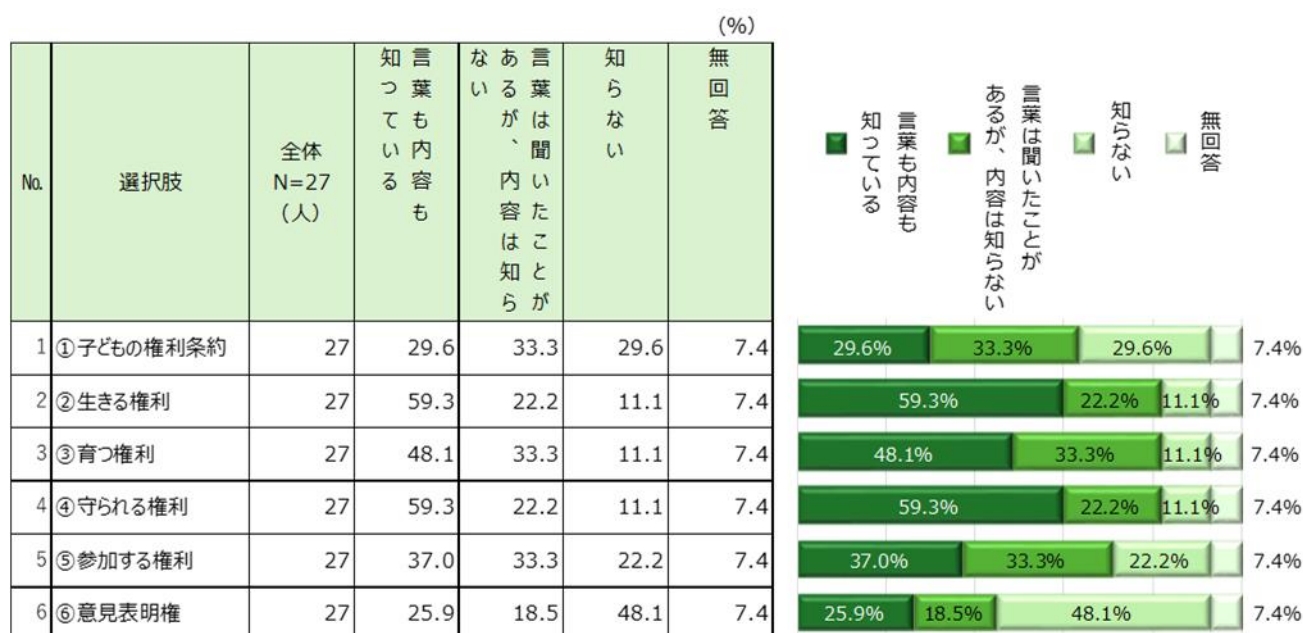
【集約】

『好き』：「好き」+「どちらかといえば好き」／『好きではない』：「どちらかといえば好きではない」+「好きではない」

9 権利の認知

- 権利の認知では、言葉も内容も知っているは「②生きる権利」「④守られる権利」(ともに 59.3%)が約 6 割を占めている。一方、知らないは「⑥意見表明権」(48.1%)が約 5 割を占めて他と比べると高くなっている。

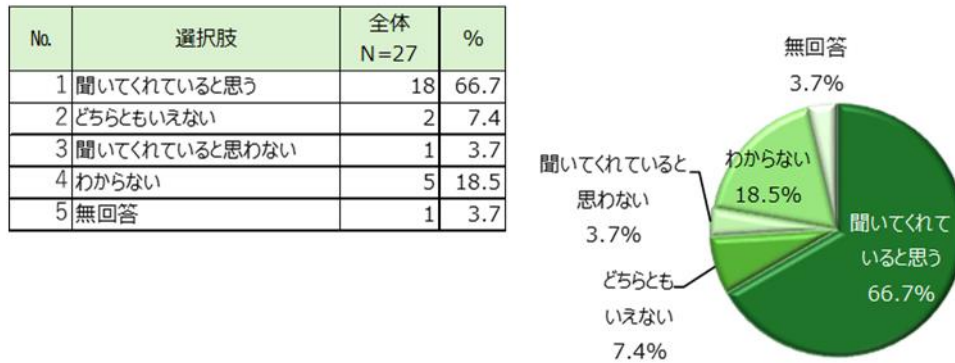
図表Ⅶ-9



10 現在の施設での意見聴取

- 施設による意見聴取状況【集約】では、『聞いてくれていると思う』(66.7%)が最も多く、次いで「わからない」(18.5%)、「どちらともいえない」(7.4%)となっている。

図表Ⅶ-10



【集約】

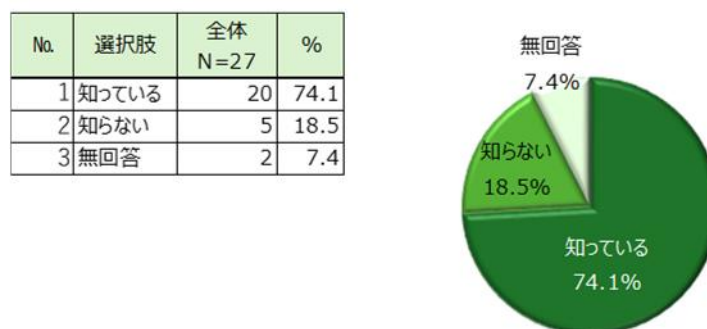
『聞いてくれていると思う』：「聞いてくれていると思う」+「どちらかといえば聞いてくれていると思う」

『聞いてくれていると思わない』：「どちらかといえば聞いてくれていると思わない」+「聞いてくれていると思わない」

11 アドボケイトの認知

- アドボケイトの認知では、「知っている」が74.1%、「知らない」が18.5%となっている。

図表Ⅶ-11



12 アドボケイトに気持ちや意見を聞いてもらったことの有無

- アドボケイトに気持ちや意見を聞いてもらったことの有無では、「聞いてもらったことがある」が 60.0%、「聞いてもらったことがない」が 40.0%となっている。

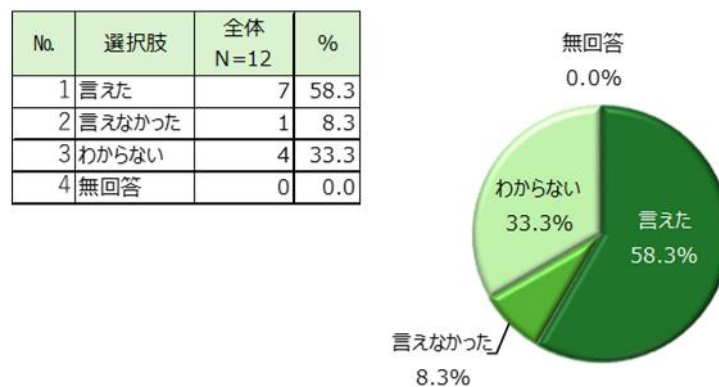
図表Ⅶ-12



13 アドボケイトに気持ちや意見を言えたか

- アドボケイトへの発言状況【集約】では、『言えた』(58.3%)が最も多く、次いで「わからない」(33.3%)、『言えなかった』(8.3%)となっている。

図表Ⅶ-13



【集約】

『言えた』：「たくさん言えた」+「すこし言えた」／『言えなかった』：「あまり言えなかった」+「言えなかった」

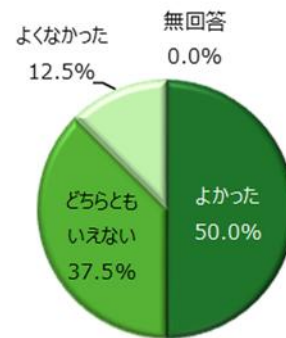
14 アドボケートに気持ちや意見を言えてよかったか

- アドボケートへ発言したことへの感想【集約】では、『よかった』(50.0%)が最も多く、次いで「どちらともいえない」(37.5%)、『よくなかった』(12.5%)となっている。

図表Ⅶ-14

No.	選択肢	全体 N=8※	%
1	よかった	4	50.0
2	どちらともいえない	3	37.5
3	よくなかった	1	12.5
4	無回答	0	0.0

※『言えた』+「あまり言えなかった」



【集約】

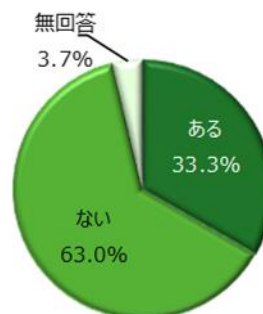
『よかった』：「とてもよかった」+「よかった」／『よくなかった』：「あまりよくなかった」+「よくなかった」

15 一時保護後の家族との面会有無

- 一時保護後、家族と面会はあるかでは、「ない」が63.0%、「ある」が33.3%となっている。

図表Ⅶ-15

No.	選択肢	全体 N=27	%
1	ある	9	33.3
2	ない	17	63.0
3	無回答	1	3.7



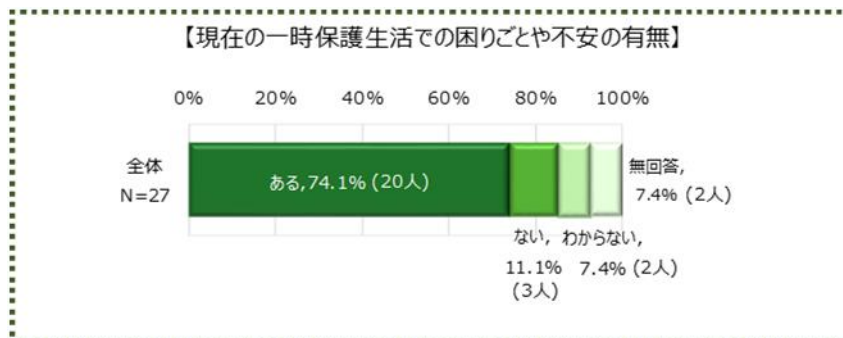
16 一時保護生活での困りごとや不安

- 現在の生活での困りごとや心配ごと【複数回答】では、「学校などの友だちとの関係のこと」(48.1%)が最も多く、次いで「学校での勉強や部活動のこと」(44.4%)、「親などの家族との関係のこと」「自分の家（自分の家族の家）に帰ることができるか」(ともに 40.7%)となっている。

図表Ⅶ-16



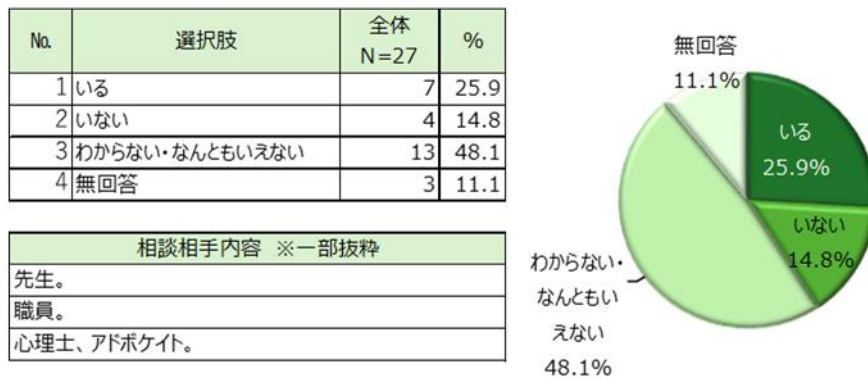
※比率の略順



17 一時保護生活のなかでの相談相手の有無

- 相談相手の有無では、「わからない・なんともいえない」(48.1%)が最も多く、次いで「いる」(25.9%)、「いない」(14.8%)となっている。相談相手の内容は、「先生・職員」(6人)となっている。

図表Ⅶ-17



18 県や施設・里親等に伝えたいこと【自由記述】

図表Ⅶ-18

内 容	性別	年齢
・自分の時間がほしい。・友達に会いたい。・所外活動したい。・私物出したい。	女性	13歳
けんかをなくしてほしい。	男性	13歳
兄弟に会いたい。	女性	18歳

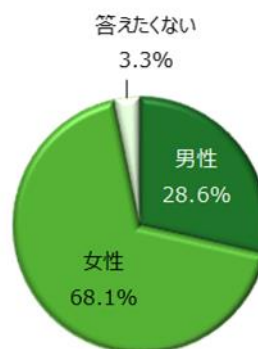
VIII. 社会的養護経験者アンケート結果

1 性別

- 性別では、「女性」が68.1%、「男性」が28.6%、「答えたくない」が3.3%となっている。

図表Ⅷ-1

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	男性	26	28.6
2	女性	62	68.1
3	その他	0	0.0
4	答えたくない	3	3.3

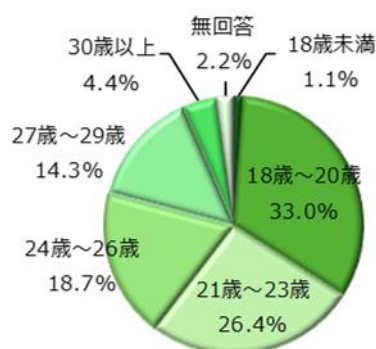


2 年齢

- 年齢では、「18 歳～20 歳」(33.0%)が最も多く、次いで「21 歳～23 歳」(26.4%)、「24 歳～26 歳」(18.7%)となっている。

図表Ⅷ-2

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	18歳未満	1	1.1
2	18歳～20歳	30	33.0
3	21歳～23歳	24	26.4
4	24歳～26歳	17	18.7
5	27歳～29歳	13	14.3
6	30歳以上	4	4.4
7	無回答	2	2.2



3 最後に生活していた施設・里親家庭等

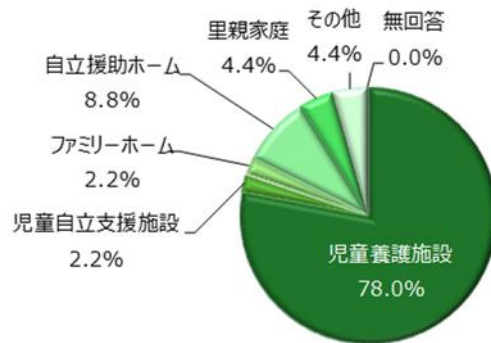
- 最後に生活していた施設・里親家庭等では、「児童養護施設」(78.0%)が最も多く、次いで「自立援助ホーム」(8.8%)、「里親家庭」「その他」(ともに 4.4%)となっている。

図表Ⅷ- 3

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	児童養護施設	71	78.0
2	児童自立支援施設	2	2.2
3	児童心理治療施設※	0	0.0
4	ファミリーホーム	2	2.2
5	自立援助ホーム	8	8.8
6	里親家庭	4	4.4
7	その他	4	4.4
8	無回答	0	0.0

※：旧情緒障害児短期治療施設

その他内容 ※一部抜粋
覚えていない。

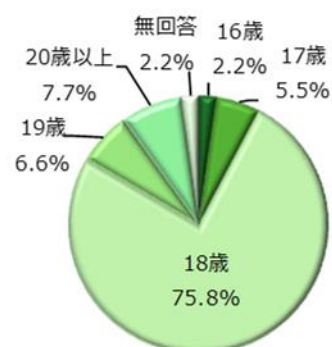


4 入所や委託が解除になった年齢

- 入所や委託が解除になった年齢では、「18 歳」(75.8%)が最も多く、次いで「20 歳以上」(7.7%)、「19 歳」(6.6%)となっている。

図表Ⅷ- 4

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	16歳	2	2.2
2	17歳	5	5.5
3	18歳	69	75.8
4	19歳	6	6.6
5	20歳以上	7	7.7
6	無回答	2	2.2

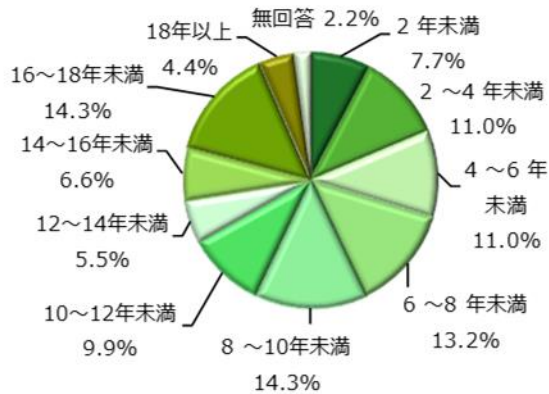


5 施設や里親家庭等で生活していた期間

- 施設や里親家庭等で過ごした合計の期間では、「8～10年未満」「16～18年未満」(ともに14.3%)が最も多く、次いで「6～8年未満」(13.2%)、「2～4年未満」「4～6年未満」(ともに11.0%)となっている。

図表Ⅷ-5

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	2年未満	7	7.7
2	2～4年未満	10	11.0
3	4～6年未満	10	11.0
4	6～8年未満	12	13.2
5	8～10年未満	13	14.3
6	10～12年未満	9	9.9
7	12～14年未満	5	5.5
8	14～16年未満	6	6.6
9	16～18年未満	13	14.3
10	18年以上	4	4.4
11	無回答	2	2.2



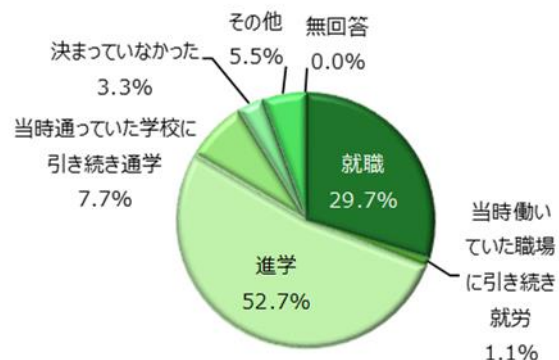
6 施設や里親家庭等を出た直後の進路

- 施設や里親家庭等を出た直後の進路では、「進学」(52.7%)が最も多く、次いで「就職」(29.7%)、「当時通っていた学校に引き続き通学」(7.7%)となっている。

図表Ⅷ-6

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	就職	27	29.7
2	当時働いていた職場に引き続き就労	1	1.1
3	進学	48	52.7
4	当時通っていた学校に引き続き通学	7	7.7
5	決まっていなかった	3	3.3
6	その他	5	5.5
7	無回答	0	0.0

その他内容 ※一部抜粋	
親になった。	
夜間大学に通いながら就労。	



7 生活形態・学校種別・就労形態

- 生活形態【複数回答】では、「働いている（パート・アルバイト・日やといを含む）」(72.5%)が最も多く、次いで「学校に通っている（実際には通学しないオンラインで授業を受ける学校や通信制の学校等を含む）」(27.5%)、「未就労・未就学」(7.7%)となっている。就学している人の学校種別【集約】では、「大学、短期大学、専門学校」が 96.0%、『高校』が 4.0%となっている。就労している人の就労形態では、「正規社員、正規職員など」「アルバイト、日やといなど」(ともに 37.9%)が最も多く、次いで「契約社員、派遣社員、パートなど」(22.7%)、「その他」(1.5%)となっている。

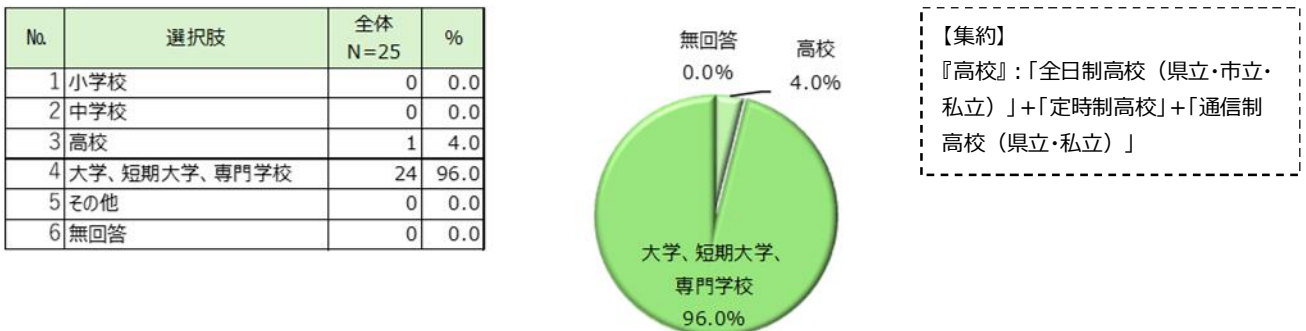
図表Ⅷ-7 生活形態



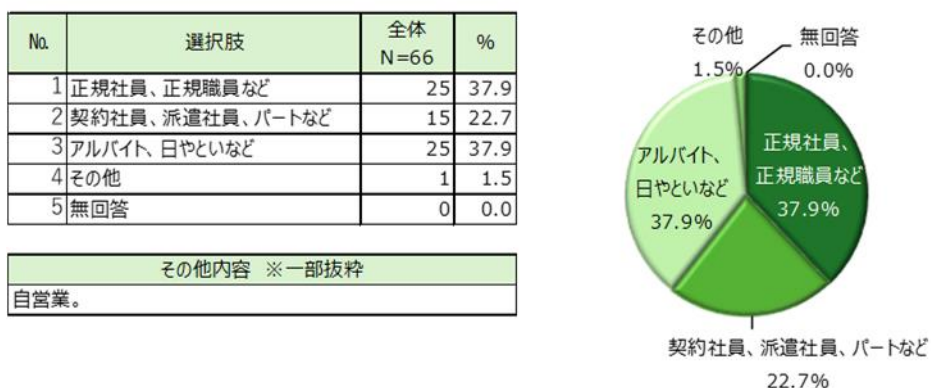
※比率の略順

その他内容 ※一部抜粋	
大学を休学してワーキングホリデーでオーストラリアに来ている。	
接客業。	
就労移行。	
妊娠中。	

図表Ⅷ-7 学校種別



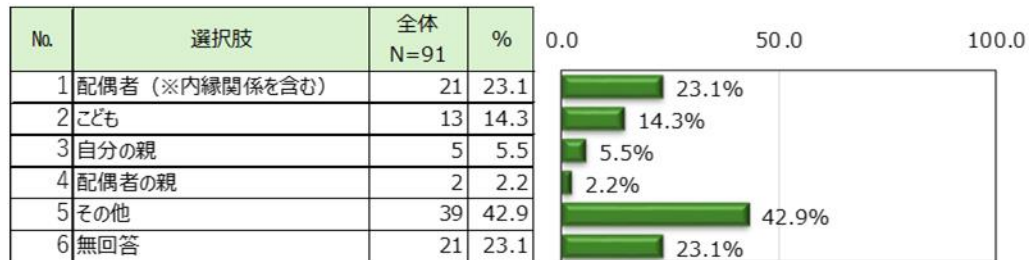
図表Ⅷ-7 就労形態



8 同居家族

- 同居家族【複数回答】では、「その他」(42.9%)が最も多く、次いで「配偶者（※内縁関係を含む）」(23.1%)、「子ども」(14.3%)となっている。その他の内容は、「ひとり暮らし（単身世帯）」(26人)や「パートナー・恋人」(4人)などとなっている。

図表Ⅷ-8



※比率の降順

その他内容 ※一部抜粋
ひとり暮らし（単身世帯）。
パートナー・恋人。
グループホーム・里親。
家族。
友達。

9 現在の体調

- 主観的健康観【集約】では、『調子がわるい』(36.3%)が最も多く、次いで『調子がよい』(33.0%)、「よくもわるくもない」(26.4%)となっている。

図表Ⅷ-9



【集約】

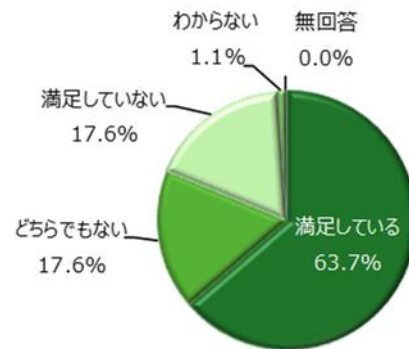
『調子がよい』：「調子がよい」+「どちらかといえば調子がよい」／『調子がわるい』：「どちらかといえば調子がわるい」+「調子がわるい」

10 現在の生活の満足度

- 生活の満足度【集約】では、『満足している』(63.7%)が最も多く、次いで「どちらでもない」「満足していない」(ともに 17.6%)、「わからない」(1.1%)となっている。

図表Ⅷ-10

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	満足している	58	63.7
2	どちらでもない	16	17.6
3	満足していない	16	17.6
4	わからない	1	1.1
5	無回答	0	0.0



【集約】

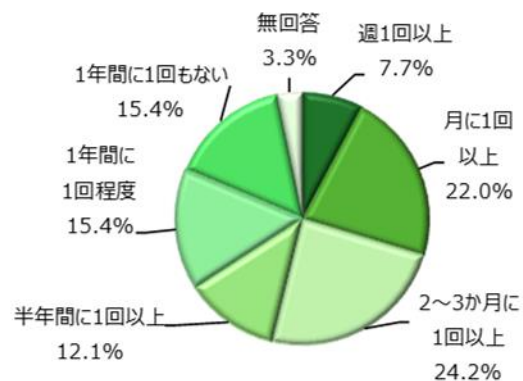
『満足している』：「とても満足している」+「まあ満足している」／『満足していない』：「あまり満足していない」+「満足していない」

11 最後に生活していた施設・里親家庭等との連絡頻度

- 最後に生活していた施設や里親家庭等との連絡頻度では、「2～3 か月に 1 回以上」(24.2%)が最も多く、次いで「月に 1 回以上」(22.0%)、「1 年間に 1 回程度」「1 年間に 1 回もない」(ともに 15.4%)となっている。

図表Ⅷ-11

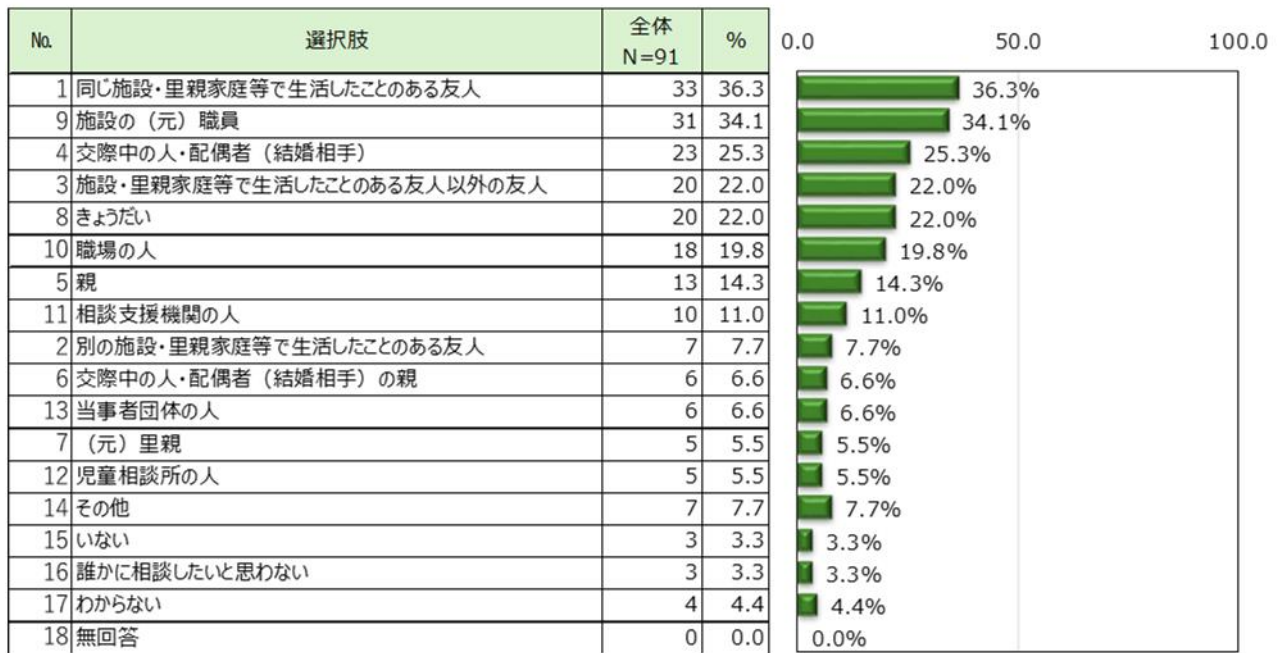
No.	選択肢	全体 N=91	%
1	週1回以上	7	7.7
2	月に1回以上	20	22.0
3	2～3か月に1回以上	22	24.2
4	半年間に1回以上	11	12.1
5	1年間に1回程度	14	15.4
6	1年間に1回もない	14	15.4
7	無回答	3	3.3



12 困りごとの相談相手

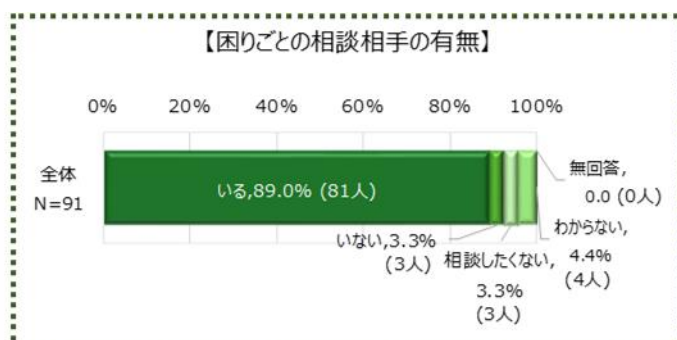
- 困りごとの相談先【複数回答】では、「同じ施設・里親家庭等で生活したことのある友人」(36.3%)が最も多く、次いで「施設の（元）職員」(34.1%)、「交際中の人・配偶者（結婚相手）」(25.3%)となっている。

図表Ⅷ-12



※比率の降順

その他内容 ※一部抜粋
アフターケア相談室「にじのしずく」。
叔母。
母親の友人。
学校の先生や友達。



13 施設・里親家庭等での生活時に受けた対応やサポート

- 措置時の対応【集約】では、『よかった』(71.4%)が最も多く、次いで「どちらともいえない」(14.3%)、『よくなかった』(9.9%)となっている。

図表Ⅷ-13



【集約】

『よかった』：「よかった」+「どちらかといえばよかった」／『よくなかった』：「どちらかといえばよくなかった」+「よくなかった」

14 施設・里親家庭等から受けた対応やサポートで特によかったことや今後改善してほしいこと 【自由記述】

図表Ⅷ-14

(特によかったこと)

内 容	性別	年齢	施設種別
一人暮らしをしていてわからない事があつたら連絡したらわかりやすく教えてくれる。	男性	18	児童養護施設
話を聞きに来てくれたり、アフターケアが充実していてとてもいい。	女性	19	児童養護施設
卒業した後もコロナ中に物資の支援や補助金など生活苦しかった中、サポートしてくれた。	女性	23	児童養護施設
ごく普通の生活ができたから。	女性	25	児童養護施設
私は施設で生活していた時から部活動などを中心に様々なことにチャレンジし、それを全力でバックアップしてくれた施設の職員や家族には本当に感謝してもしきれません。現在も大学を休学して海外で生活しているのですが、施設の先生方のまめな連絡は海外で生活してる私の安心材料にもなっています。	女性	22	児童養護施設
生活していた時は、卒園後のことを考えてお金のことや自立に向けた勉強をする機会があり助かった。また、退園後も物資支援やコロナ禍の時は金銭的な支援もあり、また定期的に連絡を取れるのも良かった。	女性	22	児童養護施設
施設を卒業して、実際一人暮らしを始めたとき、慣れない環境の中で施設の生活がどれだけ恵まれていたのかを改めて実感した。食事やなんかあった時に気軽に相談できる環境は当たり前ではなく、自分一人で生きていく力を身につけるきっかけにもなった。	女性	30	児童養護施設
人間関係の取り方や、将来に向けての進路についてと一緒に考えてくれる場所であった。	男性	20	児童養護施設
退所後の将来を見据えて、自身の課題を指摘し改善に努めてくれた。	男性	21	児童養護施設
子供のオムツとかミルクとかもらえる。 週に一回施設で育った人たちと合流がある。 仕事探しを手伝ってくれる。	女性	22	児童養護施設
1つ良かったところは、夏冬の衣類の買い物！社会人になって思う。なかなか買い物に2万円かけるのは難しいから、すごく助かった。ありがとうございます。	女性	20	児童養護施設
血は繋がっていないくても我が子のように真剣に向き合ってくれて叱ってくれて励ましてくれたから愛情を感じたし大人になってこどもを持った事で更に感謝できた。	女性	27	児童養護施設
当時行っていた部活動のサポートを手厚くサポートしてくれていた。	男性	22	児童養護施設
アフターケアも充実している。	女性	19	児童養護施設
施設を出た後の金銭的な支援などがあり、鬱で働けなくなった時、生活困窮していた時に助かった。	答えたくない	28	児童養護施設
すごく愛情をもらいました。	男性	19	児童養護施設
職員の人達が沢山 話してくれたので良かったです。改善した方がいいところは特に無し。	男性	21	児童養護施設
卒業した後の1人暮らしがコロナ中だった為食料や金銭面での援助をしてくれた。	女性	23	児童養護施設
1番印象に残っているよかった事は兎相のワーカーの先生（女性）が施設から自宅に母親が連れ戻そうとした時に母親が殴ってくるのを、わかったのに対応してくれた事。おかげで母親は強制入院をする事ができた。	女性	38	児童養護施設
自立支援の児童養護施設にいたので、1人で生活するとなった時困らなかつた。	男性	25	児童自立支援施設
衣食住に困らず里親も気軽に話せる仲でわるけど、年齢が上がるにつれて、学校など出来ること（親の元で生活している子よりも）が限られてしまて息が詰まってしまうことが度々あった。	女性	20	里親家庭
勉強の大切さを教えてくれたところ、自分の進みたい道を尊重してサポートしてくれたところ。	女性	25	里親家庭

(今後改善してほしいこと)

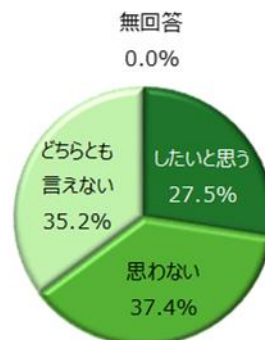
内 容	性別	年齢	施設種別
子供の事もっとわかって欲しい。	男性	19	児童養護施設
金銭の支援など、物資の支援。	男性	20	児童養護施設
縛り過ぎはよくないと思います。	女性	22	児童養護施設
改善点として卒園後は、ある程度の距離感を持って自分の力で頑張りたい！なので近況を聞いてくれるのは嬉しいが細かいところまで把握されるのは少し億劫に感じる。	女性	22	児童養護施設
卒園したら必ずしも、良い環境に恵まれるとは限らないので、可能であれば支援金や、既に支援していただいている物資の提供が必要。	男性	27	児童養護施設
改善点としては、県外で暮らしている卒業生に施設職員が会いに行ける環境があると、嬉しいです。	女性	30	児童養護施設
SNS制限するのは分かるけど、友達付き合いもあるし、学生は一生の思い出になる。もう少し考えてあげて欲しい。管理の元Instagramを使うこともできる！門限ももう少し緩くして欲しい。友達と遊びに行く所何時に帰ってくるか、の時間を記入する紙を作ればいいと思う！児童園にいるからって言うのを言いたくない子もいるし、それが原因で友達と上手く行かないことだってある。友達との外泊もできないし。何かあってからじゃ遅いのは分かるが、学生の時にしかできないことを増やして欲しい。お小遣いもっと増やしてあげてー。お願いします。	女性	20	児童養護施設
サポートの一覧だして欲しい。そもそも3月にまとまって支援金を受け取っても、何で貰ったか分からない。4月の学費でほとんど消えていくためもらったと思えない。施設出身者を対象に住める学生寮のようなものが欲しい。貰うのもそれ一度きりなのが困る。県外進学と県内進学で貰える額が違うのも納得がいかない。成人式でお祝い金を貰える施設があるのとなない施設があるのも納得がいかない。	女性	20	児童養護施設
卒園後 わからなくて悩んでる時や相談聞いて欲しい時に施設に行った時にまた来たの？？て冗談かもしれないがそう言われた時はがっかりした。おかえり。の一言や何回も行ってんなら元気そうだね～の一言欲しいかった。結局気まずいのですぐ帰ってなにも話せなかった。	女性	28	児童養護施設
自動車免許を取得するための制度など退所後期限が決められてと思うが、それをもう少し伸ばして欲しい。	答えたくない	28	児童養護施設
子供たちの意見にもっと耳を傾けて欲しい。SOSを出てたのを気づいて欲しい。	女性	18	児童養護施設
改善してほしい事は、先生方も忙しいので仕方ない事だけど、対応が大変な子が優先でそこまで問題を起こさない子は、優先順位が低い印象を受けていた。実際、社会人になって、あまり対応されてなかった子も精神的に問題を抱えて自殺未遂を繰り返したり、生活に困っている子も多い印象。	女性	38	児童養護施設

15 養育延長意向

- 施設や里親の養育延長（20 歳まで）意向では、「思わない」(37.4%)が最も多く、次いで「どちらとも言えない」(35.2%)、「したいと思う」(27.5%)となっている。

図表Ⅷ-15

No.	選択肢	全体 N=91	%
1	したいと思う	25	27.5
2	思わない	34	37.4
3	どちらとも言えない	32	35.2
4	無回答	0	0.0



16 養育延長を希望する理由 [自由記述]

図表Ⅷ-16

内 容	性別	年齢	施設種別
働くのめんどいから。	男性	19	児童養護施設
18歳でも、まだまだ経験が足りない事もあったり、社会に出るまでのマナー等知らない事が多くその時に身近にすぐわからない事を聞ける社会人(職員)がいた方が安心。	女性	25	児童養護施設
突然社会に出て対応出来るまである程度の期間が必要だと思うから。	男性	27	児童養護施設
金銭面で大変だから。	女性	23	児童養護施設
大人に頼りやすくなるから。	男性	20	児童養護施設
20まではまだ成人なりたてなので。	男性	27	児童養護施設
自分は思わないが、施設から出て家がない、仕事がなかなかできないという人たちがたくさんいるからです。	女性	22	児童養護施設
施設に入れば安定した生活ができるため。進学先が遠いのであれば施設を移動できるようにして欲しい。そうまでも安定した生活が欲しい。そして施設出てから親族から金の無心を受けたり、身の安全が脅かされたりするのであれば、しっかりとした職に就くまでは園にいたかった。	女性	20	児童養護施設
施設を出てからうまくいかない子をたくさん見てきたから。希望制にしてルールを変えてでも大学卒業後、就職して1年などサポートをして欲しい。お金の面や税金、行政などのわからない事が多い。そして卒園した後はなかなか相談しづらいと思う。	女性	27	児童養護施設
いきなり施設から出されてもなにしたらいいかわからない。手続きや、ご飯の準備など。	女性	28	児童養護施設
私自身が18歳の3月に大学進学を決まったので、すぐに住居とか探すとすると間に合わなかったから。	女性	18	児童養護施設
自分は早く一人暮らしをしたいという思いがかなり強かったので、個人的には延長は無しです。ですが、自分のように家族からの支援がない子が いざ高校を卒業して、進学するにしても就職をするにしても 急に退園というのは(児童養護施設で一人暮らし体験)があるにしても 難しいと思います(たかだか数ヶ月の体験で何を身につけると？やるんだったら最低でも1年はするべき、自分の場合はそもそも無かったし)。措置延長があったら 園児達にとって2年の有余があるのは精神的に 楽だし、社会性を身につける上でも、心の準備をするのに大切だと思います！ 特に親や兄弟との関わりが少ない子や全くない子の場合、措置延長は絶対にすべき事だと思いますね。	男性	21	児童養護施設
サポートが受けられるから。	女性	20	ファミリーホーム
貯金できる額を増やしたい。	女性	23	自立援助ホーム
情緒の安定。とお金や書類の確認などが1人だとわからないことが多いから。	女性	20	里親家庭
大学に進むとなると進学と1人で学業と生活していくお金を稼ぎながら金銭管理、家事等を両立させるのは厳しいと思う。高校と大学などでは同じ学びでも求められることが全然違うから慣れるのに時間がかかると思う。	女性	25	里親家庭
環境の変化が大きい時期だと思うので心の余裕が無くなるから。	女性	22	里親家庭

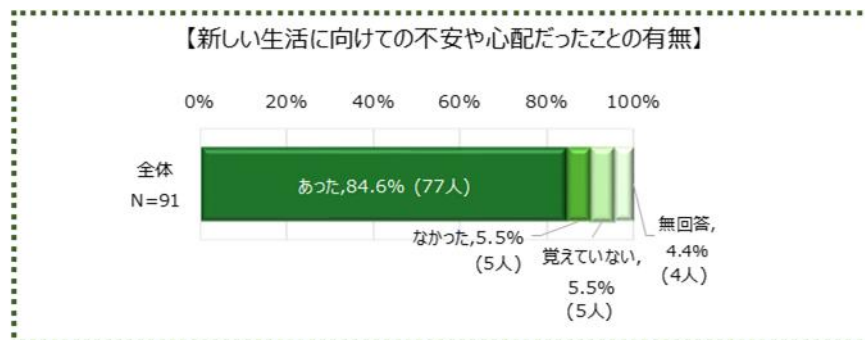
17 新しい生活に向けて不安や心配だったこと

- 施設や里親家庭等を離れ、新しい生活にむけての不安や心配はあったか【複数回答】では、「生活費や学費のこと」(59.3%)が最も多く、次いで「住まいのこと」(42.9%)、「人間関係のこと」(39.6%)となっている。

図表Ⅷ-17



※比率の降順



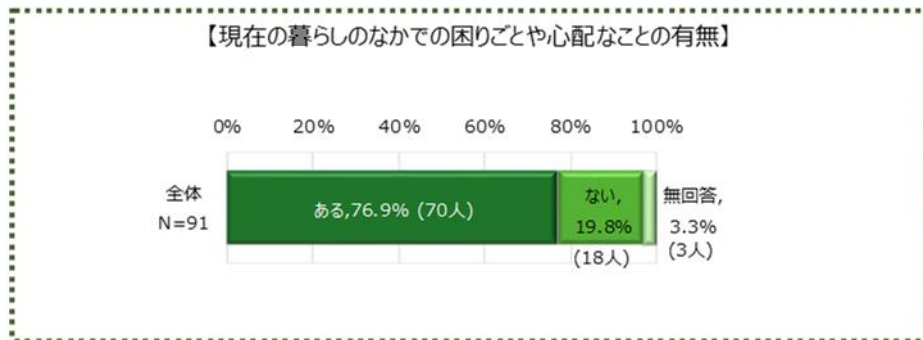
18 現在の暮らしのなかでの不安や心配ごと

- 現在の生活での困りごと、不安や心配ごと【複数回答】では、「生活費や学費のこと」(41.8%)が最も多く、次いで「将来のこと」(38.5%)、「仕事のこと」「住まいのこと」「健康のこと（身体面）」(ともに22.0%)となっている。

図表Ⅷ-18



※比率の降順



19 県や施設・里親等に伝えたいこと【自由記述】

図表Ⅷ-19

内 容	性別	年齢
同じ養護施設を退園した仲間が幼馴染としていてくれて、一緒に生活した事を誇りと思える。行事などを通して施設を知ってもらいたい。	女性	25歳
施設で育ったことが周囲と違い、引きこもりになる人もいるので、定期的に連絡を取り合う方が良い。	女性	22歳
・繰り返し見相に入る子どもは気にかけてアプローチしてほしい。 ・虐待などの経験があるので入所後は心理的なケアをしてほしい。 ・施設でルールやできることが違うのはやめてほしい。 ・地域小規模は同じ学校校区にしてほしい。小規模に入ると園庭で遊ぶこともあまり出来ず、お互いを知らないことも多いので、個室にしてほしい。	女性	20歳
施設にいる時から、施設を出た後の親との関わり方や卒園生を集めて実際にどんな事で困ったのか、どうすればよかったかなどの話し合いの機会を増やして、行政に提出できる仕組みをつくって欲しい。	女性	27歳
暴力はやめてほしい。	男性	31歳
社会に出てからお金の管理が難しく感じたので、勉強出来る機会があれば良い。	女性	29歳
・周りの目を気にして、自分が里親と言える友達がおらず、いつも嘘をついてしまうのが辛い。 ・一人暮らしを始めるために必要なことを学べる講座などをやってほしい。	女性	20歳
個々の心の傷について、幼少期での愛着の自覚がないと成人以降苦しめる場合もあるので、自身の精神衛生を勉強する機会があったら生きやすさに繋がるのでは。	女性	22歳
解除後や退所後の生活の支援先を増やしてほしい。幅広い年代の退所者のリアルな声に耳を傾けてほしい。	女性	38歳

沖縄県社会的養育推進計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

発行 沖縄県 こども未来部 こども家庭課

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL: 098-866-2174

FAX: 098-868-2402

<https://www.pref.okinawa.lg.jp/>
